

VI. 関係諸規程等

1. 国立大学法人宮崎大学基本規則

平成16年4月1日
制 定

改正	平成17年1月20日	平成17年3月30日
	平成17年5月26日	平成17年9月22日
	平成18年3月30日	平成19年3月30日
	平成19年5月24日	平成19年10月25日
	平成20年1月24日	平成20年2月28日
	平成20年3月31日	平成20年6月26日
	平成21年4月23日	平成21年7月2日
	平成22年3月30日	平成22年6月24日
	平成22年9月22日	平成23年9月1日
	平成24年3月29日	平成24年11月22日
	平成25年6月27日	平成26年2月6日
	平成26年3月28日	平成26年10月23日
	平成27年3月26日	

目次

第1章	総則（第1条－第7条）
第2章	教育研究組織等（第8条－第17条）
第3章	役員及び職員等（第18条－第42条）
第4章	運営組織等（第43条－第50条）
第5章	財務・会計（第51条－第54条）
第6章	点検・評価等（第55条－第56条）
第7章	その他（第57条－第58条）
	附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、国立大学法人宮崎大学（以下「本法人」という。）及び本法人が設置する宮崎大学（以下「本学」という。）の教育研究組織等、役員、職員及び運営組織等その他の基本事項を定める。

（目的及び使命）

第2条 本法人及び本学（以下「本学等」という。）は、人類の英知の結晶としての学術・文化に関する知的遺産を継承・発展させ、豊かな人間性と創造的な課題解決能力を備えた人材の育成を目的とし、学術・文化の基軸として、地域社会及び国際社会の発展と人類の福祉の向上に資することを使命とする。

（事務所の所在地）

第3条 本学等の主たる事務所は、宮崎県宮崎市学園木花台西1丁目1番地に置く。

（資本金）

第4条 本法人の資本金は、国立大学法人法（以下「法人法」という。）第7条に規定する政府出資金とする。

（業務の範囲）

第5条 本法人は、次の業務を行う。

- (1) 宮崎大学を設置し、これを運営すること。
- (2) 本学学生に対し、修学、進路選択及び心身の健康等に関する相談その他の援助を行うこと。
- (3) 本法人以外の者から委託を受け、又はこれと共同して行う研究の実施その他の本法人以外の者との連携による教育研究活動を行うこと。
- (4) 公開講座の開設その他の本学学生以外の者に対する学習の機会を提供すること。

- (5) 本学における研究の成果を普及し、及びその活用を促進すること。
- (6) 本学における技術に関する研究の成果の活用を促進する事業であつて国立大学法人法施行令第3条で定めるものを実施する者に出資（次号に該当するものを除く。）すること。
- (7) 産業競争力強化法第22条の規定による出資並びに人的及び技術的援助を行うこと。
- (8) 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

(中期計画)

第6条 本法人は、文部科学大臣の定める中期目標を達成するため、6年間の具体的な計画（以下「中期計画」という。）を作成し、文部科学大臣の認可を得るものとする。

- 2 社会のニーズ及び科学技術の進展等により中期計画を変更する必要があるときは、文部科学大臣の認可を得てこれを変更することができる。
- 3 前2項により認可を得た中期計画は、公表する。

(年度計画)

第7条 本法人は、毎事業年度の開始前に、認可を受けた中期計画に基づき、当該事業年度の業務運営に関する計画を年度計画として定め、これを文部科学大臣に届け出るとともに公表する。これを変更したときも、同様とする。

(各事業年度に係る業務の実績等に関する評価等)

第7条の2 本法人は、法人法第31条の2第1項で定める事項及び当該事項について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書を作成し、これを国立大学法人評価委員会に提出するとともに公表する。

第2章 教育研究組織等

(学部、教員組織及び基礎教育部)

第8条 本学に、次に掲げる学部及び学科又は課程を置く。

- (1) 教育文化学部
学校教育課程 人間社会課程
 - (2) 医学部
医学科 看護学科
 - (3) 工学部
環境応用化学科 社会環境システム工学科 環境ロボティクス学科
機械設計システム工学科 電子物理工学科 電気システム工学科 情報システム工学科
 - (4) 農学部
植物生産環境科学科 森林緑地環境科学科 応用生物科学科 海洋生物環境学科
畜産草地科学科 獣医学科
- 2 学部に関し必要な事項は、別に定める。
 - 3 本学に、別に定めるところにより、工学教育研究部を置く。
 - 4 本学に、別に定めるところにより、講座その他の教員組織を置く。
 - 5 本学に、別に定めるところにより、基礎教育部を置く。

(大学院)

第9条 本学に、大学院を置く。

- 2 大学院に置く研究科及び課程は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 教育学研究科 修士課程及び専門職学位課程
 - (2) 看護学研究科 修士課程
 - (3) 工学研究科 修士課程
 - (4) 農学研究科 修士課程
 - (5) 医学獣医学総合研究科 修士課程及び博士課程
 - (6) 農学工学総合研究科 博士後期課程
- 3 教育学研究科の専門職学位課程は、教職大学院の課程とする。
- 4 研究科に、別に定めるところにより、専攻を置く。
- 5 研究科に関し必要な事項は、別に定める。

第10条 削除

(別科)

第11条 本学に、次に掲げる別科を置く。

畜産別科

2 別科に関し必要な事項は、別に定める。

(附属図書館及び医学分館)

第12条 本学に附属して、図書館(以下「附属図書館」という。)を置く。

2 附属図書館に、医学分館を置く。

3 附属図書館及び医学分館に関し必要な事項は、別に定める。

(学内共同教育研究施設)

第13条 本学に、本法人の職員が共同して教育若しくは研究を行う施設又は教育若しくは研究のため共用する施設として、次に掲げる学内共同教育研究施設を置く。

- (1) 産学・地域連携センター
- (2) 教育・学生支援センター
- (3) フロンティア科学実験総合センター
- (4) 国際連携センター
- (5) 産業動物防疫リサーチセンター
- (6) 語学教育センター
- (7) IR推進センター

2 学内共同教育研究施設に関し必要な事項は、別に定める。

(学部附属の教育研究施設)

第14条 学部に附属して、次に掲げる教育施設又は研究施設を置く。

- (1) 教育文化学部附属教育協働開発センター
- (2) 医学部附属病院(以下「附属病院」という。)
- (3) 農学部附属フィールド科学教育研究センター
- (4) 農学部附属動物病院
- (5) 農学部附属農業博物館

2 農学部附属フィールド科学教育研究センターは、本学の教育研究上支障がないと認められるときは、他の大学の利用に供することができる。

3 第1項の施設に関し必要な事項は、当該学部長(附属病院にあっては、附属病院長)が別に定める。

(学部附属の学校)

第15条 教育文化学部に附属して、次の各号に掲げる学校(以下「附属学校」という。)を置く。

- (1) 幼稚園
- (2) 小学校
- (3) 中学校

2 附属学校に関し必要な事項は、教育文化学部長が別に定める。

(安全衛生保健センター)

第16条 本学に、学生及び職員等の保健管理及び安全衛生に関する専門的業務を行うための施設として、安全衛生保健センターを置く。

2 安全衛生保健センターに関し必要な事項は、別に定める。

(情報統括機構)

第16条の2 本学に、情報統括機構を置く。

2 情報統括機構に関し必要な事項は、別に定める。

(障がい学生支援室)

第16条の3 本学に、障がい学生支援室を置く。

2 障がい学生支援室に関し必要な事項は、別に定める。

(事務局等)

第17条 本学等に、庶務、会計、施設、教育・研究・診療の支援及び学生の厚生補導等に関する

る事務等を処理させるため、事務局、事務部及び必要に応じその他組織（以下「事務局等」という。）を置く。

2 事務局等に関し必要な事項は、別に定める。

第3章 役員及び職員等

（役員及び役員数）

第18条 本法人に、次の役員を置く。

- (1) 学長
- (2) 理事（常勤4人、非常勤1人）
- (3) 監事（常勤及び非常勤各1人）

（役員の職務及び権限）

第19条 学長は、本学の校務をつかさどり所属職員を統督するとともに、本法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事は、学長の定めるところにより、学長を補佐して本法人の業務を掌理する。

3 あらかじめ学長が指名する理事は、学長に事故があるときはその職務を代理し、学長が欠員のときはその職務を行う。

4 監事は、別に定めるところにより、本法人の業務を監査する。この場合において、監事は、監査報告を作成しなければならない。

5 監事は、いつでも、役員（監事を除く。）及び職員に対して事務及び事業の報告を求め、又は本法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

6 監事は、本法人が法人法又は法人法第35条において準用する独立行政法人通則法（以下「準用通則法」という。）の規定による認可、承認、認定及び届出に係る書類並びに報告書その他の文部科学省令で定める書類を文部科学大臣に提出しようとするときは、これらの書類を調査しなければならない。

7 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、学長又は文部科学大臣に意見を提出することができる。

（学長等への報告義務）

第19条の2 監事は、役員（監事を除く。）が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法人法若しくは他の法令に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を学長に報告するとともに、文部科学大臣に報告しなければならない。

（役員の選考等）

第20条 学長の選考は、法人法第12条第2項に定める学長選考会議が行う。

2 学長の選考及び任期等に関し必要な事項は、学長選考会議が別に定める。

3 理事の選考は、学長が行う。

4 理事の任期は、3年とし、再任を妨げない。ただし、任期の末日は、任命した学長の任期の末日以前でなければならない。

5 理事の選考に関し必要な事項は、学長が別に定める。

6 監事は、文部科学大臣が任命する。

7 監事の任期は、その任命後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する準用通則法第38条第1項の規定による同項の財務諸表の承認の時までとし、再任を妨げない。ただし、補欠の監事の任期は、前任者の残任期間とする。

（役員の解任）

第21条 学長の解任は、学長選考会議の申し出により、文部科学大臣が行う。

2 学長の解任手続きは、学長選考会議が別に定める。

3 理事の解任は、学長が行う。

4 理事の解任手続きは、学長が別に定める。

5 監事の解任は、文部科学大臣が行う。

（役員の報酬等）

第22条 役員報酬及び退職手当等に関し必要な事項は、別に定める。

(職員の名称及び種類等)

第23条 本法人に、次に掲げる職員を置き、学長が任命する。

(1) 常勤職員

大学及び附属学校の教育職員（以下「教員」という。）

事務職員（図書系を含む。以下同じ。）

技術職員

技能・労務職員

教務職員

看護職員

医療職員

(2) 非常勤職員

フルタイム職員

パートタイム職員

2 教員は、本学において次に掲げる種類とし、学校教育法第27条、第37条（同法第28条及び第49条において準用する場合を含む。）及び第92条に定める職務に従事する。

(1) 教授

(2) 准教授

(3) 講師

(4) 助教

(5) 助手

(6) 校長

(7) 園長

(8) 教頭

(9) 主幹教諭

(10) 指導教諭

(11) 教諭

(12) 養護教諭

(13) 栄養教諭

3 事務職員は、教務、学生支援、社会連携、図書業務、総務・人事、会計、医療事務、その他大学・部局等の管理運営に関する業務に従事する。

4 技術職員は、施設管理等の管理運営に関する業務又は、物理・化学・機械・土木・建築・情報処理・電気電子・農業・医学・薬学・生物・放射線等に関する専門技術を有し、教育研究に対する技術支援業務に従事する。

5 技能・労務職員は、自動車運転、動物飼育その他技能に関する業務又は労務に関する業務に従事する。

6 教務職員は、教育研究の補助を行い、併せて学生の実験、実習、実技若しくは演習を直接指導し、又は研究題目を担当して直接研究を行う業務に従事する。

7 看護職員は、看護師、助産師、准看護師等の医療資格を持ち、看護業務に従事する。

8 医療職員は、薬剤師、栄養士、放射線技師、臨床検査技師、作業療法士、理学療法士、臨床工学技士、歯科技工士、歯科衛生士等の医療資格を持ち、専門分野の診療支援業務に従事する。

9 フルタイム職員は、有期雇用契約により、専門的業務、特定分野における業務に従事する者又は補助的、定型的な業務に従事する者で、1日につき8時間を超えない範囲内で日々雇い入れられる者とする。

10 パートタイム職員は、有期雇用契約により、専門的業務、特定分野における業務に従事する者又は補助的、定型的な業務に従事する者で、常勤職員より1日又は1週間の所定労働時間が短い者とする。

11 教員（附属学校を除く。）の採用のための選考は、教育研究評議会の議に基づき学長が定める教員人事方針により、当該学部又は工学教育研究部の教授会（教授会が置かれない組織にあっては、別に定める組織）の議を経て、学長が行う。

12 前項以外の職員の採用及び昇任のための選考は、別に定めるところにより、学長が行う。

(職員の就業等)

第24条 職員の採用、退職、給与、評価、服務、労働時間、休日及び休暇等その他職員の就業等に関し必要な事項は、別に定める。

(学長特別補佐)

第24条の2 本法人に、若干人の学長特別補佐を置くことができる。

2 学長特別補佐は、学長が命ずる特別な事項を担当し、学長を補佐する。

3 学長特別補佐の選考は、学長が行う。

4 学長特別補佐の任期は、1年とし、再任を妨げない。ただし、任期の末日は、任命した学長の任期の末日以前でなければならない。

5 学長特別補佐に関し必要な事項は、学長が別に定める。

(理事補佐)

第25条 本法人の各理事の下に、必要に応じ、若干人の理事補佐を置くことができる。

2 理事補佐は、本法人の職員をもって充てる。

3 理事補佐は、理事の職務を助ける。

4 理事補佐の選考は、学長が行う。

5 理事補佐の任期は、3年とし、再任を妨げない。ただし、任期の末日は、当該理事の任期の末日以前でなければならない。

6 理事補佐に関し必要な事項は、学長が別に定める。

(副学長)

第26条 本学に、副学長を置き、本法人の理事又は本学の教授をもって充てる。

2 副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。

3 副学長の担当は、次に掲げるとおりとする。

(1) 研究・企画担当

(2) 教育・学生担当

(3) 目標・評価担当

(4) 入試担当

(5) 産学・地域連携担当

(6) 国際連携担当

(7) 男女共同参画担当

4 本学の教授を充てる副学長の選考は、学長が行う。

5 本学の教授を充てる副学長の任期は、3年とし、再任を妨げない。ただし、任期の末日は、任命した学長の任期の末日以前でなければならない。

(学部長)

第27条 第8条第1項に定める学部に、学部長を置き、教育文化学部、医学部及び農学部の学部長は、当該学部の教授を、工学部の学部長は、第29条の2第1項に定める工学教育研究部長をもって充てる。

2 学部長は、学部に関する校務をつかさどる。

3 教育文化学部、医学部及び農学部の学部長の選考は、学長が行う。

4 教育文化学部、医学部及び農学部の学部長の任期は、3年とし、再任を妨げない。ただし、任期の末日は、任命した学長の任期の末日以前でなければならない。

5 教育文化学部、医学部及び農学部の学部長の選考に関し必要な事項は、学長が別に定める。

(副学部長)

第28条 前条第1項に定める学部長の下に、次の各号に掲げる副学部長を置く。

(1) 教務担当

(2) 評価担当

(3) 研究担当

2 学部の必要に応じ、前項に定める以外の副学部長を置くことができる。

3 教育文化学部、医学部及び農学部の副学部長は、当該学部の教授を、工学部の副学部長は、工学教育研究部の教授をもって充てる。

4 副学部長は、学部長の職務を助ける。

5 副学部長の選考は、当該学部長の推薦により学長が行う。

6 副学部長の任期は、1年とし、再任を妨げない。ただし、任期の末日は、当該学部長の任期の末日以前でなければならない。

7 副学部長に関し必要な事項は、当該学部長が別に定める。

(附属学校園統括長)

第28条の2 教育文化学部に、附属学校園統括長を置き、教育文化学部の教授をもって充てる。

- 2 附属学校園統括長は、教育文化学部長の監督の下に、附属学校を統括し、その職務に従事する。
- 3 附属学校園統括長の選考は、教育文化学部長の推薦により学長が行う。
- 4 附属学校園統括長の任期は、1年とし、再任を妨げない。ただし、任期の末日は、教育文化学部長の任期の末日以前でなければならない。
- 5 附属学校園統括長に関し必要な事項は、教育文化学部長が別に定める。

(学科長)

- 第29条 第8条第1項に定める学科に、学科長を置き、教育文化学部、医学部及び農学部の学科長は当該学部の教授を、工学部の学科長は、工学教育研究部の教授をもって充てる。
- 2 学科長に関し必要な事項は、別に定める。

(工学教育研究部長)

- 第29条の2 工学教育研究部に、部長を置き、工学教育研究部の教授をもって充てる。
- 2 工学教育研究部長は、工学教育研究部に関する校務をつかさどる。
 - 3 工学教育研究部長の選考は、学長が行う。
 - 4 工学教育研究部長の任期は、3年とし、再任を妨げない。ただし、任期の末日は、任命した学長の任期の末日以前でなければならない。
 - 5 工学教育研究部長の選考に関し必要な事項は、学長が別に定める。

(基礎教育部長)

- 第30条 第8条第5項に定める基礎教育部に、部長を置き、本学の教授をもって充てる。
- 2 基礎教育部長は、基礎教育部に関する校務を掌理する。
 - 3 基礎教育部長の選考は、別に定めるところにより、学長が行う。
 - 4 基礎教育部長の任期は、3年とし、再任を妨げない。ただし、任期の末日は、任命した学長の任期の末日以前でなければならない。

(研究科長)

- 第31条 第9条第2項に定める研究科に、研究科長を置き、農学研究科の研究科長は、農学部長を、工学研究科の研究科長は、工学教育研究部長をもって充てる。
- 2 教育学研究科、看護学研究科、医学獣医学総合研究科及び農学工学総合研究科の研究科長の選考は、学長が行う。
 - 3 研究科長は、研究科に関する校務をつかさどる。
 - 4 教育学研究科、看護学研究科、医学獣医学総合研究科及び農学工学総合研究科の研究科長の任期は、3年とし、再任を妨げない。ただし、任期の末日は、任命した学長の任期の末日以前でなければならない。
 - 5 教育学研究科、看護学研究科、医学獣医学総合研究科及び農学工学総合研究科の研究科長の選考に関し必要な事項は、学長が別に定める。

(附属図書館長等)

- 第32条 附属図書館に、館長及び副館長を置く。
- 2 附属図書館長は、本法人の理事をもって充てる。
 - 3 副館長は、本学の教授をもって充てる。
 - 4 医学分館に、医学分館長を置き、副館長をもって充てる。
 - 5 附属図書館長の選考は、副学長を兼ねる理事のうちから学長が行う。
 - 6 副館長の選考は、別に定めるところにより、学長が行う。
 - 7 副館長の任期は、1年とし、再任を妨げない。ただし、任期の末日は、当該館長の任期の末日以前でなければならない。

(学内共同教育研究施設の長)

- 第33条 第13条第1項に定める学内共同教育研究施設に、施設の長を置き、本学の教授又は准教授をもって充てる。ただし、特別の必要があると認められるときは、副学長をもって施設の長とすることができる。
- 2 施設の長の選考は、別に定めるところにより、学長が行う。
 - 3 施設の長の任期は、3年とし、再任を妨げない。ただし、任期の末日は、任命した学長の任期の末日以前でなければならない。

(学部附属の教育研究施設の長)

- 第34条 第14条第1項に定める学部附属の教育施設又は研究施設（附属病院を除く。）に、施設の長を置き、当該学部の教授又は准教授をもって充てる。
- 2 施設の長の選考及び任期は、当該学部長が別に定める。

（附属病院長）

第35条 附属病院に、病院長を置き、本法人の理事をもって充てる。

第36条 削除

第37条 削除

（附属学校の主任等）

第38条 附属学校に、次表に掲げる主任等を置く。

学校名	主任等の種類
附属小学校	教務主任、学年主任、保健主事
附属中学校	教務主任、学年主任、保健主事、生徒指導主事、進路指導主事

- 2 附属学校に、前項に定めるもののほか、研究主任及び教育実習主任を置き、当該附属学校の教諭をもって充てる。
- 3 研究主任及び教育実習主任は、校長の監督を受け、それぞれ、当該附属学校が行う研究協力又は教育実習の実施に関する事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。
- 4 附属学校に、第1項及び第2項に定めるもののほか、必要に応じ、校務を分担する主任等を置くことができる。

（学校評議員）

第39条 附属学校に、学校評議員を置く。

- 2 学校評議員は、学校教育法施行規則第49条第3項（同規則第39条及び第79条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、本法人の役員及び職員以外の者で教育に関する理解及び識見を有するものうちから、校長の推薦により、教育文化学部長が委嘱する。
- 3 学校評議員に関し必要な事項は、教育文化学部長が別に定める。

（安全衛生保健センター長）

第40条 第16条第1項に定める安全衛生保健センターに、センター長を置き、本学の教授をもって充てる。

- 2 安全衛生保健センター長の選考は、別に定めるところにより、学長が行う。
- 3 安全衛生保健センター長の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

（事務局長等）

第41条 第17条第1項に定める事務局に、事務局長を置き、本法人の理事をもって充てる。

- 2 事務局長は、学長の監督の下に事務局の事務を掌理し、並びに同項に定める事務部の事務について総括し、及び調整する。
- 3 事務局長以外の職員（教員を除く。）は、別に定める。

（客員教授等）

第42条 本法人の常勤の教員以外の職員で本学の教授若しくは研究に従事する者又は教授若しくは研究に従事する外国人のうち、適当と認められる者は、客員教授又は客員准教授（以下「客員教授等」という。）と称することができる。

- 2 客員教授等の選考に関し必要な事項は、別に定める。

（特任教授等）

第42条の2 本法人の常勤の教員以外の職員で本学の教育又は研究に従事する者のうち、適当と認められる者は、特任教授、特任准教授、特任講師、特任助教又は特任助手（以下「特任教授等」という。）と称することができる。

- 2 特任教授等の選考に関し必要な事項は、別に定める。

第4章 運営組織等

(役員会)

第43条 本法人に、法人法第11条第2項の規定に基づき、学長及び理事で構成する国立大学法人宮崎大学役員会（以下「役員会」という。）を置く。

2 役員会に関し必要な事項は、別に定める。

(経営協議会)

第44条 本法人に、法人法第20条第1項の規定に基づき、本法人の経営に関する重要事項を審議するため、国立大学法人宮崎大学経営協議会（以下「経営協議会」という。）を置く。

2 経営協議会に関し必要な事項は、別に定める。

(教育研究評議会)

第45条 本法人に、法人法第21条第1項の規定に基づき、本学の教育研究に関する重要事項を審議するため、国立大学法人宮崎大学教育研究評議会（以下「教育研究評議会」という。）を置く。

2 教育研究評議会に関し必要な事項は、別に定める。

(部局長会議)

第46条 本学に、円滑な大学運営に資するため、部局長会議を置く。

2 部局長会議に関し必要な事項は、別に定める。

(全学委員会)

第47条 本学等に、必要に応じ、本学等の運営及び教育研究に関する事項を審議するため、全学委員会を置く。

2 全学委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(教授会)

第48条 第8条第1項に定める各学部及び同条第3項に定める工学教育研究部に、学校教育法第93条第1項の規定に基づき、教授会を置く。

2 教授会は、学部長及び工学教育研究部長がつかさどる教育研究に関する事項について審議する。

3 教授会は、学生の入学、卒業、学位の授与及びその他教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるものについて意見を述べるものとする。

4 教授会は、前項のほか、学長の求めに応じ、教育研究に関する事項について意見を述べることができる。

5 教授会に関しその他必要な事項は、別に定める。

第48条の2 削除

(研究科委員会)

第49条 第9条2項に定める各研究科に、研究科委員会を置く。

2 研究科委員会は、研究科長がつかさどる教育研究に関する事項について審議する。

3 研究科委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(職員会議)

第50条 附属学校に、職員会議を置く。

2 職員会議に関し必要な事項は、教育文化学部長が別に定める。

第5章 財務・会計

(事業年度)

第51条 本法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会計の原則)

第52条 本法人の会計は、国立大学法人法施行規則第13条で定めるところにより、原則として企業会計原則によるものとする。

(財務諸表等)

第53条 本法人は、毎事業年度の財務諸表等を事務所に備え置き、6年間、一般の閲覧に供する。

(会計規則)

第54条 本法人の財務・会計に関する規則は、別に定める。

第6章 点検・評価等

(自己点検・評価及び外部評価)

第55条 本学等は、教育研究水準の向上を図り、本学等の目的及び使命を達成するため、教育研究活動等の状況について、自ら点検及び評価を行い、その結果を公表する。

2 前項の点検及び評価の結果について、本学の職員以外の者による検証を行うよう努めるものとする。

(第三者評価)

第56条 本学等は、教育研究水準及び業務運営の向上並びに改善に資するため、第三者機関による評価を受け、その結果を公表する。

第7章 その他

(公開講座等)

第57条 本学等は、別に定めるところにより、第5条第4号に定める公開講座等を行う。

(教育研究等の状況の公表)

第58条 本学等は、教育課程その他教育及び研究の状況並びに組織及び運営の状況を、刊行物への掲載その他広く周知を図ることができる方法により公表する。

附 則

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

2 この規則施行後最初に選考される学部長、共通教育部長、附属図書館長及び医学分館長は、国立大学法人法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第2条に定める廃止前の国立学校設置法により設置された宮崎大学（以下「旧大学」という。）が廃止された時の学部長、共通教育部長、附属図書館長及び医学分館長とし、その任期は、第27条第3項、第30条第4項及び第32条第4項の定めにかかわらず、旧大学の学部長、共通教育部長、附属図書館長及び医学分館長としての残任期間とする。

附 則

この規則は、平成17年1月20日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年5月26日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成17年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年6月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年11月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年1月24日から施行し、平成19年12月26日から適用する。ただし、第32条の改正規定は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年2月28日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 改正前の第8条第1項第1号で定める教育文化学部地域文化課程、生活文化課程及び社会システム課程は、改正後の同号の規定にかかわらず、平成20年3月31日に当該課程に在学する者が当該課程に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

附 則

この規則は、平成20年7月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成21年4月23日から施行する。

附 則

この規則は、平成21年7月2日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 改正前の第8条第1項第4号で定める農学部食料生産科学科、生物環境科学科、地域農業システム学科、応用生物科学科及び獣医学科は、改正後の同号の規定にかかわらず、平成22年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 3 改正前の第9条第2項第2号で定める医学系研究科は、改正後の同号の規定にかかわらず、平成22年3月31日に当該研究科の専攻に在学する者が当該研究科の専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

附 則

この規則は、平成22年7月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成23年10月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 改正前の第8条第1項第3号で定める工学部材料物理工学科、物質環境化学科、電気電子工学科、土木環境工学科、機械システム工学科及び情報システム工学科は、改正後の同号の規定にかかわらず、平成24年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 3 この規則施行後、最初に選考される工学教育研究部長の任期は、第29条の2第4項の定めにかかわらず、平成25年9月30日までとする。

附 則

この規則は、平成24年11月22日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年7月1日から施行する。ただし、第13条の改正規定中 I R 推進センターに係る部分及び第14条の改正規定は、平成25年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 改正前の第9条第2項第2号で定める医科学看護学研究科は、改正後の同号の規定にかかわらず、平成26年3月31日に当該研究科の専攻に在学する者が当該研究科の専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

附 則

この規則は、平成26年11月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この規則施行の際現に監事である者の任期は、第20条第7項にかかわらず、平成28年3月31日までとする。

2. 宮崎大学学務規則

平成16年4月1日
制 定

改正 平成17年3月30日 平成17年5月26日
平成17年10月27日 平成17年12月22日
平成18年3月23日 平成19年3月22日
平成20年1月24日 平成20年3月27日
平成20年12月26日 平成21年2月26日
平成22年3月25日 平成22年11月25日
平成24年3月22日 平成24年5月24日
平成25年4月25日 平成26年3月27日
平成27年3月26日

目次

第1章 学部

- 第1節 学部、学科又は課程の目的等（第1条）
- 第2節 収容定員（第1条の2）
- 第3節 学年、学期及び休業日（第2条－第4条）
- 第4節 修業年限及び在学期間（第5条・第6条）
- 第5節 入学（第7条－第13条）
- 第6節 教育課程、履修方法及び教員免許状（第14条－第29条）
- 第7節 休学、復学、転学部、転学、留学、退学及び除籍（第30条－第37条）
- 第8節 卒業及び学位（第38条－第40条）
- 第9節 賞罰（第41条・第42条）
- 第10節 厚生施設（第43条）
- 第11節 研究生、科目等履修生、特別聴講学生及び外国人留学生（第44条－第47条）
- 第12節 検定料、入学料、授業料及び寄宿料（第48条－第59条）

第2章 大学院

- 第1節 課程等の目的（第60条）
- 第2節 収容定員（第61条）
- 第3節 学年、学期及び休業日（第62条）
- 第4節 修業年限及び在学期間（第63条・第64条）
- 第5節 入学（第65条－第69条）
- 第6節 教育課程、教育方法及び課程の修了要件及び教員免許状（第70条－第79条）
- 第7節 休学、転学、留学、復学、退学及び除籍（第80条－第83条）
- 第8節 学位（第84条・第85条）
- 第9節 賞罰（第86条）
- 第10節 研究生、科目等履修生、外国人留学生、特別聴講学生及び特別研究学生（第87条－第89条）
- 第11節 検定料、入学料及び授業料（第90条）
- 第12節 雑則（第91条）

第3章 別科

- 第1節 収容定員（第92条）
- 第2節 学年、学期及び休業日（第93条）
- 第3節 修業年限及び在学期間（第94条・第95条）
- 第4節 入学（第96条－第101条）
- 第5節 履修方法及び（第102条・第103条）
- 第6節 休学、復学、退学及び除籍（第104条・第105条）
- 第7節 修了（第106条）
- 第8節 賞罰（第107条）
- 第9節 検定料、入学料及び授業料（第108条）
- 第10節 雑則（第109条）

附則

第1章 学部

第1節 学部、学科又は課程の目的等

(学部、学科又は課程の目的等)

第1条 宮崎大学(以下「本学」という。)に置く学部、学科又は課程は、人材の養成に関する目的その他教育研究上の目的を定め、公表するものとする。

2 前項の目的は、各学部において別に定める。

第2節 収容定員

(収容定員)

第1条の2 本学に置く学部の収容定員は、次のとおりとする。

学 部	学 科 ・ 課 程	入 学 定 員	収 容 定 員
教育文化学部	学 校 教 育 課 程	150 人	600 人
	人 間 社 会 課 程	80	320
	計	230	920
医 学 部	医 学 科	110	660
	看 護 学 科	60(10)	240(20)
	計	170(10)	900(20)
工 学 部	環 境 応 用 化 学 科	58	232
	社 会 環 境 シ ス テ ム 工 学 科	53	212
	環 境 ロ ボ テ ィ ク ス 学 科	49	196
	機 械 設 計 シ ス テ ム 工 学 科	54	216
	電 子 物 理 工 学 科	53	212
	電 気 シ ス テ ム 工 学 科	49	196
	情 報 シ ス テ ム 工 学 科	54	216
		(10)	(20)
	計	370(10)	1,480(20)
農 学 部	植 物 生 産 環 境 学 科	50	200
	森 林 緑 地 環 境 学 科	50	200
	応 用 生 物 学 科	55	220
	海 洋 生 物 環 境 学 科	30	120
	畜 産 草 地 学 科	50	200
	獣 医 学 科	30	180
	計	265	1,120
合 計		1,035(20)	4,420(40)

備考 () 書きは、第3年次編入学定員分を外数である。

第3節 学年、学期及び休業日

(学年)

第2条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第3条 学年を次の2学期に分ける。

前学期 4月1日から9月30日まで

後学期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第4条 授業を行わない日(以下「休業日」という。)は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
 - (3) 春季休業
 - (4) 夏季休業
 - (5) 冬季休業
- 2 前項第3号から第5号までの期間については、別に定める。
- 3 学長は、必要があると認める場合は、臨時の休業日を定めることができる。
- 4 学長は、必要があると認める場合は、休業日であっても授業を行う日とすることができる。

第4節 修業年限及び在学期間

(修業年限)

第5条 学部の修業年限は、4年とする。ただし、医学部医学科及び農学部獣医学科においては6年とする。

(在学期間)

- 第6条 学生の在学期間は、前条に規定する修業年限の2倍の期間を超えることはできない。ただし、医学部医学科においては第1年次及び第2年次、第3年次及び第4年次、第5年次及び第6年次のそれぞれについて、通算して4年を超えることはできない。
- 2 第13条第1項の規定により入学した学生の在学期間は、同条第2項の規定により定められた在学すべき年数の2倍の期間を超えることはできない。

第5節 入学

(入学の時期)

第7条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、再入学及び転入学については、学期の始めとすることができる。

(入学資格)

第8条 本学に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程(修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則(平成17年文部科学省令第1号)による高等学校卒業程度認定試験に合格した者(同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程(昭和26年文部省令第13号)による大学入学資格検定に合格した者を含む。)
- (8) 学校教育法第90条第2項の規定により大学に入学した者にあつては、本学において、大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認めた者
- (9) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達した者

(入学の志願)

第9条 本学への入学を志願する者は、入学願書に所定の検定料及び別に定める書類を添えて、願い出なければならない。

(合格者の決定)

第10条 学長は、前条の規定による入学志願者について、別に定めるところにより選考の上、当該学部教授会(基本規則第48条で定める教授会をいう。以下同じ。)の議を経て、合格者を決定

する。

(入学の手続)

第11条 前条の規定による合格者で、本学に入学しようとする者は、所定の期日までに、所定の書類を提出するとともに、所定の入学料を納付しなければならない。

(入学の許可)

第12条 学長は、前条の規定により、入学手続を完了した者（入学料の免除又は徴収猶予を申請している者を含む。）に対し、入学を許可する。

(再入学、編入学及び転入学)

第13条 学長は、次の各号の一に該当する者で、本学への入学を志願する者があるときは、別に定めるところにより選考の上、当該学部教授会の議を経て、相当年次に入学を許可することができる。

- (1) 第36条若しくは第37条第3号から第5号までの一の規定により本学の一学部を退学し、又は除籍された者で、当該学部にて再入学を願い出た者
 - (2) 大学を卒業し、又は退学した者で、編入学を願い出た者
 - (3) 短期大学、高等専門学校、旧国立工業教員養成所又は旧国立養護教諭養成所を卒業した者で、編入学を願い出た者
 - (4) 専修学校の専門課程のうち、文部科学大臣の定める基準を満たすものを修了した者（ただし、学校教育法（昭和22年法律第26号）第90条に規定する大学入学資格を有する者に限る。）で、編入学を願い出た者
 - (5) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）附則第7条の規定に該当する者で、編入学を願い出た者
 - (6) 他の大学に在学する者で、当該大学の学長が転入学の志願を承認した者
- 2 前項の規定により、入学を許可された者の既に履修した授業科目及び修得した単位の取扱い並びに在学すべき年数については、当該学部教授会の議を経て学部長が決定する。
- 3 第9条、第11条及び第12条の規定は、第1項の規定により入学する者にこれを準用する。

第6節 教育課程、履修方法及び教員免許状

(教育課程の編成方針)

第14条 本学は、基本規則第2条に定める目的及び使命並びに各学部及び学科又は課程等の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。

- 2 教育課程の編成に当たっては、学部等の専攻に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養を培うよう適切に配慮するものとする。

(授業科目及び履修方法等)

第15条 本学で開設する授業科目及び履修方法等は、別に定める。

- 2 前項の授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第15条の2 本学は、学部の授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

(単位の修得)

第16条 学生は、別に定めるところにより授業科目を履修し、所定の単位を修得しなければならない。

- 2 学部は、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、学生が1年間又は1学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めるよう努めなければならない。
- 3 学部は、その定めるところにより、所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、前項に定める上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。

(他学部等の授業科目の履修)

第17条 学生は、別に定めるところにより他の学部又は所属する学部の他の学科・課程の授業科目を履修することができる。

(教員免許状授与の所要資格取得のための履修等)

第18条 教員の免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）及び同法施行規則（昭和29年文部省令第26号）に定める所要の単位を修得しなければならない。

2 前項の規定により、所要の単位を修得した者が取得できる教員の免許状の種類は、次のとおりとする。

区 分		教員免許状の種類	免 許 教 科	
教 育 文 化 学 部	学 校 教 育 課 程	幼稚園教諭一種 免 許 状		
		小学校教諭一種 免 許 状		
		中学校教諭一種 免 許 状	国語、社会、数学、理科、 音楽、美術、保健体育、 技術、家庭、英語	
		高等学校教諭一種 免 許 状	国語、地理歴史、公民、 数学、理科、音楽、美術、 保健体育、工業、家庭、 英語	
		特別支援学校教諭一 種 免 許 状	知的障害者、肢体不自由者、 病弱者	
	人 間 社 会 課 程	言語文化コース	高等学校教諭一種 免 許 状	英語
		社会システムコース	高等学校教諭一種 免 許 状	地理歴史、公民
工 学 部	環 境 応 用 化 学 科	高等学校教諭一種 免 許 状	理科、工業	
	社会環境システム工学科	高等学校教諭一種 免 許 状	工業	
	環境ロボティクス学科	高等学校教諭一種 免 許 状	工業	
	機械設計システム工学科	高等学校教諭一種 免 許 状	工業	
	電 子 物 理 工 学 科	高等学校教諭一種 免 許 状	理科、工業	
	電 気 シ ス テ ム 工 学 科	高等学校教諭一種 免 許 状	工業	
	情 報 シ ス テ ム 工 学 科	高等学校教諭一種 免 許 状	工業	
農	植 物 生 産 環 境 科 学 科	高等学校教諭一種 免 許 状	理科、農業	
	森 林 緑 地 環 境 科 学 科	高等学校教諭一種 免 許 状	理科、農業	

学	応用生物科学科	高等学校教諭一種 免許状	理科、農業
	海洋生物環境学科	高等学校教諭一種 免許状	理科、水産
部	畜産草地科学科	高等学校教諭一種 免許状	理科、農業
	獣医学科	高等学校教諭一種 免許状	農業

(他の大学等における授業科目の履修等)

- 第19条 教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学（以下「他の大学等」という。）との協議に基づき、学生に当該他の大学等の授業科目を履修させることができる。
- 2 前項の規定により修得した授業科目の単位については、60単位を超えない範囲で、当該学部教授会の議を経て、学部長が本学学部における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
- 3 第1項の規定により、他の大学等で履修した期間は、本学の修業年限に算入する。
- 4 第2項及び第3項の規定は、第35条の規定により学生が外国の大学及び短期大学（以下「外国の大学等」という。）に留学する場合に準用する。

(休学期間中の外国の大学等における学修)

- 第20条 教育上有益と認めるときは、外国の大学等との協議に基づき、学生が休学期間中に外国の大学等の授業科目を履修し、修得した単位を、当該学部教授会の議を経て、学部長が本学学部における授業科目の履修により修得したものとみなし、認定することができる。

(大学以外の教育施設等における学修)

- 第21条 教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が定める学修を、当該学部教授会の議を経て、学部長が本学学部における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

(入学前の既修得単位等の取扱い)

- 第22条 教育上有益と認めるときは、第12条の規定により本学に入学した者が本学入学前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位（大学設置基準第31条に定める科目等履修生として修得した単位を含む。）を、当該学部教授会の議を経て、学部長が本学入学後の本学学部における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
- 2 教育上有益と認めるときは、学生が本学入学前に行った第21条に規定する学修を、当該学部教授会の議を経て、学部長が本学学部における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。
- 3 前2項の規定により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、第13条に規定する再入学、編入学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第19条第2項及び第20条並びに第21条に規定する単位数と合わせて60単位を超えないものとする。
- 4 第1項及び第2項に規定する授業科目及び単位の認定に係る手続等については、別に定める。

(単位の計算方法)

- 第23条 授業科目の単位の計算方法は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。
- (1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で各学部が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で各学部が定める時間の授業をもって1単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、各学部が定める時間の授業をもって1単位とすることができる。
- (3) 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前2号に規定する基準を考慮して各学部が定める時間の授業をもって1単位とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究等の授業科目についてはこれらの学修の成果を

評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、各学部において単位数を定めることができる。

(1年間の授業期間)

第24条 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

(授業科目の授業期間)

第25条 各授業科目の授業は、10週又は15週にわたる期間を単位として行うものとする。ただし、教育上必要があり、かつ、十分な教育効果をあげることができると認められる場合は、この限りでない。

(授業科目の成績)

第26条 授業科目を履修した学生に対しては、別に定めるところにより成績評価を行う。

(成績評価基準等の明示等)

第26条の2 各学部は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに1年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。

2 各学部は、学習の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

(単位の授与)

第27条 授業科目を履修し、その成績評価に合格した者には、所定の単位を与える。ただし、第37条第4号の規定により除籍された者については、授業料未納期間に係る単位は認定しない。

(遠隔授業による修得単位)

第28条 第15条第2項の授業方法により修得した単位は、60単位を超えない範囲で、卒業に必要な単位の中に算入することができる。ただし、124単位を超える単位数を卒業要件とする学部にあつては、別に定める。

(委任規定)

第29条 本節に規定するもののほか、教育課程及び履修方法等に関し必要な事項は、各学部長が別に定める。

第7節 休学、復学、転学部、転学、留学、退学及び除籍

(休学)

第30条 疾病その他止むを得ない事由により引き続き2か月以上修学することができない者は、学部長の許可を得て休学することができる。

2 学部長は、疾病その他の事由により修学することが適当でないと認められる者については、当該学部教授会の議を経て、休学を命ずることができる。

(休学期間)

第31条 休学期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、1年を限度として休学期間の延長を認めることができる。

2 休学期間は、通算して修業年限を超えることができない。ただし、医学科にあつては通算して4年を超えることができない。

3 休学期間は、第6条に規定する在学期間には算入しない。

(復学)

第32条 休学期間中に、その理由が消滅した場合は、学部長の許可を得て復学することができる。

2 第30条第2項の規定により休学を命ぜられた者が復学するときは、医師の診断書を添え、その所属する学部長に願い出て、当該学部教授会の議を経て、学部長の許可を得なければならない。

(転学部、転学科及び転課程)

第33条 学生が、他の学部転学部の志願をしようとするときは、その所属する学部長に願い出て、当該学部及び志願する学部の教授会の議を経て、学長の許可を得なければならない。

2 学生が、その所属する学部の学科又は課程から同一学部の他の学科又は課程に転じようとするときは、その所属する学部長に願い出て、当該学部教授会の議を経て、学部長の許可を得なけ

ればならない。

3 第13条第2項の規定は、前2項の規定により転学部、転学科又は転課程をする者に、これを準用する。

4 第1項及び第3項に定めるもののほか、転学部に関し必要な事項は、別に定める。

(転学)

第34条 学生が、他の大学への入学又は転入学を志願しようとするときは、理由書を添え、その所属する学部長を経て、学長に願い出なければならない。

(留学)

第35条 学長は、教育上有益と認めるときは、外国の大学等との協議に基づき、学生を外国の大学等に留学させることができる。

2 留学に関し必要な事項は、別に定める。

(退学)

第36条 学生が、退学しようとするときは、学長に願い出て、その許可を得なければならない。

(除籍)

第37条 次の各号の一に該当する者については、当該学部教授会の議を経て、学長は、これを除籍する。

- (1) 第6条に規定する在学期間を超えた者
- (2) 第31条第1項及び第2項に規定する休学期間を超えた者
- (3) 第49条第3項から第5項に規定する納付すべき入学料を納付しない者
- (4) 授業料の納付を怠り、督促を受けてなお納付しない者
- (5) 行方不明の届出があった者

第8節 卒業及び学位

(卒業の認定)

第38条 卒業の認定は、第5条に規定する修業年限(第13条第1項の規定により入学した者にあつては、同条第2項の規定により定められた在学すべき年数)以上在学し、所定の単位数(医学部医学科にあつては授業時間数を含む。)を修得し、かつ、学部が定める卒業の審査に合格した者について、当該学部教授会の議を経て、学長が行う。

(卒業証書・学位記の授与)

第39条 学長は、前条の規定により卒業の認定をした者に対し、卒業証書・学位記を授与する。

(学位の授与)

第40条 卒業の認定を受けた者には、次の区分に従い学位を授与する。

教育文化学部学校教育課程	学士(教育学)
教育文化学部人間社会課程	学士(教養)
医学部医学科	学士(医学)
医学部看護学科	学士(看護学)
工学部	学士(工学)
農学部(獣医学科を除く。)	学士(農学)
農学部獣医学科	学士(獣医学)

2 学位に関し必要な事項は、別に定める。

第9節 賞罰

(表彰)

第41条 表彰に値する行為があつた学生は、当該学部教授会の議を経て、学長がこれを表彰することができる。

(懲戒)

第42条 この規則その他本学の諸規定に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者は、当該学部教授会の議を経て、学長が懲戒する。

2 前項に規定する懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。

- 3 前項に規定する退学は、次の各号の一に該当する者に対して行うことができる。
 - (1) 性行不良で改善の見込がないと認められる者
 - (2) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者
- 4 停学の期間は、在学期間に算入し、修業年限に算入しない。
- 5 懲戒の手續については、別に定める。

第10節 厚生施設

(学生寄宿舍及び国際交流宿舍)

第43条 本学に、学生寄宿舍及び国際交流宿舍を置く。

- 2 学生寄宿舍及び国際交流宿舍に関し必要な事項は、別に定める。

第11節 研究生、科目等履修生、特別聴講学生及び外国人留学生

(研究生)

第44条 本学において、特定の専門事項について研究することを志願する者があるときは、当該学部の教育研究に支障のない場合に限り、選考の上、当該学部教授会の議を経て、学長は、研究生として入学を許可することができる。

- 2 研究生に関し必要な事項は、別に定める。

(科目等履修生)

第45条 本学の学生以外の者で、本学が開設する一又は複数の授業科目を履修することを志願する者があるときは、当該学部の教育研究に支障のない場合に限り、選考の上、当該学部教授会の議を経て、学長は、科目等履修生として入学を許可することができる。

- 2 科目等履修生に関し必要な事項は、別に定める。

(特別聴講学生)

第46条 他の大学若しくは短期大学又は外国の大学等の学生で、本学の授業科目を履修することを志願する者があるときは、当該他大学若しくは短期大学又は外国の大学等との協議に基づき、当該学部の教育研究に支障のない場合に限り、選考の上、当該学部教授会の議を経て、学長は、特別聴講学生として入学を許可することができる。

- 2 特別聴講学生に関し必要な事項は、別に定める。

(外国人留学生)

第47条 外国人で、本学に入学を志願する者があるときは、選考の上、当該学部教授会の議を経て、学長は、外国人留学生として入学を許可することができる。

- 2 前項の外国人留学生に対しては、第15条に掲げるもののほか、日本語科目及び日本事情に関する科目を置くことができる。
- 3 前2項に規定するもののほか、外国人留学生に関し必要な事項は、別に定める。

第12節 検定料、入学料、授業料及び寄宿料

(検定料、入学料、授業料及び寄宿料の額)

第48条 検定料、入学料、授業料及び寄宿料の額は、別に定める。

(入学料)

第49条 入学料は、入学を許可するものとしての通知を行い、本学所定の入学手続をするときまでに徴収する。

- 2 所定の期日までに、入学料を納付しない者（入学料の免除申請書又は徴収猶予申請書を受理された者を除く。）は、入学を許可しない。
- 3 入学料の免除の不許可及び半額免除の許可になった者については、免除の不許可及び半額免除の許可が告知された日から起算して14日以内に、納付すべき入学料を徴収する。
- 4 入学料の徴収猶予の不許可になった者については、徴収猶予の不許可が告知された日から起算して14日以内に、納付すべき入学料を徴収する。
- 5 入学料の徴収猶予の許可になった者については、徴収猶予期間経過後14日以内に、納付すべき入学料を徴収する。

(入学料の免除及び徴収猶予)

第50条 特別な事情により入学料の納付が困難であると認められる者に対しては、入学料を免除し、あるいは徴収を猶予することができる。

2 入学料の免除及び徴収猶予に関し必要な事項については、別に定める。

(授業料)

第51条 授業料は、次に定める前期及び後期の2期に区分し、それぞれ年額の2分の1に相当する額を徴収する。

前期 4月から9月までの分 4月30日まで

後期 10月から翌年3月までの分 10月31日まで

2 前項の規定にかかわらず、学生の申出があったときは、前期に係る授業料を徴収するときに、当該年度の後期に係る授業料を併せて徴収する。

(休学及び復学の場合の授業料)

第52条 授業料の納入期限までに休学を許可され若しくは休学を命ぜられ又は授業料の徴収猶予を受けていた者が休学を許可され若しくは休学を命ぜられた場合は、月割計算により休学当月の翌月から復学当月の前月までの授業料を免除する。

2 前期又は後期中途において、復学した者の授業料の額は、年額の12分の1に相当する額に復学した月から当該期末までの月数を乗じた額とし、復学の日の属する月に徴収する。

(学年の途中で卒業する場合の授業料)

第53条 学年の途中で卒業する見込みの者から徴収する授業料の額は、授業料の年額の12分の1に相当する額に在学する予定の月数を乗じた額とし、当該学年の始めの月に徴収する。ただし、卒業する月が後期の徴収の時期後であるときは、後期の徴収の時期後の在学期間に係る授業料は、後期の徴収の時期に徴収するものとする。

(退学及び停学の場合の授業料)

第54条 前期又は後期中途において、退学し又は除籍された者の当該期分の授業料は、徴収する。ただし、第37条第3号、第4号、第5号若しくは死亡による除籍の場合は、この限りでない。

2 停学期間中の授業料は、徴収する。

(授業料の免除及び徴収猶予)

第55条 経済的理由により授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者、その他特別な事情があると認められる者に対しては、授業料の免除あるいは徴収を猶予することができる。

2 授業料の免除及び徴収の猶予に関し必要な事項については、別に定める。

(寄宿料)

第56条 寄宿料は、別に定めるところにより徴収する。

(寄宿料の免除)

第57条 死亡した者、行方不明の理由により除籍された者又は災害の理由により寄宿料の納付が著しく困難と認められる者に対しては、寄宿料を免除することができる。

2 寄宿料の免除に関し必要な事項については、別に定める。

(既納の授業料等)

第58条 既納の検定料、入学料、授業料及び寄宿料は、これを返還しない。ただし、第2項及び第3項に該当する場合は、この限りでない。

2 第2次の学力検査等において、出願書類等による第1段階目の選抜を行い、その合格者に限り学力検査その他による第2段階目の選抜を行う場合、第1段階目の選抜で不合格となった者に対しては、所定の期日までに当該者の申出があった場合には、既納の検定料のうち、別に定める第2段階目の選抜に係る額に相当する額を返還する。

3 第51条第2項の規定により前期分授業料徴収の際、後期分授業料を併せて納付した者が、後期分授業料の徴収時期前に休学又は退学し、納付した者の申出があった場合には、後期分の授業料に相当する額を返還する。

(研究生及び科目等履修生の検定料、入学料及び授業料並びに特別聴講学生の授業料)

第59条 研究生及び科目等履修生の検定料、入学料及び授業料の額は、別に定める。

2 研究生及び科目等履修生の検定料、入学料及び授業料の徴収方法については、別に定める。

- 3 国立大学の学生である特別聴講学生については、検定料、入学料及び授業料は徴収しない。
- 4 公私立大学の学生である特別聴講学生については、授業料のみを徴収する。この場合の授業料の額及び徴収方法は、別に定める。

第2章 大学院

第1節 課程等の目的

(課程等の目的)

- 第60条 本学大学院（以下「大学院」という。）に置く修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養うことを目的とする。
- 2 医学獣医学総合研究科博士課程及び農学工学総合研究科博士後期課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。
 - 3 専門職学位課程は、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓抜した能力を培うことを目的とし、そのうち教育学研究科の教職大学院にあっては、専ら幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校の高度の専門的な能力及び優れた資質を有する教員養成のための教育を行うことを目的とする。
 - 4 各研究科又は専攻の目的は、各研究科において別に定める。

第2節 収容定員

(収容定員)

第61条 大学院に置く研究科の収容定員は、次のとおりとする。

研究科名	専攻名	修士課程		博士課程 博士後期課程		専門職学位課程	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
教育学研究科	教職実践開発専攻	8	16			28	56
	学校教育支援専攻						
	計	8	16			28	56
看護学研究科	看護学専攻	10	20				
	計	10	20				
工学研究科	応用物理学専攻	17	34				
	物質環境化学専攻	27	54				
	電気電子工学専攻	36	72				
	土木環境工学専攻	16	32				
	機械システム工学専攻	19	38				
	情報システム工学専攻	19	38				
	計	134	268				
農学研究科	農学専攻	68	136				
	計	68	136				
医学獣医学総合研究科	医科学獣医科学専攻	8	16	23	92		
	医学獣医学専攻						
	計	8	16	23	92		

農学工学総合 研究科	資源環境科学専攻			7	21		
	生物機能応用科学専攻			4	12		
	物質・情報工学専攻			5	15		
	計			16	48		
合	計	228	456	39	140	28	56

第3節 学年、学期及び休業日

(学年、学期及び休業日)

第62条 学年、学期及び休業日は、第2条から第4条までの規定を準用する。

第4節 修業年限及び在学期間

(標準修業年限)

第63条 修士課程の標準修業年限は、2年とする。

2 医学獣医学総合研究科博士課程の標準修業年限は、4年とする。

3 農学工学総合研究科博士後期課程の標準修業年限は、3年とする。

4 教育学研究科専門職学位課程の標準修業年限は、2年とする。ただし、教育上の必要があり、主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合であって、かつ、昼間と併せて夜間その他の特定の時間又は時期において授業を行う等の適切な方法により教育上支障を生じないときは、教育学研究科の定めるところにより、学生の履修上の区分に応じ、標準修業年限を1年以上2年未満とすることができる。また、学部での免許状未取得者等に対して教育を行う場合であって、教育上支障を生じないときは、教育学研究科の定めるところにより、学生の履修上の区分に応じ、標準修業年限を2年を超える期間とすることができる。

(在学期間)

第64条 在学期間は、修士課程にあつては4年、医学獣医学総合研究科博士課程にあつては8年、農学工学総合研究科博士後期課程にあつては6年、教育学研究科専門職学位課程にあつては前条第4項で定める学生の履修上の区分による標準修業年限の2倍の年数を超えることができない。

第5節 入学

(入学時期)

第65条 入学は、学年の始めとする。ただし、各研究科においては、学期の始めとすることができる。

(入学資格)

第66条 修士課程及び教育学研究科専門職学位課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 学校教育法第83条に定める大学の卒業生

(2) 学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者

(3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者

(4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者

(5) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

(6) 文部科学大臣の指定した者

(7) 大学に3年以上在学し、又は外国において学校教育における15年の課程を修了し、本学大学院において、所定の単位を優れた成績をもって修得したものとして認められた者

(8) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置

- づけられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (9) 学校教育法第102条第2項の規定により大学院に入学した者にあつては、本学大学院において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認められた者
 - (10) 本学大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、22歳に達した者
- 2 農学工学総合研究科博士後期課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
- (1) 修士の学位又は専門職学位を有する者
 - (2) 外国において、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
 - (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
 - (4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置づけられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
 - (5) 国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法(昭和51年法律第72号)第1条第2項に規定する国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
 - (6) 外国の学校、第4号の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準(昭和49年文部省令第28号)第16条の2に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者
 - (7) 文部科学大臣の指定した者
 - (8) 学校教育法第102条第2項の規定により大学院に入学した者にあつては、本学大学院において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認められた者
 - (9) 本学大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者で、24歳に達した者
- 3 医学獣医学総合研究科博士課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
- (1) 大学の医学、歯学又は修業年限6年の獣医学を履修する課程を卒業した者
 - (2) 外国において学校教育における18年の課程(最終課程は、医学、歯学又は獣医学)を修了した者
 - (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における18年の課程(最終課程は、医学、歯学又は獣医学)を修了した者
 - (4) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における18年の課程(最終課程は、医学、歯学又は獣医学)を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置づけられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
 - (5) 大学(医学、歯学又は修業年限6年の獣医学を履修する課程を含むものに限る。)に4年以上在学し、本学大学院が、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認められた者
 - (6) 文部科学大臣の指定した者
 - (7) 外国において学校教育における16年の課程(医学、歯学又は獣医学を履修する課程を含むものに限る。)を修了し、本学大学院が、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認められた者
 - (8) 学校教育法第102条第2項の規定により大学院(医学、歯学又は獣医学を履修する課程を含むものに限る。)に入学した者にあつては、本学大学院において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認められた者
 - (9) 本学大学院において、個別の入学資格審査により、大学(医学、歯学又は修業年限6年の獣医学を履修する課程を含むものに限る。)を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、24歳に達した者

(入学者選抜)

- 第67条 入学志願者に対しては、学力試験、面接試験及び健康診断を行い、これに出身大学長の提出する調査書の成績等を総合し、当該研究科委員会(基本規則第49条で定める研究科委員会をいう。以下同じ。)の議を経て、学長が合格者を決定する。
- 2 選抜の方法及び時期は、当該研究科において別に定める。

(入学手続及び入学許可)

- 第68条 前条の選抜試験(再入学及び転入学を含む。)に合格した者は、当該研究科において別に定めるところにより入学の手続を行い、かつ、誓約書を提出しなければならない。
- 2 学長は、前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。

(転入学及び再入学)

- 第69条 退学し、又は除籍（第83条において準用する第37条第3号から第5号までの規定のいずれかに該当する者に限る。）された学生で、同一専攻に再入学を志願する者には、退学又は除籍後1年以内に限り、学長がこれを許可することができる。ただし、医学獣医学総合研究科博士課程及び農学工学総合研究科博士後期課程においては、当該研究科の定めるところにより、退学又は除籍後3年以内に限り、学長がこれを許可することができる。
- 2 転入学を志願する者があるときは、その志願する研究科の専攻に欠員がある場合に限り、選考の上、学長がこれを許可することができる。

第6節 教育課程、教育方法等、課程の修了要件及び教員免許状

(教育課程の編成方針)

- 第70条 大学院の教育は、研究科及び専攻の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設するとともに学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）の計画を策定し、体系的に教育課程を編成するものとする。
- 2 教育課程の編成に当たっては、各研究科は、専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力を修得させるとともに、当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養を涵養するよう適切に配慮しなければならない。

(教育方法等)

- 第70条の2 大学院（教職大学院を除く。）の教育は、授業科目の授業及び研究指導によって行うものとする。
- 2 教職大学院の教育は、授業科目の授業によって行うものとする。
- 3 教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。
- 4 各研究科が、一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合の単位数を計算するに当たっては、その組み合わせに応じ、第23条第1項第1号及び第2号に規定する基準を考慮して各研究科が定める時間の授業をもって1単位とする。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

- 第70条の3 本学は、大学院の授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

(履修方法)

- 第71条 各研究科における授業科目の内容、単位数及び研究指導の内容並びにこれらの履修方法は、各研究科において定める。
- 2 教育上有益と認めるときは、他大学の大学院において、当該大学院の授業科目を履修することができる。
- 3 前項の規定により履修した授業科目の単位は、各研究科委員会の議を経て、10単位を超えない範囲で、本学で履修した単位に算入できる。ただし、教職大学院においては、24単位を超えない範囲とする。
- 4 第2項及び第3項の規定は、第82条の規定による留学の場合に準用する。

(長期にわたる教育課程の履修)

- 第72条 学生が、職業を有している等の事情により、第63条に規定する標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し課程を修了することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。
- 2 前項の規定により、計画的な履修を認められた者の受入れについて、必要な事項は、各研究科において定める。

(入学前の既修得単位の認定)

- 第73条 各研究科は、教育上有益と認めるときは、学生が当該研究科に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位（大学院設置基準第15条に定める科目等履修生として修得した単位を含む。）を、当該研究科委員会の議を経て、研究科長が当該研究科に入学した後の当該研究科における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
- 2 前項により修得したものとみなすことのできる単位数は、第71条第3項に規定する単位とは別に10単位を超えない範囲で、修了の要件として算入できるものとする。ただし、教職大学院においては、第71条第2項の規定により履修した単位数及び第76条第5項の規定により免除され

た単位数と合わせて、24単位を超えない範囲とする。

(研究指導委託)

第74条 研究科において、教育上有益と認めるときは、他の大学院又は研究所等（以下「他の大学院等」という。）との協議に基づき、学生に他の大学院等において必要な研究指導を受けさせることができる。ただし、修士課程の学生については認める場合には、当該研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。

(単位の認定)

第75条 単位の認定は、試験又は研究報告等によって行い、合格した科目については所定の単位を与える。ただし、第37条第4号及び第83条の規定により除籍された者については、授業料未納期間に係る単位は認定しない。

(成績評価基準等の明示等)

第75条の2 各研究科は、学生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容並びに1年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示するものとする。

2 各研究科は、学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

(課程の修了要件)

第76条 修士課程の修了要件は、当該課程に2年以上在学し、30単位（教育学研究科学校教育支援専攻にあっては、32単位、看護学研究科看護学専攻実践看護師育成コースがん看護領域にあっては、34単位、実践助産学領域にあっては、58単位、医学獣医学総合研究科医科学獣医科学専攻にあっては、生物系以外の学部を卒業した者は「基礎細胞生物学」2単位を含む32単位）以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該修士課程の目的に応じ、修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、1年以上在学すれば足りるものとする。

2 医学獣医学総合研究科博士課程の修了要件は当該課程に4年、農学工学総合研究科博士後期課程の修了要件は当該課程に3年以上在学し、研究科が定めた所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、医学獣医学総合研究科博士課程にあっては3年、農学工学総合研究科博士後期課程にあっては修士課程の在学期間を含めて3年以上在学すれば足りるものとする。

3 前項の規定にかかわらず、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第156条の規定により、大学院への入学資格に関し修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者が、農学工学総合研究科博士後期課程に入学した場合の当該課程の修了要件は、当該課程に3年以上在学し、研究科が定めた所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、当該課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

4 教育学研究科専門職学位課程の修了要件は、当該課程に第63条第4項で定める標準修業年限以上在学し、48単位以上を修得するものとする。

5 教育学研究科専門職学位課程は、教育上有益と認めるときは、当該課程に入学する前の小学校等の教員としての実務の経験を有するものについて、10単位を超えない範囲で、実習により修得する単位の全部又は一部を免除することができる。

6 教育学研究科専門職学位課程は、第73条の規定により当該課程に入学する前に修得した単位を当該課程において修得したものとみなす場合であって当該単位の修得により当該課程の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して当該課程の課程の標準修業年限の2分の1を超えない範囲で当該課程が定める期間在学したものとみなすことができる。ただし、この場合においても、当該課程に少なくとも1年以上在学するものとする。

(修士論文及び博士論文の審査)

第77条 修士論文及び博士論文の審査については、別に定める。

2 各研究科は、必要があるときは、修士論文及び博士論文の審査について他の大学院等の教員等の協力を求めることができる。

(最終試験)

第78条 最終試験は、所定の単位を修得し、かつ、修士論文及び博士論文の審査に合格した者について行い、その成績は、合格及び不合格の2種とする。

2 最終試験に関し、必要な事項は、各研究科において定める。

(教員の免許状授与の所要資格の取得)

第79条 教員の免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）及び同法施行規則（昭和29年文部省令第26号）に定める所要の単位を修得しなければならない。

2 本学の研究科において取得できる教員の免許状の種類は、次のとおりとする。

研究科	専攻	教員免許状の種類	免許教科
教育学研究科	教職実践開発専攻	幼稚園教諭 専修免許状	
		小学校教諭 専修免許状	
		中学校教諭 専修免許状	国語、社会、数学、 理科、音楽、美術、 保健体育、技術、 家庭、英語
		高等学校教諭 専修免許状	国語、地理歴史、 公民、数学、理科、 音楽、美術、 保健体育、工業、 家庭、英語
	学校教育支援専攻	幼稚園教諭 専修免許状	
		小学校教諭 専修免許状	
		中学校教諭 専修免許状	国語、社会、数学、 理科、音楽、美術、 保健体育、技術、 家庭、英語
		高等学校教諭 専修免許状	国語、地理歴史、 公民、数学、理科、 音楽、美術、 保健体育、工業、 家庭、英語
特別支援学校教諭 専修免許状		知的障害者、肢体 不自由者、病弱者	
工学研究科	応用物理学専攻	高等学校教諭 専修免許状	工業、理科
	物質環境化学専攻	高等学校教諭 専修免許状	工業、理科
	電気電子工学専攻	高等学校教諭 専修免許状	工業
	土木環境工学専攻	高等学校教諭 専修免許状	工業
	機械システム工学専攻	高等学校教諭	工業

		専修免許状	
	情報システム工学専攻	高等学校教諭 専修免許状	工業
農学研究科	農学専攻	高等学校教諭 専修免許状	農業、水産

第7節 休学、転学、留学、復学、退学及び除籍

(休学)

第80条 休学は、第30条及び第31条の規定を準用するほか、当該研究科において別に定める。

(転学)

第81条 学生が他の大学院に転学しようとするときは、その理由を具して当該研究科委員会の議を経て、学長の許可を得なければならない。

(留学)

第82条 学生は、外国の大学で学修するため、研究科長の許可を経て留学することができる。

2 前項の留学期間は、第63条の期間に含まれるものとする。

(復学、退学及び除籍)

第83条 復学、退学及び除籍は、第32条、第36条及び第37条の規定を準用するほか、当該研究科において別に定める。

第8節 学位

(学位)

第84条 学位の種類は、次のとおりとする。

教育学研究科	修士(教育学) 教職修士(専門職)
看護学研究科	修士(看護学)
工学研究科	修士(工学)
農学研究科	修士(農学) 修士(水産学) 修士(学術)
医学獣医学総合研究科	修士(医科学) 修士(動物医科学) 博士(医学) 博士(獣医学)
農学工学総合研究科	博士(農学) 博士(工学) 博士(学術)

(学位授与)

第85条 修士課程、医学獣医学総合研究科博士課程、農学工学総合研究科博士後期課程及び教育学研究科専門職学位課程を修了した者には、前条の区分に従い学位を授与する。

2 前項に定めるもののほか、博士の学位は、大学院の行う博士論文の審査に合格し、かつ、大学院の医学獣医学総合研究科博士課程及び農学工学総合研究科博士後期課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認された者にも授与することができる。

3 学位に関する規程は、別に定める。

第9節 賞罰

(賞罰)

第86条 賞罰については、第41条及び第42条の規定を準用する。

第10節 研究生、科目等履修生、外国人留学生、特別聴講学生及び特別研究学生

(研究生、科目等履修生及び外国人留学生)

第87条 大学院に、研究生、科目等履修生及び外国人留学生を入学させることができる。

2 研究生、科目等履修生及び外国人留学生は、第44条、第45条及び第47条の規定を準用するほか、必要な事項は当該研究科において別に定める。

(特別聴講学生)

第88条 本学大学院の授業科目を履修することを希望する他の大学又は外国の大学の大学院の学生があるときは、当該他大学又は外国大学との協議に基づき特別聴講学生として授業科目の履修を認めることがある。

2 前項により、授業科目の履修を認められた学生は、前条第2項の規定を準用する。

(特別研究学生)

第89条 他の大学院又は外国の大学院の学生で、本学大学院で研究指導を受けることを志願する者があるときは、当該大学院との協議に基づき、特別研究学生として受入れることがある。

2 特別研究学生に関する規程は、別に定める。

第11節 検定料、入学料及び授業料

(検定料、入学料及び授業料)

第90条 研究科の学生の検定料、入学料及び授業料の額並びに徴収方法等は、別に定める。

2 研究生及び特別聴講生の検定料、入学料及び、授業料の額は、別に定める。ただし、特別聴講学生が国立の大学の学生であるときは、授業料は徴収しないものとする。

(1) 授業料は、それぞれの在学予定期間に応じ3月分又は6月分に相当する額を当該期間の当初の月に徴収するものとする。ただし、在学予定期間が3月未満又は6月未満であるときは、その期間分に相当する額を当該期間の当初の月に徴収するものとする。

(2) 検定料及び入学料の徴収方法は、別に定める。

3 既納の検定料、入学料及び授業料は返還しない。

4 経済的理由等又は特別な事情あるいはやむを得ない事情により、入学料又は授業料等の納付が困難な者は、別に定める内規により、入学料の免除あるいは徴収猶予、又は授業料等の免除あるいは徴収猶予の取扱いを受けることができる。

第12節 雑則

(準用)

第91条 大学院学生に関し必要な事項は、この章によるほか、第1章の学部学生に関する規定を準用する。この場合において、「学部」とあるのは「研究科」と、「学部長」とあるのは「研究科長」と、「学部教授会」とあるのは「研究科委員会」と読み替えるものとする。

第3章 別科

第1節 収容定員

(収容定員)

第92条 本学に置く別科の収容定員は、次のとおりとする。

別科名	専修	収容定員
畜産別科	畜産専修	4
	計	4

2 別科に関し必要な事項は、別に定める。

第2節 学年、学期及び休業日

(学年、学期及び休業日)

第93条 学年、学期及び休業日は、第2条から第4条までの規定を準用する。

第3節 修業年限及び在学期間

(修業年限)

第94条 本学別科(以下「別科」という。)の修業年限は、1年とする。

(在学期間)

第95条 在学期間は、1年とする。ただし、特別の事情があると認めるときは、願い出により2年を超えない範囲において、その延長を許可することができる。

第4節 入学

(入学の時期)

第96条 入学の時期は、学年の始めとする。

(入学資格)

第97条 別科に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
- (3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程(修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則(平成17年文部科学省令第1号)による高等学校卒業程度認定試験に合格した者(同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程(昭和26年文部省令第13号)による大学入学資格検定に合格した者を含む。)
- (8) 学校教育法第90条第2項の規定により大学に入学した者にあつては、本学において、大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認められた者
- (9) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、18歳に達した者

(入学の志願)

第98条 入学を志願する者は、次の各号に掲げる書類に所定の検定料を添えて、別科の基礎となる当該学部の長に願い出なければならない。

- (1) 入学願書
- (2) 調査書

(合格者の決定)

第99条 学長は、前条の規定による入学志願者について、別に定めるところにより選考の上、当該別科委員会の議を経て、合格者を決定する。

(入学手続)

第100条 前条の規定による合格者で、別科に入学しようとする者は、所定の期日までに、所定の書類を提出するとともに、所定の入学料を納付しなければならない。

(入学許可)

第101条 学長は、前条の規定により、入学手続を完了した者(入学料の免除又は徴収猶予を申請している者を含む。)に対し、入学を許可する。

第5節 履修方法等

(授業科目及び履修方法等)

第102条 別科で開設する授業科目及び履修方法等は、別に定める。

(単位の授与)

第103条 授業科目を履修し、その成績評価に合格した者には、所定の単位を与える。ただし、第37条第4号及び第105条の規定により除籍された者については、授業料未納期間に係る単位は認定しない。

第6節 休学、復学、退学及び除籍

(休学)

第104条 休学は、第30条の規定を準用する。

(復学、退学及び除籍)

第105条 復学、退学及び除籍は、第32条、第36条及び第37条の規定を準用する。

第7節 修了

(修了)

第106条 別科に1年以上在学し、所定の課程を修了した者には、修了証書を授与する。

第8節 賞罰

(賞罰)

第107条 賞罰については、第41条及び第42条の規定を準用する。

第9節 検定料、入学料及び授業料

(検定料、入学料及び授業料)

第108条 検定料、入学料及び授業料の額並びに徴収方法等は、別に定める。

2 既納の検定料、入学料及び授業料は返還しない。

3 経済的理由等又は特別な事情あるいはやむを得ない事情により、入学料又は授業料等の納付が困難な者は、別に定めるところにより、入学料の免除あるいは徴収猶予、又は授業料等の免除あるいは徴収猶予の取扱いを受けることができる。

第10節 雑則

(準用)

第109条 別科学生に関し必要な事項は、この章によるもののほか、第1章の学部学生に関する規定を準用する。この場合において、「学部」とあるのは「別科」と、「学部長」とあるのは「別科長」と、「学部教授会」とあるのは「別科委員会」と読み替えるものとする。

附 則

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

2 国立学校設置法の一部を改正する法律（平成15年法律第29号）附則第2項の規定に基づき、平成15年9月30日に当該大学に在学する者が在学しなくなる日までの間存続するものとされた宮崎大学（以下「旧宮崎大学」という。）及び宮崎医科大学（以下「旧宮崎医科大学」という。）に在学し、かつ、平成16年3月31日に旧宮崎大学及び旧宮崎医科大学に在学する者（以下「在学者」という。）並びに在学者の属する年次に編入学等する者が、在学しなくなるまでの間、国立大学法人法（平成15年法律第112号）附則第17条の規定により、旧宮崎大学及び旧宮崎医科大学を卒業するために必要とされる教育課程の履修その他教育上必要な事項は、旧宮崎大学又は旧宮崎医科大学の学則及びその他の規程等の定めるところによる。

- 3 旧宮崎大学及び旧宮崎医科大学の大学院に在学し、かつ、在学者及び在学者の属する年次に転入学等する者が、在学しなくなるまでの間、国立大学法人法（平成15年法律第112号）附則第17条の規定により、旧宮崎大学及び旧宮崎医科大学を修了するために必要とされる教育課程の履修その他教育上必要な事項は、旧宮崎大学大学院規程又は旧宮崎医科大学大学院学則及びその他の規程等の定めるところによる。

附 則

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。
 2 第61条の表に定める修士課程及び博士前期課程の収容定員は、同表の規定にかかわらず、平成17年度は次のとおりとする。

研究科名	専攻名	平成17年度
教育学研究科	学校教育専攻	14
	教科教育専攻	62
	計	76
医学系研究科	医科学専攻	30
	看護学専攻	10
	計	40
工学研究科	応用物理学専攻	15
	物質環境化学専攻	21
	電気電子工学専攻	54
	土木環境工学専攻	36
	機械システム工学専攻	30
	情報システム工学専攻	18
	計	174
農学研究科	生物生産科学専攻	21
	地域資源管理科学専攻	12
	森林草地環境科学専攻	10
	水産科学専攻	12
	応用生物科学専攻	21
	計	76

- 3 第61条の規定にかかわらず、工学研究科物質工学専攻及び情報工学専攻並びに農学研究科農林生産学専攻、生物資源利用学専攻及び動物生産学専攻の収容定員については、次の表のとおりとする。

研究科名	専攻名	平成17年度
工学研究科	物質工学専攻	30
	情報工学専攻	8
	計	38
	農林生産学専攻	40

農学研究科	生物資源利用学専攻	15
	動物生産学専攻	21
	計	76

- 4 平成16年度以前に工学研究科物質工学専攻及び情報工学専攻並びに農学研究科農林生産学専攻、生物資源利用学専攻及び動物生産学専攻に入学した者が取得できる免許状の種類は、改正後の第79条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規則は、平成17年5月26日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成17年10月27日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年12月22日から施行し、第8条第5号及び第66条第5号の規定は、平成17年12月1日から適用する。

附 則

- この規則は、平成18年4月1日から施行する。
- 平成17年度に工学研究科物質環境化学専攻に入学した者が取得できる免許状の種類は、改正後の第79条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- この規則は、平成19年4月1日から施行する。
- 平成18年度以前に工学研究科博士前期課程に入学した者が取得できる免許状の種類は、改正後の第79条第2項に規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 平成18年度以前に工学研究科に入学した者の学位に関しては、なお従前の例による。
- 第61条の表に定める農学研究科修士課程の平成19年度の收容定員は、同表の規定にかかわらず、次のとおりとする。

研究科名	専攻名	收容定員
農学研究科	生物生産科学専攻	37
	地域資源管理科学専攻	24
	森林草地環境科学専攻	20
	水産科学専攻	22
	応用生物科学専攻	41
	計	144

- 5 第61条の表に定める農学工学総合研究科博士後期課程の收容定員は、同表の規定にかかわらず、次のとおりとする。

研究科名	専攻名	平成19年度	平成20年度
農学工学総合研究科	資源環境科学専攻	4	8
	生物機能応用科学専攻	4	8
	物質・情報工学専攻	8	16
	計	16	32

- 6 第61条の規定にかかわらず、工学研究科博士後期課程物質エネルギー工学専攻及びシステム工学専攻の收容定員については、次の表のとおりとする。

--	--	--	--

研究科名	専攻名	平成19年度	平成20年度
工学研究科	物質エネルギー工学専攻	12	6
	システム工学専攻	12	6
	計	24	12

附 則

この規則は、平成20年1月24日から施行し、平成19年12月26日から適用する。

附 則

- この規則は、平成20年4月1日から施行する。
- 第1条の2の表に定める教育文化学部の収容定員は、同表の規定にかかわらず、平成20年度から平成22年度までは、次のとおりとする。

学 部	課 程	平成20年度	平成21年度	平成22年度
教育文化学部	学 校 教 育 課 程	450	500	550
	人 間 社 会 課 程	80	160	240
	地 域 文 化 課 程	90	60	30
	生 活 文 化 課 程	120	80	40
	社 会 シ ス テ ム 課 程	180	120	60
	計	920	920	920

- 平成19年度以前に教育文化学部地域文化課程、生活文化課程及び社会システム課程に入学した者が取得できる免許状の種類は、改正後の第18条第2項に規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 第61条の表に定める教育学研究科修士課程及び専門職学位課程の平成20年度の収容定員は、同表の規定にかかわらず、次のとおりとする。

研究科名	専攻名	修士課程	専門職学位課程
教育学研究科	教職実践開発専攻	10	28
	学校教育支援専攻		
	計	10	28

- 第61条の規定にかかわらず、教育学研究科修士課程学校教育専攻及び教科教育専攻の平成20年度の収容定員は、次のとおりとする。

研究科名	専攻名	収容定員
教育学研究科	学 校 教 育 専 攻	8
	教 科 教 育 専 攻	30
	計	38

- 第61条の表に定める医学系研究科博士課程の収容定員は、同表の規定にかかわらず、平成20年度から平成22年度までは、次のとおりとする。

研究科名	専攻名	平成20年度	平成21年度	平成22年度
医学系研究科	医 学 専 攻	20	40	60
	細 胞 ・ 器 官 系 専 攻	30	20	10
	生 体 制 御 系 専 攻	36	24	12
	生 体 防 衛 機 構 系 専 攻	12	8	4

	環境生態系専攻	12	8	4
	計	110	100	90

- 7 平成19年度以前に教育学研究科に入学した者が取得できる免許状の種類は、改正後の第79条第2項に規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 8 平成19年度以前に教育文化学部及び教育学研究科に入学した者の学位に関しては、なお従前の例による。

附 則

この規則は、平成20年12月26日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 第1条の2の表に定める医学部医学科の入学定員は、平成29年度までのものとし、医学部医学科の収容定員は、同表の規定にかかわらず、平成21年度から平成25年度までは、次のとおりとする。

学部・学科	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
医学部・医学科	605	610	615	620	625

附 則

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 第1条の2の表に定める医学部医学科の入学定員は、平成31年度までのものとし、医学部医学科の収容定員は、同表の規定にかかわらず、平成22年度から平成26年度までは、次のとおりとする。

学部・学科	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
医学部・医学科	615	625	635	645	655

- 3 第1条の2の表に定める農学部の収容定員は、同表の規定にかかわらず、平成22年度から平成24年度までは、次のとおりとする。

学 部	学 科	平成22年度	平成23年度	平成24年度
農 学 部	植物生産環境科学科	50	100	150
	森林緑地環境科学科	50	100	150
	海洋生物環境科学科	30	60	90
	畜産草地科学科	50	100	150

- 4 第1条の2の規定にかかわらず、農学部食料生産科学科、生物環境科学科及び地域農業システム学科の平成22年度から平成24年度までの収容定員は、次のとおりとする。

学 部	学 科	平成22年度	平成23年度	平成24年度
農 学 部	食料生産科学科	180	120	60
	生物環境科学科	195	130	65
	地域農業システム学科	165	110	55

- 5 平成21年度以前に農学部食料生産科学科、生物環境科学科及び地域農業システム学科に入学した者が取得できる免許状の種類は、改正後の第18条第2項に規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 6 第61条の表に定める医科学看護学研究科の収容定員は、同表の規定にかかわらず、次のとおりとする。

研究科名	専 攻 名	平成22年度

医科学看護学 研究科	医 科 学 専 攻 看 護 学 専 攻	15 10
---------------	------------------------	----------

7 第61条の表に定める医学獣医学総合研究科の収容定員は、同表の規定にかかわらず、次のとおりとする。

研究科名	専 攻 名	平成22年度	平成23年度	平成24年度
医学獣医学総合 研究科	医 学 獣 医 学 専 攻	23	46	69

8 第61条の規定にかかわらず、医学系研究科修士課程の収容定員は、次のとおりとする。

研究科名	専 攻 名	平成22年度
医学系研究科	医 科 学 専 攻 看 護 学 専 攻	15 10

9 第61条の規定にかかわらず、医学系研究科博士課程の収容定員は、次のとおりとする。

研究科名	専 攻 名	平成22年度	平成23年度	平成24年度
医学系研究科	医 学 専 攻	40	40	20

10 平成21年度以前に農学部及び医学系研究科に入学した者の学位に関しては、なお従前の例による。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

- この規則は、平成24年4月1日から施行する。
- 第1条の2の表に定める工学部の収容定員は、同表の規定にかかわらず、平成24年度から平成26年度までは、次のとおりとする。

学 部	学 科	平成24年度	平成25年度	平成26年度
工 学 部	環 境 応 用 化 学 科	58	116	174
	社 会 環 境 シ ス テ ム 工 学 科	53	106	159
	環 境 ロ ボ テ ィ ク ス 学 科	49	98	147
	機 械 設 計 シ ス テ ム 工 学 科	54	108	162
	電 子 物 理 工 学 科	53	106	159
	電 気 シ ス テ ム 工 学 科	49	98	147
	情 報 シ ス テ ム 工 学 科	228	224	220

3 第1条の2の規定にかかわらず、工学部材料物理工学科、物質環境化学科、電気電子工学科、土木環境工学科及び機械システム工学科の収容定員は、次のとおりとする。

学 部	学 科	平成24年度	平成25年度	平成26年度
工 学 部	材 料 物 理 工 学 科	147	98	49
	物 質 環 境 化 学 科	204	136	68
	電 気 電 子 工 学 科	264	176	88
	土 木 環 境 工 学 科	174	116	58
	機 械 シ ス テ ム 工 学 科	147	98	49

4 平成23年度以前に工学部材料物理工学科、物質環境化学科、電気電子工学科、土木環境工学科及び機械システム工学科に入学した者が取得できる免許状の種類は、改正後の第18条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 5 第61条の表に定める工学研究科の収容定員は、同表の規定にかかわらず、平成24年度は、次のとおりとする。

研究科名	専攻名	平成24年度
工学研究科	応用物理学専攻	32
	物質環境化学専攻	48
	電気電子工学専攻	63
	土木環境工学専攻	34
	機械システム工学専攻	34
	情報システム工学専攻	37

- 6 第61条の表に定める農学工学総合研究科の収容定員は、同表の規定にかかわらず、平成24年度及び平成25年度は、次のとおりとする。

研究科名	専攻名	平成24年度	平成25年度
農学工学総合研究科	資源環境科学専攻	15	18
	物質・情報工学専攻	21	18

附 則

この規則は、平成24年5月24日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年4月25日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。
 2 第61条の表に定める教育学研究科学校教育支援専攻の収容定員は、同表の規定にかかわらず、平成26年度は、次のとおりとする。

研究科名	専攻名	平成26年度
教育学研究科	学校教育支援専攻	18

- 3 第61条の表に定める看護学研究科の収容定員は、同表の規定にかかわらず平成26年度は、次のとおりとする。

研究科名	専攻名	平成26年度
看護学研究科	看護学専攻	10

- 4 第61条の規定にかかわらず、医科学看護学研究科医科学専攻及び看護学専攻の収容定員は、次のとおりとする。

研究科名	専攻名	平成26年度
医科学看護学研究科	医科学専攻	15
	看護学専攻	10

- 5 第61条の表に定める農学研究科の収容定員は、同表の規定にかかわらず、平成26年度は、次のとおりとする。

研究科名	専攻名	平成26年度
農学研究科	農学専攻	68

- 6 第61条の規定にかかわらず、農学研究科生物生産科学専攻、地域資源管理科学専攻、森林草地環境科学専攻、水産科学専攻及び応用生物科学専攻の収容定員は、次のとおりとする。

研究科名	専攻名	平成26年度
農学研究科	生物生産科学専攻	16
	地域資源管理科学専攻	12
	森林草地環境科学専攻	10
	水産科学専攻	10
	応用生物科学専攻	20

- 7 平成25年度以前に農学研究科生物生産科学専攻、地域資源管理科学専攻、森林草地環境科学専攻、水産科学専攻及び応用生物科学専攻に入学した者が取得できる免許状の種類は、改正後の第79条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 8 第61条の表に定める医科学獣医学総合研究科修士課程の収容定員は、同表の規定にかかわらず、平成26年度は、次のとおりとする。

研究科名	専攻名	平成26年度
医学獣医学総合研究科	医科学獣医学専攻	8

- 9 平成25年度以前に医科学看護学研究科に入学した者の学位に関しては、なお従前の例による。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

3. 宮崎大学学位規程

平成16年4月1日
制 定

改正 平成17年3月30日 平成19年3月22日
平成20年3月27日 平成22年3月25日
平成22年11月25日 平成25年3月28日
平成26年3月27日 平成27年3月26日

(目的)

第1条 この規程は、宮崎大学学務規則（以下「規則」という。）第40条第2項及び第85条第3項の規定により宮崎大学（以下「本学」という。）が授与する学位について、必要な事項を定める。

(学位の種類等)

第2条 本学において授与する学位は、学士、修士、博士及び専門職学位とする。

2 学士の学位の専攻分野の名称は、次のとおりとする。

教育学

教養

医学

看護学

工学

農学

獣医学

3 修士の学位の専攻分野の名称は、次のとおりとする。

教育学

医科学

動物医科学

看護学

工学

農学

水産学

学術

4 博士の学位の専攻分野の名称は、次のとおりとする。

医学

農学

獣医学

工学

学術

5 専門職学位は、教職修士（専門職）とする。

(学位の授与要件)

第3条 学士の学位は、本学を卒業した者に授与する。

2 修士の学位は、本学大学院の修士課程を修了した者に授与する。

3 博士の学位は、本学大学院の医学獣医学総合研究科博士課程又は農学工学総合研究科博士後期課程を修了した者に授与する。

4 前項に規定するもののほか、本学大学院の医学獣医学総合研究科博士課程又は農学工学総合研究科博士後期課程を経ない者であっても、博士論文を提出して学位の授与を申請し、その審査に合格し、かつ、本学大学院の医学獣医学総合研究科博士課程又は農学工学総合研究科博士後期課程を修了した者と同等以上の学力を有すると認められた者にも学位を授与することができる。

5 専門職学位は、本学大学院の教育学研究科専門職学位課程を修了した者に授与する。

(学位の申請)

第4条 修士の学位論文は、当該研究科長に提出するものとする。

2 博士の学位授与の申請は、学位論文願に論文、論文目録、論文要旨及び履歴書を添え、当該研究科長に提出するものとする。

3 前条第4項の規定による学位の申請は、学位申請書に論文、論文目録、論文要旨及び履歴書並びに学位論文審査手数料57,000円を添え、当該研究科長に提出するものとする。

4 本学大学院の医学獣医学総合研究科博士課程及び農学工学総合研究科博士後期課程に所定の期間在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けて退学した者が学位を申請すると

きは、前項の規定を適用する。この場合において、退学したときから1年を超えないときは、学位論文審査手数料の納付を免除する。

5 提出した学位論文及び既納の学位論文審査手数料は、返還しない。

(学位論文)

第5条 提出する修士及び博士の学位論文は、1編とする。ただし、参考として他の論文を添付することができる。

2 審査のため必要があるときは、論文の訳文又は関係資料を提出させることがある。

(審査の付託)

第6条 研究科長は、修士及び博士の学位論文を受理したときは、当該研究科委員会にその審査を付託しなければならない。

(審査)

第7条 教育学、工学、農学の各研究科委員会は、修士課程の論文審査を付託されたときは、当該専攻の教授1名のほか、関連する専門分野の教員(助手を除く。以下同じ。)のうちから2人以上の審査委員を選出して、論文の審査及び最終試験を行う。

2 農学工学総合研究科委員会は、論文審査を付託されたときは、主指導教員及び副指導教員を含む5人以上の教員からなる学位論文審査委員会により、論文の審査並びに最終試験又は試験を行う。ただし、学位論文審査委員会には、研究指導を担当する資格を有する教員3人以上を含むものとする。

3 前2項の審査には、必要に応じ、他の大学院又は研究所等の教員等を加えることができる。

4 看護学研究科委員会及び医学獣医学総合研究科委員会は、当該学位論文の審査を行うため審査委員会を設置し、その委員として、当該委員会の構成員の中から3人を選定する。

5 前項の審査委員は、主査1人、副査2人とする。ただし、医学獣医学総合研究科委員会が必要と認めたときは、当該構成員以外の本学の教員又は他の大学院若しくは研究所等の教員等を加えることができる。

6 審査委員会は、第3条第2項及び第3項の規定によるものについては学位論文の審査及び最終試験を、第3条第4項の規定によるものについては学位論文の審査及び学力の確認を行う。

(審査期間)

第8条 修士論文の審査は、提出者の在学期間中に終了するものとする。

2 博士論文の審査は、受理した日から1年以内に終了するものとする。

(最終試験又は試験)

第9条 最終試験又は試験は、論文の審査を終えた後、論文を中心として関連ある授業科目について口頭又は筆記により行うものとする。

(学力の確認)

第10条 第3条第4項に規定する学力の確認は、第4条第3項及び第4項の規定により申請のあった者に対し、学位論文の審査及び試験を終えた後、学位論文に関連のある専門分野及び外国語について、口頭又は筆記によって行う。

2 前項の規定にかかわらず、第4条第4項に規定する者のうち退学したときから当該研究科が定める年限以内に学位を申請する者については、前項の学力の確認を免除することができる。

(審査結果の報告)

第11条 審査委員は、論文の審査並びに最終試験又は試験及び学力の確認を終了したときは、速やかにその結果を文書をもって当該研究科委員会に報告しなければならない。

(合否の判定)

第12条 研究科委員会は、前条の報告に基づいて審議し、修士及び博士の学位を授与すべきか否かを議決する。

2 前項の議決を行うには、委員(外国出張者及び休職者を除く。)の3分の2以上が出席し、かつ、出席委員の3分の2以上の賛成がなければならない。

(判定結果の報告)

第13条 研究科長は、当該研究科委員会が前条第1項によって合格と決定した者の氏名、論文審査の要旨並びに最終試験又は試験の成績を文書をもって速やかに学長に報告しなければならない。

(学位の授与及び報告)

- 第14条 学長は、学士の学位にあつては学部長からの報告を受けて、修士及び博士の学位並びに専門職学位にあつては前条の報告を受けて、学位を授与すべき者を決定し、学位記を交付して学位を授与する。授与できない者には、その旨を本人に通知するものとする。
- 2 前項前段の規定により博士の学位を授与したときは、学位簿に登録するとともに、学位規則(昭和28年文部省令第9号)第12条に定める様式により、文部科学大臣に報告しなければならない。

(学位論文要旨等の公表)

- 第15条 博士の学位を授与したときは、授与した日から3月以内に、その学位論文の内容の要旨及び学位論文の審査結果の要旨をインターネットの利用により公表するものとする。

(学位論文の公表)

- 第16条 博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から1年以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表しなければならない。ただし、当該博士の学位を授与される前に既に公表したときは、この限りでない。
- 2 前項本文の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事情がある場合には、学長の承認を得て、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができるものとする。この場合において、研究科長は、当該学位論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。
- 3 前2項の規定により学位論文を公表する場合には、「宮崎大学審査学位論文」と明記しなければならない。
- 4 博士の学位を授与された者が行う第1項及び第2項の規定による公表は、本学の協力を得て、インターネットの利用により行うものとする。

(学位の名称)

- 第17条 学位を授与された者は、その学位の名称を用いるときは、本学名を付記するものとする。

(学位授与の取消し)

- 第18条 修士若しくは博士の学位又は専門職学位を授与された者が、不正な方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき、又は学位の名誉を汚す行為があつたときは、学長は、当該研究科委員会の議を経て学位の授与を取り消し、学位記を返付させ、かつ、その旨を公表するものとする。
- 2 研究科委員会が前項の決定をする場合には、第12条第2項の規定を準用する。

(学位記の様式)

- 第19条 学位記の様式は、別紙1から別紙5のとおりとする。

(特定の課題の取扱い)

- 第20条 規則第76条第1項に規定する特定の課題についての研究の成果に関する取扱いについては、この規程に定める修士論文に関する取扱いに準ずるほか、必要に応じて各研究科が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成22年11月25日から施行する。
- 2 国立学校設置法の一部を改正する法律(平成15年法律第29号)附則第2項の規定により平成15

年9月30日に当該大学に在学した者が在学しなくなる日までの間存続するものとされた宮崎大学及び宮崎医科大学の学部又は大学院に在学する者（以下「在学者」という。）並びに在学者の属する年次に編入学等した者については、改正後の第19条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

別紙1-1（第3条第1項関係）

宮大〇第 号

卒業証書・学位記

本籍（転居届出名）
氏 名
生 年 月 日

宮崎大学〇〇学部〇〇学科（課程）に入学し卒業するため必要な所定の課程を本学で修めたので卒業したことと認め学士（〇〇）の学位を授与する。

平成 年 月 日

宮崎大学〇〇学部長 〇〇〇〇 印

宮 崎 大 学 長 〇〇〇〇 印

別紙1-2（第3条第1項関係）

宮大〇第 号

卒業証書・学位記

本籍（転居届出名）
氏 名
生 年 月 日

宮崎医科大学医学部〇〇学科に入学し卒業するため必要な所定の課程を本学で修めたので卒業したことと認め学士（〇〇）の学位を授与する。

平成 年 月 日

宮崎大学〇〇学部長 〇〇〇〇 印

宮 崎 大 学 長 〇〇〇〇 印

別紙2-1（第3条第2項関係）

〇校第 号

学 位 記

本籍（転居届出名）
氏 名
生 年 月 日

宮崎大学大学院〇〇研究科〇〇専攻に入学し本学大学院において所定の単位を修得し学位論文の審査及び最終試験に合格したので修士（〇〇）の学位を授与する。

平成 年 月 日

宮 崎 大 学 印

※第20条に定める特定の課程による学位記については、「学位論文の審査」を「特定の課程についての研究成果の審査」と記載する。

別紙2-2（第3条第2項関係）

〇校第 号

学 位 記

本籍（転居届出名）
氏 名
生 年 月 日

宮崎医科大学大学院医学研究科〇〇専攻に入学し本学大学院において所定の単位を修得し学位論文の審査及び最終試験に合格したので修士（医科学）の学位を授与する。

平成 年 月 日

宮 崎 大 学 印

※第20条に定める特定の課程による学位記については、「学位論文の審査」を「特定の課程についての研究成果の審査」と記載する。

別紙3-1（第3条第3項関係）

〇原第 号

学 位 記

本籍（転居届出名）
氏 名
生 年 月 日

宮崎大学大学院〇〇研究科〇〇専攻に入学し本学大学院において所定の単位を修得し学位論文の審査及び最終試験に合格したので博士（〇〇）の学位を授与する。

平成 年 月 日

宮 崎 大 学 印

別紙3-2（第3条第3項関係）

〇原第 号

学 位 記

本籍（転居届出名）
氏 名
生 年 月 日

宮崎医科大学大学院医学研究科〇〇専攻に入学し本学大学院において所定の単位を修得し学位論文の審査及び最終試験に合格したので博士（医学）の学位を授与する。

平成 年 月 日

宮 崎 大 学 印

附 則

- 1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第15条の規定は、この規程の施行の日以降に博士の学位を授与した場合について適用し、同日前に博士の学位を授与した場合については、なお従前の例による。
- 3 改正後の第16条の規定は、この規程の施行の日以降に博士の学位を授与された者について適用し、同日前に博士の学位を授与された者については、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

4. 宮崎大学転学部規程

平成16年4月1日
制 定

改正 平成16年9月22日

(趣旨)

第1条 この規程は、宮崎大学（以下「本学」という。）学務規則第33条第4項の規定に基づき、転学部の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(志願資格)

第2条 転学部を志願できる者は、本学学生とする。ただし、推薦入学者及び編入学者は、原則として志願できない。

2 転学部をした者は、再度の転学部を志願することができない。

(転学部の時期)

第3条 転学部の時期は、学年の始めとする。

(受入人数)

第4条 各学部は、学部定員にかかわらず教育に支障がない範囲で受け入れるものとし、各学科又は課程の受入人数については、各学部が別に定める。

(志願手続)

第5条 転学部の志願は、特定の学部の学科又は課程とし、複数の志願は認めない。

2 転学部を志願する者は、指導教員又は担任教員等の指導を経て、転学部願（別紙様式）を11月未までに所属の学部長（以下「所属学部長」という。）に提出しなければならない。

(審査依頼)

第6条 所属学部長は、教授会の議を経て当該学生の転学部の志願を認めたときは、転学部願に当該年度前学期までの成績証明書及び入学試験の成績を添付して、志願先の学部長（以下「志願先学部長」という。）に12月25日までに審査を依頼しなければならない。

(審査)

第7条 志願先学部長は、前条により審査の依頼があったときは、次の各号により速やかに審査を行わなければならない。

- (1) 転学部を志願する理由の妥当性
 - (2) 入学試験の成績
 - (3) 入学後の成績及び共通科目の単位取得状況
 - (4) 試験及び面接
- ただし、書類審査をもって試験に替えることができる。

(許可又は不許可の決定及び通知)

第8条 志願先学部長は、前条に基づき転学部の許可又は不許可を判定し、教授会の議を経て学長に上申するものとする。

2 学長は、前項に基づき転学部の許可又は不許可を決定し、当該学生、所属学部長及び志願先学部長に通知する。

(学籍簿等)

第9条 所属学部長は、転学部を許可された者（以下「転学部生」という。）の学籍簿その他関係書類を受入学部の学部長に送付しなければならない。

(受入年次)

第10条 転学部生の受入年次は、受入学部の教授会の議を経て、学部長が決定する。

(既修得単位及び履修指導)

第11条 受入学部は、転学部生の既修得単位に配慮し、授業科目の履修方法について適切な指導を行わなければならない。

(雑則)

第12条 この規程に定めるもののほか、転学部に関し必要な事項は、各学部が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年9月22日から施行する。

5. 宮崎大学再入学規程

平成16年4月1日
制 定

改正 平成17年1月20日 平成17年7月28日
平成18年1月26日 平成27年3月26日

(趣旨)

第1条 この規程は、宮崎大学学務規則（以下「規則」という。）第13条第1項第1号に規定に基づき、宮崎大学（以下「本学」という。）の再入学の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 再入学とは、規則第36条若しくは第37条第3号から第5号までの一の規定により、本学の一学部を退学し、又は除籍された者が、再び当該学部の同一の学科又は課程（改組等で変更された学部又は学科若しくは課程を含む。）へ入学することをいう。

(再入学の時期及び手続)

第3条 再入学の時期は、原則として前学期又は後学期の始めとし、再入学を志願する者は、再入学願（別紙様式）に本学が別に定める検定料を添えて、再入学を希望する学期の始まる60日前までに当該学部へ願出しなければならない。

(選考方法及び決定等)

第4条 相当年次への再入学志願者については、当該学部が定めるところにより選考のうえ、当該学部教授会の議を経て、学長が合格を決定する。

- 2 再入学合格の通知を受けた者は、所定の手続きをするとともに、本学が別に定める入学料を納めなければならない。
- 3 学長は、前項の入学手続きを完了した者に対して、入学を許可する。
- 4 再入学は、1回に限りこれを認める。

(既修得単位の認定等)

第5条 再入学を許可された者の既修得単位の取扱いについては、宮崎大学既修得単位認定規程で定めるところとする。

- 2 再入学を許可された者の在学すべき年数の取扱いについては、当該学部教授会の議を経て、学部長が決定する。
- 3 再入学を許可された者の在学年数には、授業料未納で在学した学期は含めない。

(雑則)

第6条 この規程に定めるもののほか、再入学に関し必要な事項は、各学部において別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年7月28日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年1月26日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

6. 宮崎大学既修得単位認定規程

〔平成16年 4月 1日〕
制 定

改正 平成23年10月14日
// 平成26年 2月27日

(趣旨)

第1条 この規程は、宮崎大学学務規則第13条及び第22条の規定に基づく既修得単位の認定（以下「単位認定」という。）に関し、必要な事項を定める。

(単位認定の申請)

第2条 単位認定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、既修得単位認定申請書（別紙様式1）に成績証明書を添えて、所定の期日までに、申請者が入学する学部の長（以下「所属学部長」という。）に申請しなければならない。

(単位認定の審査)

第3条 所属学部長は、前条の規定により申請のあった授業科目のうち基礎教育科目に相当する授業科目については、基礎教育委員会（以下「委員会」という。）に単位認定の審査を付託しなければならない。

2 専門科目に相当する授業科目の単位認定の審査は、当該学部の定めるところによる。

(基礎教育科目の審査)

第4条 所属学部長は、委員会に審査を付託するときは、審査依頼書（別紙様式2又は別紙様式3）に成績証明書を添付しなければならない。

2 委員会は、前項の規定により依頼があったときは、所定の基準に基づき審査を行わなければならない。

3 委員会は、審査を行うにあたり必要と認めるときは、所属学部長を経由して当該申請者に対して説明若しくは必要な資料の提出を求め、また、関係科目担当教員の意見を聴くことができる。

4 委員会は、審査結果（別紙様式4又は別紙様式5）を、速やかに所属学部長に通知しなければならない。

(単位認定)

第5条 所属学部長は、基礎教育科目については前条第4項の通知及び専門科目については当該学部の審査結果に基づき、当該学部の教授会の議を経て、授業科目及び単位の認定を行わなければならない。

(申請者への通知)

第6条 所属学部長は、前条の規定により認定を行ったときは、既修得単位認定通知書（別紙様式6）を速やかに申請者に交付しなければならない。

(履修科目の指導)

第7条 所属学部長は、第5条の規定により単位認定を行ったときは、他の基礎教育科目及び専門科目の履修を行わせるなど、学習内容の豊富化を図るよう適切な指導を行うものとする。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、単位認定に関し必要な事項は、基礎教育科目にあつては委員会、専門科目にあつては各学部において別に定める。

附 則

1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。

2 平成16年度及び平成17年度（2年次編入学生を除く）に編入学する者については、本規程の規定にかかわらず、なお旧宮崎大学及び旧宮崎医科大学の規程等の定めるところによる。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。

2 平成26年3月31日に在学する者（以下「在学者」という。）及び在学者の属する年次に再入学、編入学又は転入学（以下「再入学等」という。）する者並びに平成26年度に医学部看護学科に入学する者（以下「入学者」という。）及び入学者の属する年次に再入学等する者については、なお従前の例による。

7. 台風等に伴う授業の取扱い

平成16年 4月 1日
学務委員会決定

改正 平成16年 5月10日
" 平成16年 7月14日
" 平成22年 7月28日
" 平成25年12月26日

台風等に伴う授業及び定期試験の取扱いに関し、必要な事項を下記のとおり定める。

- 1 台風による事故の発生を防止するため、次の各号のいずれかに該当する場合は、休講又は試験の延期とする。
 - (1) 午前7時の時点で、宮崎県南部平野部又は南部山沿いのいずれかの市町村（以下「宮崎県南部地方」という。）に暴風警報が発令されている場合
・・・ 午前の授業を休講
 - (2) 午前7時を過ぎて、宮崎県南部地方に暴風警報が発令されている場合又は発令された場合で、副学長（教育・学生担当）が危険と判断した場合。
・・・ 午後の授業又は午後の授業の一部を休講
 - (3) 前2号に定めるほか、副学長（教育・学生担当）が危険と判断した場合。
- 2 前項により休講となる場合の学生・教員への周知については、次の各号により行う。
 - (1) 前項第1号の場合の学生への周知は、メール（携帯電話等）及びホームページにより行う。
 - (2) 前項第2号及び第3号の場合の学生への周知は、学内放送、メール（携帯電話等）及びホームページにより行う。
 - (3) 前項各号による場合の教員（非常勤講師を含む）への周知は、各学部及び学生支援部が行う。
- 3 地震及び大雨等の不測の事態による休講の取扱いについては、副学長（教育・学生担当）の判断による。

【注】(i)警報は、「宮崎地方気象台が発表する警報」による。

(ii)警報の発令・解除及び公共交通機関運行の確認は、テレビ・ラジオ等の報道による。

(iii)学外の実習（病院実習を含む）等の場合は、各実習先又は実習担当教員の判断による。

(iv) 宮崎県南部平野部又は南部山沿いのいずれかの市町村とは、宮崎市、国富町、綾町、日南市、串間市、都城市、三股町、えびの市、小林市、高原町を指す。

附 則

この申合せは、平成16年7月14日から施行する。

附 則

この申合せは、平成22年7月28日から施行する。

附 則

この申合せは、平成25年12月26日から施行する。

8. 宮崎大学科目等履修生規程

平成16年4月1日
制 定

(趣旨)

第1条 この規程は、宮崎大学学務規則（以下「規則」という。）第45条第2項の規定に基づき、宮崎大学（以下「本学」という。）に受け入れる科目等履修生（以下「履修生」という。）に関し、必要な事項を定める。

(入学資格)

第2条 本学に履修生として入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 規則第8条に規定する各号の一に該当する者
- (2) 入学しようとする学部において、当該授業科目を履修する学力があると認められる者

(入学の志願)

第3条 本学に履修生として入学を志願する者は、次の各号に掲げる書類に所定の検定料を添えて、入学しようとする学部の学部長に願出しなければならない。

- (1) 科目等履修生入学願書（別紙様式1）
- (2) 履歴書
- (3) 最終学校の卒業証明書又は修了証明書
- (4) 健康診断書
- (5) 現に官公庁又は会社等に勤務している者は、その所属長の承諾書
- (6) その他学部長が必要と認める書類

(入学の選考)

第4条 履修生志願者については、当該学部が定めるところにより選考の上、学部長が合格を決定する。

(入学手続き)

第5条 前条により合格した者は、所定の期日までに入学料を納付しなければならない。

(入学の許可)

第6条 履修生の入学許可は、前条の手続きを完了した者に対し、学長が行う。

(入学の時期)

第7条 履修生の入学の時期は、学期の始めとする。ただし、特別の事情がある場合はこの限りでない。

(履修期間)

第8条 履修生の履修期間は、原則として履修を許可された当該授業科目の開設期間とする。ただし、履修生が履修期間延長願（別紙様式2）によりこの期間の延長を願出たときは、当該学部教授会の議を経て、学長が許可する。

(履修科目の追加又は変更)

第9条 学長は、履修期間においてやむを得ない事情があると認めるときは、履修する科目の追加又は変更を許可することができる。

(単位の授与)

第10条 学部長は、履修生が履修した授業科目について試験等による成績評価のうえ、合格した者に対し所定の単位を与える。

2 学部長は、前項の規定により単位を与えたときは、単位修得証明書を交付することができる。

(授業料の納付)

第11条 履修生は、所定の期日までに授業料を納付しなければならない。

(検定料、入学料及び授業料の額等)

- 第12条 検定料、入学料及び授業料の額は、本学が別に定める額とする。
2 既納の検定料、入学料及び授業料は返還しない。

(現職教育のために派遣される者の授業料等)

- 第13条 産業教育振興法(昭和26年法律第228号)等に基づく現職教育のため、任命権者の命により派遣される教職員については、検定料、入学料及び授業料を徴収しない。ただし、単位の授与を受ける場合は、授業料を徴収する。

(退学)

- 第14条 履修生が退学しようとするときは、退学願(別紙様式3)により学部長を経て、学長の許可を受けなければならない。

(懲戒)

- 第15条 本学の規則に違反した者その他履修生としての本分に反した者は、当該学部教授会の議を経て、学長は履修生の身分を取り消すことがある。

(大学院履修生の入学資格等)

- 第16条 研究科への入学資格は、第2条の規定にかかわらず、規則第87条第2項によるものとする。
2 研究科に入学する履修生にあつては、本規程中、「学部」を「研究科」、「学部長」を「研究科長」、「教授会」を「研究科委員会」に読み替えるものとする。

(雑則)

- 第17条 履修生には、規則その他学生に関する規程等を準用する。
2 この規程に定めるもののほか、履修生に関し必要な事項は、各学部において別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

9. 宮崎大学研究生規程

平成16年4月1日
制 定

(趣旨)

第1条 宮崎大学学務規則(以下「規則」という。)第44条第2項の規定に基づき、宮崎大学(以下「本学」という。)に受け入れる研究生に関し、必要な事項を定める。

(入学資格)

第2条 本学に研究生として入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者

(入学の志願)

第3条 研究生を志願する者は、所定の検定料を添えて次の各号に掲げる書類を当該学部長に提出しなければならない。

- (1) 研究生入学願書(別紙様式1)
- (2) 履歴書
- (3) 最終学校卒業証明書又は資格免許証等の写
- (4) 健康診断書
- (5) 現に官公庁又は会社等に勤務している者は、その所属長の承諾書
- (6) その他学部長が必要と認める書類

(入学の選考)

第4条 研究生志願者については、当該学部が定めるところにより選考の上、学部長が合格を決定する。

(入学手続き)

第5条 前条により合格した者は、所定の期日までに入学料を納付しなければならない。

(入学の許可)

第6条 研究生の入学許可は、前条の手続きを完了した者に対し、学長が行う。

(研究期間)

第7条 研究生の研究期間は、原則として当該年度1年以内とする。ただし、研究生が研究期間延長願(別紙様式2)によりこの期間の延長を願い出たときは、当該学部教授会の議を経て、学長が許可する。

(研究指導等)

第8条 研究生は、研究事項を定め、指導教員の指導及び監督のもとに研究に従事するものとする。

(研究終了)

第9条 研究生は、研究が終了したときは、研究終了届(別紙様式3)を指導教員を経て、学部長に提出しなければならない。

2 前項の研究終了届のあった者には、研究修了証明書(別紙様式4)を交付することができる。

(授業料の納付)

第10条 研究生は、所定の期日までに授業料を納付しなければならない。

(検定料、入学料及び授業料の額等)

第11条 検定料、入学料及び授業料の額は、本学が別に定める額とする。

2 既納の検定料、入学料及び授業料は返還しない。

(現職教育のために派遣される者の授業料等)

第12条 産業教育振興法(昭和26年法律第228号)等に基づく現職教育のため、任命権者の命により派遣される教職員については、検定料、入学料及び授業料を徴収しない。

(退学)

第13条 研究生が退学しようとするときは、退学願（別紙様式5）により指導教員及び学部長を経て、学長の許可を受けなければならない。

(懲戒)

第14条 本学の規則に違反した者その他研究生としての本分に反した者は、当該学部教授会の議を経て、学長は研究生の身分を取り消すことがある。

(大学院研究生の入学資格等)

第15条 研究科への入学資格は、第2条の規定にかかわらず、規則第87条第2項によるものとする。

2 研究科に入学する研究生にあつては、本規程中、「学部」を「研究科」、「学部長」を「研究科長」、「教授会」を「研究科委員会」に読み替えるものとする。

(雑則)

第16条 研究生には、規則その他学生に関する規程等を準用する。

2 この規程に定めるもののほか、研究生に関し必要な事項は、各学部において別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

10. 宮崎大学学生交流規程

平成16年4月1日
制 定

改正 平成19年3月13日 平成27年3月26日

(趣旨)

第1条 宮崎大学学務規則(以下「規則」という。)第19条第1項、第35条第2項、第46条第2項及び第71条第2項の規定に基づく学生交流の取扱いについては、法令及び本学規程等に特別の定めがある場合を除くほか、この規程の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、該当各号に定めるところによる。

- (1) 派遣学生 本学の学部学生、大学院学生(以下「学生」という。)で国内又は外国の大学、短期大学、研究所(以下「他大学等」という。)の授業科目の履修又は特定課題の研究(以下「授業科目の履修等」という。)を許可された者をいう。
- (2) 特別聴講学生 他大学等の学生で、本学の授業科目の履修を許可された者をいう。
- (3) 特別研究学生 他大学等の学生で、本学において研究指導を許可された者をいう。

(大学間協議)

第3条 本学と他大学等との協議は、次に掲げる事項についてあらかじめ関係学部の教授会又は研究科委員会(以下「教授会等」という。)の議を経て学長が行うものとする。ただし、やむを得ない事情により、外国の大学と事前の協議を行うことが困難な場合には、この限りでない。

- (1) 授業科目の履修等の範囲
- (2) 派遣又は受入れ学生数
- (3) 単位及び研究終了の認定
- (4) 授業科目の履修等の期間
- (5) 授業料等
- (6) その他必要な事項

(派遣学生の出願手続)

第4条 派遣学生として、他大学等で授業科目の履修等をしようとする者は、派遣志願書(別紙様式1)及び当該大学等が定める必要書類を取りそろえ所定の期日までに所属の学部長又は研究科長(以下「学部長等」という。)を経て、学長に願い出なければならない。

(派遣の許可)

第5条 学長は、前条の願い出があったときは、教授会等の議を経て他大学等に学生の受入れを依頼し、その承認を得て派遣を許可する。

(授業科目の履修等の期間)

第6条 派遣学生の授業科目の履修等の期間は、原則として1年以内とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事情により1年を超えて授業科目の履修等の期間の延長を要する場合は、教授会等の議を経て、学長が当該他大学等の長と協議の上、許可することができる。
- 3 前2項の授業科目の履修等の期間は、通算2年を超えることはできない。

(修業年限及び在学期間の取扱い)

第7条 前条の授業科目の履修等の期間は、教授会等の議を経て、本学の修業年限又は標準修業年限及び在学期間に算入する。

(履修等報告書の提出)

第8条 派遣学生は、授業科目の履修等の期間が終了したときは、速やかに(外国の大学等で履修又は研究した派遣学生にあっては、帰国の日から1か月以内に。)履修又は研究報告書及び当該他大学等の長が交付する学業成績を証明する資料を、所属の学部長等に提出しなければならない。

(単位の認定)

第9条 派遣学生が他大学等において修得した授業科目の単位又は研究成果は、学業成績を証明する資料(単位制をとらない大学等にあっては授業時間数をもって授業科目の単位数に換算する。)

により、学部の学生にあつては教授会の議を経て60単位を、大学院の学生にあつては研究科委員会の議を経て10単位を限度として、本学において修得したものとみなすことができる。

2 前項に規定する単位数は、学部の学生にあつては、規則13条に規定する再入学及び編入学等の場合を除き、第22条第1項、第2項及び第3項、第19条第1項及び第2項並びに第20条に規定する単位数と合わせて60単位を、大学院の学生にあつては規則第71条第2項に規定する単位数と合わせて10単位を超えないものとする。

(授業料)

第10条 派遣学生は、本学の学生としての授業料を納付するものとする。

(派遣許可の取消し)

第11条 学長は、派遣学生が次の各号の一に該当する場合は、教授会等の意見を聴取し、当該他大学等の長と協議の上、派遣の許可を取消することができる。

- (1) 成業の見込みがないと認められるとき。
- (2) 当該他大学等の規則等に違反し、学生としての本分に反する行為があると認められるとき。

(特別聴講学生及び特別研究学生の出願手続)

第12条 特別聴講学生又は特別研究学生(以下「特別聴講学生等」という。)として本学に入学を志願する者は、特別聴講学生願(別紙様式2)又は特別研究学生願(別紙様式3)を、所定の期日までに当該他大学等の長を通じて、学長に提出しなければならない。ただし、外国の他大学等からの特別聴講学生等にあつては、次の書類を特別聴講学生願又は特別研究学生願に添付するものとする。

- (1) 在学証明書及び学業成績証明書
- (2) 所属他大学等の長の推薦書
- (3) 健康診断書

(受入れ許可)

第13条 特別聴講学生等の受入れの許可は、当該他大学等の長からの依頼に基づき、教授会等の議を経て学長が行う。

(受入れ許可の取消し)

第14条 学長は、特別聴講学生等が次の各号の一に該当する場合は、教授会等の意見を聴取し、当該他大学等の長と協議の上、受入れの許可を取消することができる。

- (1) 成業の見込みがないと認められるとき。
- (2) 本学の規則等に違反し、学生としての本分に反する行為があると認められるとき。

(検定料、入学科及び授業料)

第15条 特別聴講学生等に係る検定料及び入学科は、徴収しない。

2 特別聴講学生等は、規則に定める授業料を所定の期日までに納付するものとする。ただし、次の各号に掲げる特別聴講学生等は授業料を徴収しないものとする。

- (1) 国立の大学及び短期大学の学生
- (2) 大学間相互単位互換協定に基づく特別聴講学生に対する授業料の相互不徴収実施要項(平成8年11月1日高等教育局長裁定)に該当する学生
- (3) 大学間特別研究学生協定に基づく授業料の相互不徴収実施要項(平成10年3月10日高等教育局長裁定)に該当する学生
- (4) 大学間交流協定に基づく外国人留学生に対する授業料等の不徴収実施要項(平成3年4月11日学術国際局長裁定)に該当する外国人留学生
- (5) 高等教育コンソーシアム宮崎単位互換に関する協定書による特別聴講生

3 既納の授業料は、返還しない。

(学業成績証明書等)

第16条 特別聴講学生等が本学所定の授業科目の履修等をしたときは、学長は当該学部長等の報告に基づき学業成績証明書等を交付する。

(学生証)

第17条 特別聴講学生等は、本学所定の学生証の交付を受け常に携帯しなければならない。

(準用)

第18条 第6条の規定は、特別聴講学生等に準用する。この場合において、「派遣学生」は「特別聴講学生等」に読み替えるものとする。

附 則
この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則
この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則
この規程は、平成27年4月1日から施行する。

11. 宮崎大学外国人留学生規程

平成16年4月1日
制 定

改正 平成22年7月22日

(趣旨)

第1条 宮崎大学学務規則(以下「規則」という。)第47条第3項及び第87条第2項に基づく外国人留学生の取扱いについては、法令及び学内規程等に特別の定めがある場合を除くほか、この規程の定めるところによる。

(区分)

第2条 外国人留学生の区分は、次のとおりとする。

- (1) 学部学生
- (2) 大学院学生
- (3) 研究生
- (4) 科目等履修生
- (5) 特別聴講学生
- (6) 特別研究学生
- (7) 日本語・日本文化研修留学生
- (8) 教員研修留学生

(入学資格)

第3条 外国人留学生の入学資格は、次表のとおりとする。

区 分	入 学 資 格
学 部 学 生	規則第8条の各号の一に該当する者
大 学 院 学 生	規則第66条の第1項、第2項又は第3項の各号の一に該当する者
研 究 生	学部の研究生は研究生規程第2条の各号の一に該当する者 大学院の研究生は、規則第87条第2項に該当する者
科 目 等 履 修 生	学部の科目等履修生は、科目等履修生規程第2条の各号の一に該当する者 大学院の科目等履修生は、規則第87条に該当する者
特 別 聴 講 学 生	外国の大学又は大学院との協議に基づき、特定の授業科目の履修が認められた者
特 別 研 究 学 生	外国の大学院との協議に基づき、研究指導が認められた者
日 本 語 ・ 日 本 文 化 研 修 留 学 生	日本語能力及び日本事情、日本文化の理解の向上のための教育を受けることを目的として、新たに海外から留学することが認められた者
教 員 研 修 留 学 生	初等、中等教育機関の現職教員等で、教員養成課程での研修を目的として、新たに海外から留学することが認められた者

- 2 研究生、科目等履修生にあつては、毎学期週10時間(600分)以上の履修又は研究計画を満たすものとする。

(入学の志願)

第4条 宮崎大学(以下「本学」という。)に、入学を志願する外国人は、所定の期日までに、所定の書類に所定の検定料を添え、学長に願ひ出なければならない。

- 2 入学を志願する者にかかる所定の書類は次による。
 - (1) 学部学生及び大学院学生として入学を志願する者にかかる書類
ア 学生募集要項に基づく書類
 - (2) 研究生として入学を志願する者にかかる書類
ア 研究生入学願書(別紙様式1)
イ 研究計画書(別紙様式2)
ウ 履歴書
エ 最終出身学校の卒業(修了)証明書又は卒業(修了)見込み証明書

- オ 最終出身学校の学業成績証明書
- カ その他本学が必要と認める書類
- (3) 科目等履修生として入学を志願する者にかかる書類
 - ア 入学願書(別紙様式3)
 - イ 履歴書
 - ウ 最終出身学校の卒業(修了)証明書又は卒業(修了)見込み証明書
 - エ 最終出身学校の学業成績証明書
 - オ その他本学が必要と認める書類

(入学の選考)

- 第5条 入学者の選考は、別に定める方法により、関係学部の教授会又は研究科委員会(以下「教授会等」という。)において行うものとする。
- 2 学部及び大学院の合格は学長が決定し、研究生及び科目等履修生の合格は当該学部長又は当該研究科長が決定する。

(入学の手続き)

- 第6条 選考の結果、合格した者は、所定の期日までに、所定の書類を提出するとともに所定の入学料を納入しなければならない。

(入学の許可)

- 第7条 入学の許可は、前条の手続きを完了した者に対し、学長が行う。

(検定料、入学料及び授業料の額等)

- 第8条 検定料、入学料及び授業料の額は、本学が別に定める額とする。
- 2 授業料は所定の期日までに納付しなければならない。
- 3 既納の検定料、入学料及び授業料は返還しない。

(再入学、編入学及び転入学)

- 第9条 本学に、再入学、編入学及び転入学を志願する者の選考は、第5条の規定するところに準じて取扱うものとする。ただし、既に修得した授業科目の単位は、教授会等の議を経て本学の授業科目の単位として認定し、学長は相当年次に入学を許可することができる。

(国費外国人留学生及び外国政府派遣留学生の取扱い)

- 第10条 第4条から第8条の規定にかかわらず、「国費外国人留学生制度実施要項(昭和29年3月31日、文部大臣裁定)」に基づく国費外国人留学生、「中華人民共和国政府が派遣する学部留学生の入学に関する取扱いについて(昭和54年10月1日、文部事務次官裁定)」及び「マレーシア政府が派遣する学部留学生の入学に関する取扱いについて(昭和58年11月17日、文部事務官裁定)」に基づく外国政府派遣留学生については、それぞれの要項又は取扱により取扱うものとする。

(特別聴講学生及び特別研究学生の取扱い)

- 第11条 第4条から第8条の規定にかかわらず、特別聴講学生及び特別研究学生については学生交流規程による。

(準用)

- 第12条 外国人留学生については、この規定に定めるもののほか、学則その他の規程のうち学生に関する規定を準用する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年7月22日から施行し、平成22年4月1日から適用する

12. 宮崎大学授業料等免除及び徴収猶予要項

平成16年4月1日
制 定

改正 平成16年11月25日 平成22年4月8日
平成22年9月22日 平成23年3月30日
平成24年2月23日

第1条 授業料免除及び徴収猶予（月割分納による徴収猶予を含む。）に関しては、他の法令又は特別の定めのあるもののほか宮崎大学学務規則第55条第2項の規定に基づき、本要項の定めるところによる。

第2条 経済的理由により納付が困難であり、かつ学業優秀な者及び次の各号の一に該当する特別な事情により納付が著しく困難であると認められる者は選考により授業料を免除し、又はその徴収を猶予することができる。

- (1) 授業料の各期ごとの納期前6月以内（新入学者に対する入学した日の属する期分の免除に係る場合は、入学前1年以内）において、学生の学資を主として負担している者（以下「学資負担者」という。）が死亡し、若しくは学生又は学資負担者が風水害等の災害を受けた場合
- (2) 前号に準ずる場合であって、学長が相当と認める事由がある場合

第3条 授業料免除の総額は、学部及び修士課程（専門職学位課程を含む。）の授業料収入予定額の8.3%と博士課程（博士後期課程を含む。）の12.5%の合計額に相当する額を超えないものとする。
2 寄宿料免除の総額は、寄宿料収入予定額の6.0%に相当する額を超えないものとする。

第4条 免除の額は、原則として各期分の授業料に対して全額、20万円又は10万円とする。ただし、長期履修学生及び畜産別科生に対する免除額については、下記算式により算定した額とし、その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

$$\text{免除額} = \frac{\text{当該者の半期授業料} \times (20 \text{万又は} 10 \text{万})}{267,900}$$

第5条 死亡、行方不明のため学籍を除いた場合及び授業料の未納を理由として除籍された場合には、未納の授業料及び寄宿料の全額を免除することができる。

- 2 学生又は学資負担者が風水害等の災害を受け、納付が著しく困難であると認められる場合は、所定の期間の範囲内において寄宿料を免除することができる。

第6条 休学を許可された者又は命ぜられた者に対しては、下記算式により算定した授業料の全額を免除することができる。ただし、授業料徴収猶予を許可されていない者が、授業料の納入期限経過後休学する場合は、当該期の授業料の全額を納付しなければならない。（ただし、月の初日に休学を許可された場合又は命ぜられた場合は、休学の当月から適用する。）

$$\text{授業料年額} \times \frac{\text{休学当月の翌月から復学当月の前月までの月数}}{12}$$

- 2 授業料徴収猶予を許可されている者が退学した場合は、月割計算により退学の翌月以降に納付すべき授業料の全額を免除することができる。

第7条 経済的理由その他やむを得ない事由のため納付期限までに授業料の納付が困難な者は、徴収猶予を許可する。月割分納による徴収猶予を許可された者は、授業料年額の12分の1相当額を毎月末までに納付しなければならない。ただし、休業期間中の分は、休業期の開始前に納付しなければならない。

第8条 授業料の免除又は徴収猶予の許可を受けようとする者は、下記書類を整え前期分及び後期分の提出日までに学生生活支援課に提出しなければならない。

- (1) 授業料免除又は徴収猶予願
- (2) 家庭調書
- (3) 学資納付が困難であると認定することができる市区町村長が発行する所得証明書
- (4) その他源泉徴収票又は罹災証明書等の参考となる証明書

第9条 授業料免除に関しては、申請のあったものについて、学生委員会で審議し、学長の許可を得なければならない。

第10条 授業料の免除及び徴収猶予は、当該期限りとし、事情に変更ない者については、当該年度内の翌期及び次年度において、改めて申請することができる。なお、前期において授業料の免除及び徴収猶予を許可された者が、翌期において引き続き申請する場合は、提出書類の一部を省略することができる。

第11条 授業料免除を許可された者で、下記事項に該当するに至ったときは、許可を取消し下記のとおり授業料を直ちに納付しなければならない。

- (1) 免除の理由が解消したと認められるときはその日以降の月割額
- (2) 虚偽の事実が判明したときは免除分の全額
- (3) 退学又は停学の懲戒処分を受けたときは免除分の全額

第12条 徴収猶予を許可された者で前条各号のいずれかに該当するに至ったときは、許可を取消し猶予を認めない。

附 則

この要項は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成16年11月25日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成22年4月8日から施行する。

附 則

この要項は、平成22年10月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成24年4月1日から施行する。

13. 宮崎大学課外活動共用施設使用要項

平成16年4月1日
制 定

改正 平成22年9月22日

(目的)

第1条 この要項は、宮崎大学課外活動共用施設（音楽系共用施設を含む。以下「共用施設」という。）の使用について、国立大学法人宮崎大学固定資産管理規程及び国立大学法人宮崎大学固定資産貸付事務取扱細則に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(使用日時)

第2条 共用施設の使用日時は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 使用できる日は、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年1月3日までを除く日とする。
- (2) 使用できる時間は、午前8時30分から午後9時までとする。
- (3) 第1号及び第2号の規定にかかわらず、学長が特に必要があると認めた場合はこの限りでない。

(使用手続)

第3条 共用施設を長期に使用する課外活動団体の責任者（以下「責任者」という。）は、課外活動共用施設長期使用願（様式第1号）を前年度2月末日までに学長に提出し、使用許可書（様式第3号）の交付を受けなければならない。

2 共用施設を短期に使用する責任者は、課外活動共用施設短期使用願（様式第2号）を使用予定日の7日前までに学長に提出し、使用許可書（様式第3号）の交付を受けなければならない。

(鍵の管理)

第4条 共用施設の鍵は、学生支援部学生生活支援課が管理する。

2 共用施設を使用する責任者は、その都度学生生活支援課で鍵を借り受け、使用後は、施錠し、直ちに返却しなければならない。ただし、特別の事由がある場合は、学生生活支援課の指示に従うものとする。

(使用の中止)

第5条 共用施設の使用を許可された者が、使用を中止するときは、直ちに学長に届け出なければならない。

(遵守事項)

第6条 共用施設を使用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用に当たっては、学生の本分に反しないよう、良識をもって行動しなければならない。
- (2) 使用目的以外の用途に使用しないこと。
- (3) 使用時間を厳守すること。
- (4) 許可なく、設備の改造、備品の移動・持ち出し等をしないこと。
- (5) 火気の使用は特に注意し、所定の場所以外の熱器具等の使用及び喫煙をしないこと。
- (6) 使用後の清掃、消灯及び戸締まりを行うこと。
- (7) 自炊、飲酒をしないこと。
- (8) 使用を許可された施設、設備を転貸しないこと。
- (9) その他係員の指示事項を厳守すること。

(使用許可の取消し)

第7条 共用施設の使用許可後において、次の各号の一に該当する場合は、学長が使用許可を取り消し、又は使用の停止を命ずることがある。

- (1) 使用許可された際の使用目的に違反し、又は使用許可について条件を履行しないとき。
- (2) 使用願に虚偽の記載があったとき。
- (3) 学長が特に必要があると認めたとき。

(損害の弁償)

第8条 共用施設を使用する者が、故意又は過失により、施設・設備を滅失、破損又は汚染したときは、その現状回復に必要な経費を弁償しなければならない。

(共用施設の事務)

第9条 共用施設に関する事務は、学生支援部学生生活支援課において処理する。

(その他)

第10条 この要項に定めるもののほか、共用施設の使用に関する事項は、別に定める。

附 則

この要項は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成22年10月1日から施行する。

14. 宮崎大学体育施設使用要項

平成16年4月1日
制 定

改正 平成22年9月22日

(趣旨)

第1条 この要項は、宮崎大学体育施設（以下「体育施設」という。）の使用について、国立大学法人宮崎大学固定資産管理規程及び国立大学法人宮崎大学固定資産貸付事務取扱細則に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要項で体育施設とは、スポーツ・保健体育に関する教育・研究及び学生の課外活動に供するために設置した施設をいう。

(施設)

第3条 体育施設は、別表のとおりとする。

(使用目的)

第4条 体育施設の使用目的は、スポーツ・保健体育に関する教育・研究、学校行事及び学生の課外活動のほか、教職員その他のスポーツ・体育活動とする。

(使用順位)

第5条 体育施設使用の順位は、原則として次の各号に定めるとおりとする。

- (1) スポーツ・保健体育に関する教育・研究
- (2) 学校行事
- (3) 学生のスポーツ・体育団体の課外体育活動
- (4) 前号以外の学生の課外体育活動及び教職員の体育活動
- (5) その他学長が必要と認めるもの

(使用時間等)

第6条 体育施設の使用時間は、原則として午前8時30分から午後9時までとする。ただし、12月29日から1月3日までの使用は禁止する。

- 2 前項の規定にかかわらず、水泳プールの使用時間は、原則として午前8時30分から日没までとし、使用期間は6月1日から9月30日までとする。ただし、第5条第3号に規定する学生のスポーツ・体育団体の課外活動の使用については、4月1日から9月30日までとする。
- 3 第1項及び第2項の規定にかかわらず、学長が特に必要があると認めた場合は、使用時間を変更し、又は禁止期間内であっても使用させることがある。

(使用手続)

第7条 体育施設の使用手続は、次の各号の定めるところによる。

- (1) 第5条第1号の規定により体育施設を使用する場合は、使用日の3週間前までに学長に届け出るものとするが、他に使用予定がないときは、随時使用することができる。ただし、正課の授業については、使用手続の必要はない。
 - (2) 第5条第2号の規定により体育施設を使用する場合は、関係部局で協議の上、使用計画書（様式第1号）を作成し、あらかじめ学長に提出するものとする。
 - (3) 第5条第3号の規定により体育施設を使用するスポーツ・体育団体は、体育施設使用願（様式第2号）を前年度2月末日までに学長に提出し、使用許可書（様式第3号）の交付を受けなければならない。
 - (4) 第5条第4号又は第5号の規定により体育施設を使用する者は、体育施設使用願（様式第4号）を使用予定の7日前までに学長に提出し、使用許可書（様式第3号）の交付を受けなければならない。
- 2 学生又は教職員が、短時間使用する場合は、体育施設の使用予定がないときに限り、随時使用させることができる。

(使用の中止)

第8条 体育施設の使用を許可された者が、使用を中止しようとするときは、速やかに学長に届け出なければならない。

(転貸の禁止)

第9条 体育施設の使用を許可された者は、他の者に一部又は全部を転貸してはならない。

(使用許可の取消)

第10条 体育施設の使用許可後において、次の各号の一つに該当する場合は、学長が使用許可を取消し、又は使用の停止を命ずることがある。

- (1) 使用を許可された際の使用目的に違反し、又は使用許可についての条件を履行しないとき。
- (2) 使用願に虚偽の記載があったとき。
- (3) 特に必要があると認めたとき。

(使用の特例)

第11条 本学以外の者の体育施設使用については、第5条に規定する使用に支障を来さない場合に限り、国立大学法人宮崎大学固定資産貸付事務取扱細則の定めるところにより使用させることができる。

(使用上の遵守事項)

第12条 体育施設を使用する者は、この要項に定めるもののほか、別に定める体育施設使用心得を遵守しなければならない。

(損害の弁償)

第13条 体育施設を使用する者が、故意又は過失により、施設・設備を損傷又は滅失した場合は、その現状回復に必要な経費を弁償しなければならない。

(体育施設の事務)

第14条 体育施設に関する事務は、学生支援部学生生活支援課において処理する。

附 則

この要項は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成22年10月1日から施行する。

15. 宮崎大学合宿研修施設使用要項

平成16年4月1日
制 定

改正 平成22年9月22日

(目的)

第1条 この要項は、宮崎大学合宿研修施設（以下「合宿研修施設」という。）の使用について、国立大学法人宮崎大学固定資産管理規程及び国立大学法人宮崎大学固定資産貸付事務取扱細則に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(使用者)

第2条 合宿研修施設を使用できる者は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 本学の課外活動団体
- (2) 学長が特に必要と認めた者

(使用期間)

第3条 合宿研修施設の使用期間は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 使用期間は、原則として、1合宿研修につき7日以内とする。
- (2) 12月29日から翌年1月3日の期間は使用を禁止する。
- (3) 第1号及び第2号の規定にかかわらず、学長が特に必要と認めた場合はこの限りでない。

(使用手続)

第4条 合宿研修施設を使用する課外活動団体の責任者（以下「責任者」という。）は、合宿研修施設使用願（様式第1号）を使用予定日の7日前までに、学長に提出し、使用許可書（様式第2号）の交付を受けなければならない。

(鍵の管理)

第5条 合宿研修施設の鍵は、学生生活支援課が管理する。
2 合宿研修施設を使用する責任者は、使用開始日の午後4時までに、学生生活支援課で鍵を借り受け、使用最終日は清掃及び施錠し、鍵を午後3時までに返却しなければならない。ただし、特別の事由がある場合は、学生生活支援課の指示に従うものとする。

(使用の中止)

第6条 合宿研修施設の使用を許可された者が、使用を中止するときは、直ちに学長に届け出なければならない。

(遵守事項)

第7条 合宿研修施設を使用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用にあたっては、学生の本分に反しないよう、良識をもって行動しなければならない。
- (2) 使用目的以外の用途に使用しないこと。
- (3) 使用期間を厳守すること。
- (4) 許可なく、設備の改造、備品の移動・持ち出し等をしないこと。
- (5) 火気の使用は特に注意し、所定の場所以外での熱器具等の使用及び喫煙をしないこと。
- (6) 整理整頓に心掛け、朝夕は必ず清掃すること。
- (7) 盗難に注意し、全員不在となるときは、戸締まりを厳重にすること。
- (8) 自炊、飲酒をしないこと。
- (9) その他係員の指示事項を厳守すること。

(使用許可の取消し)

第8条 合宿研修施設の使用許可後において、次の各号の一に該当する場合は学長が使用許可を取り消し、又は使用の停止を命ずることがある。

- (1) 使用許可された際の使用目的に違反し、又は使用許可についての条件を履行しないとき。
- (2) 使用願に、虚偽があったとき。
- (3) 学長が特に必要があると認めたとき。

(損害の弁償)

第9条 合宿研修施設を使用する者が、故意又は過失により、施設・設備を破損又は汚染したときは、その現状回復に必要な経費を弁償しなければならない。

(合宿研修施設の事務)

第10条 合宿研修施設に関する事務は、学生支援部学生生活支援課において処理する。

(その他)

第11条 この要項に定めるもののほか、合宿研修施設の使用に関する事項は、別に定める。

附 則

この要項は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成22年10月1日から施行する。

16. 宮崎大学学生寄宿舍及び国際交流宿舎規程

平成16年4月1日
制 定

改正 平成18年3月22日 平成19年3月27日
平成21年5月21日 平成22年9月22日
平成27年3月26日

(趣旨)

第1条 この規程は、宮崎大学学務規則第43条第2項の規定に基づき、宮崎大学学生寄宿舍及び国際交流宿舎（以下「宿舎」という。）の管理運営に関し必要な事項を定める。

2 前項の宿舎のうち、住吉寄宿舍については、農学部長が別に定める。

(目的)

第2条 宿舎は、入居者に良好な生活及び勉学の間を提供し、修学を容易にするとともに、自律的な生活体験を通じて人間形成の発展を助長することを目的とする。

(宿舎の種類及び入居定員並びに入居者の資格等)

第3条 宿舎の種類及び室数並びに入居者の資格等は、次のとおりとする。

宿舎の種類	室数		入居者の資格	入居者区分	
男子寄宿舍	単身室	100	学部の男子学生	A	
女子寄宿舍	単身室	100	学部の女子学生		
国際交流宿舎	単身室	165 (注)	① 学部学生 ② 大学院生のうち、 学長が特に認めた者	B	
			外国人留学生 (ただし、科目等履修 生等を除く。)		
国際交流宿舎Ⅱ	単身室	2	研究教育に従事する 外国人(国立学校設置 法施行規則第30条の 3に規定する外国人教 員及び国家公務員であ る外国人を除く。)及 びその家族	C	
	夫婦室	2			
	夫婦室	2		外国人留学生及びそ の家族	B
	家族室	2			
国際交流宿舎Ⅲ (木花ドミトリ)	単身室	31	① 外国人留学生 (ただし、科目等履修 生等を除く。) ② 学部学生及び大学院 生のうち、学長が特に 認めた者	B	

(注) 国際交流宿舎入居枠165室のうち、日本人学生と外国人留学生の内訳については、外国人留学生受入数に応じた弾力的な運用を図るものとする。

(管理運営責任者)

第4条 宿舎の管理運営責任者は、宮崎大学長（以下「学長」という。）とする。

(入居申請手続き等)

第5条 宿舎の入居を希望する者は、所定の様式により学長に申請しなければならない。

- 2 入居の許可又は貸与の承認（以下「入居許可」という。）は、別に定める寄宿舍入居者選考基準（以下「選考基準」という。）に基づき、学長が行う。
- 3 選考基準は、男子寄宿舍・女子寄宿舍・国際交流宿舎・国際交流宿舎Ⅱについては、宮崎大学学生委員会（以下「委員会」という。）の議を経て、学長が定める。国際交流宿舎Ⅲ（木花ドミトリー）については、宮崎大学国際連携推進会議（以下「推進会議」という。）の議を経て学長が定める。
- 4 宿舎に入居を希望する者が提出すべき申請書等並びに申請期限及び提出先は、次のとおりとする。ただし、国際交流宿舎Ⅲ（木花ドミトリー）への入居希望者については、研究国際部国際連携課に提出するものとする。

規程第3条に規定する入居者区分	必要書類	入居申請期限	提出先
A	①入居許可申請書 (様式第1号) ②その他必要書類	(1) 新入生募集の場合 [本学が定める日まで] (2) 臨時募集の場合 [本学が定める日まで]	学生支援部学生生活支援課
B	"	1月及び8月の本学が定める日まで	
C	①貸与申請書 (様式第2号) ②その他必要書類	随時	

(入居期間)

第6条 入居期間は、原則として1年以内とする。ただし、学長がやむを得ない事情があると認めるときは、選考基準に基づき入居期間の延長を許可することができる。なお、入居期間延長を希望する者が提出すべき申請書等並びに申請期限及び提出先は、次のとおりとする。ただし、国際交流宿舎Ⅲ（木花ドミトリー）の入居期間延長を希望する者については、研究国際部国際連携課に提出するものとする。

規程第3条に規定する入居者区分	必要書類	入居申請期限	提出先
A	①入居期間延長許可申請書 (様式第3号) ②その他必要書類	入居期間が満了する日の3月前まで	学生支援部学生生活支援課
B	"	"	
C	①貸与期間延長承認申請書 (様式第4号) ②その他必要書類	随時	

- 2 前項ただし書きに規定する入居期間の延長許可は1年以内に区切って行うものとし、通算入居期間は最短の在学年限を超えることができない。

(入居許可通知)

第7条 学長は、規程第5条第2項の規定により、入居許可したときは、入居許可者に対して入居許可書(様式第5号)又は貸与承認書(様式第6号)を交付する。

- 2 学長は、規程第6条の規定により、入居期間の延長を許可又は貸与期間の延長を承認(以下「期間延長許可」という。)したときは、期間延長許可者に対して入居期間延長許可書(様式第7号)又は貸与期間延長承認書(様式第8号)を交付する。

(入居の時期及び入居届等)

第8条 入居許可を受けた者は、入居許可期間又は貸与承認期間の初日から10日以内に入居し、速やかに入居届(様式第9号)及び誓約書(様式第10号)を学長に提出しなければならない。

(入居許可の取消)

第9条 学長は、入居許可を受けた者が所定の手続きを取らないとき、又は入居者が選考に当たり虚偽の申し立てをしたことが判明したときは、直ちに入居許可を取り消すものとする。

- 2 前項の規定により入居許可を取り消された者が受ける損失については、本学はその責めを負わない。
- 3 学長は、第1項の規定により入居許可を取り消したときは、入居許可取消通知書(様式第11号)又は貸与承認取消通知書(様式第12号)により本人に通知する。

(宿舍の閉鎖)

第10条 学長は、伝染病その他不測の事故等が発生した場合において、必要と認めるときは、宿舍を閉鎖することができる。

(寄宿料等)

第11条 入居者は、規程第3条に規定する入居者区分(以下「入居者区分」という。)がA及びBに該当する者にあつては、国立大学法人宮崎大学授業料その他の費用に関する規程に定める寄宿料を、入居者区分がCに該当する者にあつては国家公務員宿舎法第15条及び同法施行令第13条並びに国家公務員の有料宿舎の使用料の算定について(昭和46年会計課長通知国会第70号)に準じて算出した使用料を、毎月所定の日までに本学が指定する者に納付しなければならない。

- 2 既納の寄宿料又は使用料は、返還しない。
- 3 入居又は退去の日が月の中途である場合にあつても、当該入居又は退去した日の属する月の寄宿料は、1月分納付しなければならない。ただし、入居者区分がBに該当する者のうち国際交流宿舎Ⅲ(木花ドミトリー)に入居する者が、月の中途において入居又は退去する場合の当該月分の寄宿料は、日割計算により算出した額とする。
- 4 夏季及び冬季の休業期間中の寄宿料は、第1項の規定にかかわらず、当該休業開始前の指定する日までに納付しなければならない。
- 5 入居者区分がCに該当する者が、月の中途において入居又は退去する場合の当該月分の使用料の額は、日割計算により算出した額とする。

(光熱水料等)

第12条 入居者は、寄宿料又は使用料のほか、所定の光熱水料を負担するものとし、毎月所定の日までに、本学が指名する者に納付しなければならない。

- 2 前項に規定する光熱水料は、別表の負担区分による電気料、ガス料、水道料及びその他必要な経費(以下「光熱水料等」という。)とする。
- 3 前項の光熱水料等は、入居者が外泊及び旅行等により、宿舍に居住しない期間においても徴収する。

(施設等の保全等)

第13条 入居者は、居室及びその他の施設・設備及び備品の保全に留意し、常に正常な状態で使用しなければならない。

- 2 入居者は、防火、保健・衛生及び災害防止等に留意し、快適な環境の保全に努めなければならない。

(施設等の確認及び点検)

第14条 入居又は退去をする者は、本学職員の立会いのもとに、事前に施設・設備及び備品につ

いて、入居に際しては確認を、退去に際しては点検を受けなければならない。

(損害の賠償)

第15条 入居者は、故意又は過失により宿舍の施設・設備及び備品を滅失、損傷又は汚損したときは、速やかにこれを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(退去命令)

第16条 学長は、入居者が次に掲げる各号の一に該当するときは、入居者に退去を命ずるものとする。

- (1) 入居資格を失ったとき。
- (2) 入居期間が満了したとき。
- (3) 寄宿料、使用料又は光熱水料等を所定の期日までに納付しないとき。
- (4) 損害賠償の義務を履行しないとき。
- (5) 3月以上の停学処分を受けたとき。
- (6) 3月以上の休学を認められたとき。
- (7) 正当な理由がなく居室に居住することを常としなくなったとき。
- (8) その他宿舍の管理運営上、著しく支障があると認められるとき。

2 学長は、前項第1号から第6号に該当するときは速やかに、第7号、第8号に該当するときは、男子寄宿舍・女子寄宿舍・国際交流宿舍・国際交流宿舍Ⅱについては委員会の議を経て、国際交流宿舍Ⅲ（木花ドミトリー）については推進会議の議を経て退去を命ずるものとする。

(退去手続)

第17条 入居者は、宿舍を退去するときは、次の各号に掲げるところにより、退去届（様式第13号）を学長に提出しなければならない。

- (1) 入居期間満了による退去 期間満了の1月前まで
- (2) 任意の退去 退去する日の10日前まで
- (3) 外国人研究者の退去 期間満了の10日前まで

2 前項の規定は、規程第9条の規定により入居許可を取り消された者にあつては、この限りではない。

(遵守事項)

第18条 入居者は、前条までに規定するもののほか、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 指定された居室から許可なく他の居室に移転しないこと。
- (2) 入居者以外の者を宿泊させないこと。
- (3) 居室を他人に転貸したり、居室以外の目的に使用しないこと。
- (4) 居室の改造及び模様替え等現状を変更しないこと。
- (5) 居室の設備を移動したり、備品を居室外に持ち出さないこと。
- (6) その他職員の指示に従わなければならないこと。

(部外者を含む施設の使用)

第19条 入居者が、入居者以外の者を含む集会等のために、多目的ホール及び談話室を使用するときは、事前に所定の様式により学長の許可を得なければならない。

(部外者を含む施設使用の手続き)

第20条 規程第19条に規定する所定の書類は、共用施設使用願（様式第14号）とし、使用日の3日前までに申請するものとする。

2 学長は、前項の申請に対し使用を許可したときは、共用施設使用許可書（様式第15号）を交付する。

(自治規約)

第21条 宿舍の入居者が作成する自治規約に規定すべき事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 生活の自治方針に関すること。
- (2) 役員その他自治組織に関すること。
- (3) 会計に関すること。
- (4) 秩序及び風紀に関すること。
- (5) 保健・衛生に関すること。
- (6) 防火・防犯に関すること。
- (7) 自治規約の制定及び改廃に関すること。
- (8) その他運営上必要と認めること。

(事務)

第22条 宿舎の事務は、男子寄宿舍・女子寄宿舍・国際交流宿舎・国際交流宿舎Ⅱについては、学生支援部学生生活支援課において処理する。国際交流宿舎Ⅲ（木花ドミトリー）については、研究国際部国際連携課において処理する。

(雑則)

第23条 この規程の実施に関し必要な細則は、男子寄宿舍・女子寄宿舍・国際交流宿舎・国際交流宿舎Ⅱについては委員会の議を経て、国際交流宿舎Ⅲ（木花ドミトリー）については推進会議の議を経て学長が定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年5月21日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

別表（第12条第2項関係）

（光熱水料負担区分：男子寄宿舍・女子寄宿舍・国際交流宿舍・国際交流宿舍Ⅱ）

区分 室名等	電気料		ガス料		水道料	
	大学 負担	入居者 負担	大学 負担	入居者 負担	大学 負担	入居者 負担
玄関・ホール	○					
廊下・階段	○					
事務室・ トイレ	○				○	
機械・電気・ ポンプ室	○				○	
倉庫	○					
談話室		○				
洗面・洗濯室		○				○
浴室・シャワー ナー・脱衣室		○		○		
居室 (トイレを含 む。)		○				
補食室		○		○		○
多目的ホール		○				
エレベータ		○				
(基本料金)	○				○	

（光熱水料負担区分：国際交流宿舍Ⅲ（木花ドミトリー））

区分 室名等	電気料		ガス料		水道料	
	大学 負担	入居者 負担	大学 負担	入居者 負担	大学 負担	入居者 負担
郵便BOX	○					
階段、外灯、 散水栓	○				○	
共用スペース（キ ッチン、シャワー室、 トイレ、洗面台、 洗濯場）		○		○		○
居室		○				
(基本料金)	○				○	

○ 寄宿舍入居者選考基準

平成19年3月27日
制 定

改正 平成21年4月28日 平成21年11月9日

1. 宮崎大学学生寄宿舍及び国際交流宿舎規程（以下「規程」という。）第5条第2項による入居者の選考は、「寄宿舍入居者選考基準」（以下「選考基準」という。）の定めるところによる。
2. 規程第3条に規定する入居者区分（以下「入居者区分」という。）がAに該当する者
(1)入居者の選考は、次表により実施するものとする。

	選考区分	入居申請時期	選考の時期
新入生	推薦 編入学 特別選抜	1月	2月
	一般選抜	2月	3月
	大学院	2月	3月
入居期間 延長		11月	12月

- ただし、居室に空室が生じた場合は、臨時に入居者を選考することがある。その場合の入居許可者の入居期間は、入居月に関わらず当該年度末までとする。
- (2) 入居者の選考は、自宅（生計を一にする家族の住居）からの通学の所要時間が片道1時間以上の者を対象とし、日本学生支援機構奨学金推薦に係る家計基準を準用して、認定総所得額の低い者から入居者を選考する。
 - (3) 風水害及び火災等の災害並びに不慮の事故等により特に考慮する必要がある場合には、前項にかかわらず、入居を許可することがある。
 - (4) 規程第3条に定める男子寄宿舍及び女子寄宿舍の入居枠各100名のうち、学年別内訳は、原則として下表のとおりとし、期間延長者の選考は学年ごとに行う。ただし、医学部医学科及び農学部獣医学科の5年次・6年次生は、4年次生として取り扱う。

学 年	人 数
1年次	50名
2年次	30名
3年次	10名
4年次	10名
計	100名

- (5) 規程第3条に定める国際交流宿舎の日本人学生入居枠については、次の各号のとおりとする。
 - ①日本人学生の新規入居者と期間延長者の割合は、原則として半数ずつとし、期間延長者の選考は学年に関係なく行う。
 - ②1階及び5～8階は男子学生、2～4階は女子学生の入居フロアとする。
 - ③大学院生の入居枠は、概ね各階1名程度の計8名程度とする。

3. 入居者区分がA及びBに該当する者
規程第3条に定める国際交流宿舎の日本人学生と外国人留学生の入居者数は、外国人留学生受入数に応じ、当該年度毎に弾力的に設定するものとする。

4. 入居者区分がBに該当する者

(1) 入居者の選考は、次表により、年2回実施するものとする。

入居日	入居申請期限	選考の時期
4月	1月31日	2月
10月	8月15日	8月

ただし、居室に空室が生じた場合は、臨時に入居者を選考することがある。その場合の入居許可者の入居期間は、次のとおりとする。

- ① 前入居者の任意の退去により空室が生じた場合、前入居者の入居許可期間の残余の期間とする。
 - ② 前入居者の入居期間満了による退去後、空室が生じた場合、以前入居したことのない者については当該年度末までとし、再入居の者については(1)に定める次期入居日の前月末日までとする。
 - ③ 大学間国際交流協定に基づく交換留学制度による短期留学生の場合は、在学期間が満了する日の属する月の末日までとする。
- (2) 居室の選考区分は、单身室、夫婦室及び家族室に区分して選考する。
- (3) 入居者の選考は、本学に入学又は在学する外国人留学生のうちから、次の順位により行う。
- 第1順位 大学間国際交流協定等に基づき新たに入学する者
 - 第2順位 上記(第1順位)を除き、新たに入学する者
 - 第3順位 在学生で入居したことのない者
 - 第4順位 期間延長又は再入居を希望する者
- 注① 上記の選考に当たり、同順位の入居許可申請者が空室数を超えるときは、当該順位の中から抽選により入居者を決定する。ただし、第4順位の入居許可申請者については、入居期間の短い者から上位とするものとする。
- ② 抽選は、本人に代わって当該学部の指導教員又は代理の者が行うことができる。
 - ③ 抽選には、学務部長が指名する者が立ち会うものとする。
- (4) 期間延長又は再入居の入居期間は、3(1)に定める次期入居日の前月末日までとする。
- (5) 渡日時期等の都合により、(1)に定める入居日以外の入居申請があった場合は、その都度協議し、空室があるときは入居を許可できるものとする。その場合の入居期間は(1)に定める次期入居日の前月末日までとする。

5. 入居者区分がCに該当する者

入居者の選考は、次のとおりとする。

- (1) 空室が生じないよう、可能なかぎり有効使用を図る。
- (2) 宿舍の貸与については、原則として大学における研究期間が1月以上の者を対象とし、1月未満の者は貸与の対象としない。
- (3) 研究者用と留学生用のそれぞれの入居室数の割当枠は、相互に流用はしない。

附 則

この基準は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成21年5月21日から施行する。

附 則

この基準は、平成21年11月9日から施行する。

17. 宮崎大学附属図書館利用規程

平成 16 年 4 月 1 日
制 定

改正 平成 18 年 3 月 23 日 平成 19 年 1 月 25 日
平成 22 年 3 月 25 日 平成 22 年 9 月 22 日
平成 23 年 3 月 25 日 平成 24 年 3 月 22 日
平成 26 年 3 月 11 日 平成 26 年 11 月 28 日
平成 27 年 3 月 26 日

(趣旨)

- 第 1 条 この規程は、宮崎大学附属図書館規程第 8 条の規定に基づき、宮崎大学附属図書館（以下「図書館」という。）の利用に関し、必要な事項を定める。
- 2 この規程において、宮崎大学は「本学」、宮崎大学附属図書館長は「館長」及び宮崎大学附属図書館医学分館長は「分館長」という。
- 3 この規程において、木花キャンパスにある図書館施設は「本館」、清武キャンパスにある図書館施設は「分館」という。

(資料の定義)

第 2 条 この規程において、「資料」とは、図書館所蔵の次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 図書
- (2) 雑誌
- (3) 参考図書
- (4) 貴重図書
- (5) 視聴覚資料
- (6) マイクロ資料
- (7) 電子情報資料
- (8) その他の資料

(利用者の範囲)

第 3 条 図書館を利用できる者（以下「利用者」という。）は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 本学職員
- (2) 本学学生及びこれに準ずる者（以下「本学学生」という。）
- (3) 本学名誉教授
- (4) その他一般利用者

(開館時間)

第 4 条 開館時間は、次の表のとおりとする。

館別	曜日等			休業期
	月曜日～金曜日	土曜日	日曜日	月曜日～金曜日
本館	8:40～21:00	10:00～17:00	10:00～17:00	9:00～17:00
分館	9:00～20:00	13:15～17:00	13:15～17:00	9:00～17:00

- 2 前項の規定にかかわらず、館長又は分館長（以下「館長等」という。）が必要と認めるときは、臨時に開館時間を変更することができる。

(休館日)

第 5 条 図書館の休館日は、次のとおりとする。

- (1) 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日
- (2) 年末年始（12 月 28 日から翌年の 1 月 4 日まで）
- (3) 春季・夏季及び冬季休業期間中の土曜日・日曜日
- (4) その他館長等が必要と認めた日

(利用手続)

第 6 条 第 3 条第 1 号から第 3 号に掲げる者は、学生証、身分証明書等、その身分を証明するもの

により入館するものとし、同条第4号に掲げる者は、所定の閲覧申込書に記入の上、入館するものとする。

- 2 館外貸出しを希望する利用者は、所定の手続きを経て、利用者カードの交付を受けることができる。ただし、第3条第1号及び第2号に掲げる者で身分証明書、学生証の交付を受けた者は、その証明書で利用できる。また、第3条第3号及び第4号に掲げる者は、住所及び氏名等が確認できる書類（運転免許証、健康保険証等）を提示し、所定の利用者カード交付申込書に記入の上、利用者カードの交付を受けるものとする。
- 3 利用者カードの交付を受けた利用者は、その身分を失ったとき及び利用の許可が取り消されたときは、利用者カードを直ちに返還しなければならない。

（館内閲覧）

第7条 利用者は、必ず所定の場所で閲覧し、閉館時間までに所定の場所に返却しなければならない。

（閲覧の制限）

第8条 次の各号に掲げる場合においては閲覧を制限することができる。

- (1) 資料に独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号。以下「情報公開法」という。）第5条第1号及び第2号に掲げる情報（個人情報に係る部分等）が記録されていると認められる場合における、当該情報が記録されている部分。
- (2) 資料の全部又は一部を一定の期間公にしないことを条件に公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号）第2条第7項第4号に規定する法人その他の団体又は個人から寄贈又は寄託を受けている場合における、当該期間が経過するまでの間。
- (3) 資料の原本を利用させることにより当該原本の破損若しくはその汚損を生じるおそれがある場合又は図書館において当該原本が現に使用されている場合。

（貴重図書の利用）

第9条 貴重図書の利用については、別に定めるところによる。

（館外貸出）

第10条 利用者は、次の各号に掲げるものを除き、学生証、身分証明書又は利用者カードを提出し、手続きを経て、資料の館外貸出しを受けることができる。

- (1) 参考図書
- (2) 貴重図書
- (3) 視聴覚資料
- (4) マイクロ資料
- (5) 電子情報資料
- (6) その他館長等が指定した資料

（館外貸出冊数及び期間）

第11条 館外貸出冊数及び期間は、次のとおりとする。

種 類	館 別	利用者別	貸出冊数	期 間
図 書	本 館	本学職員	20冊以内	1か月以内
		本学学生(大学院生を除く。)	5冊以内	2週間以内
		本学大学院生	10冊以内	2週間以内
		本学名誉教授	20冊以内	1か月以内
		その他一般利用者	5冊以内	2週間以内
	分 館	本学職員 本学大学院生 本学名誉教授	10冊以内	1週間以内
		本学学生(大学院生を除く。) その他一般利用者	5冊以内	1週間以内
雑 誌	本 館	本学職員 本学学生 本学名誉教授 その他一般利用者	貸 出 不 可	
	分 館	本学職員 本学学生	3冊以内	2日間以内
		本学名誉教授 その他一般利用者	貸 出 不 可	

- 2 前項の規定にかかわらず館長等が必要と認める場合は、種類、貸出冊数及び期間を変更することができる。
- 3 医学分館の雑誌については、到着後1週間は貸出しすることができない。

(館外貸出に係る遵守事項)

第12条 利用者は、館外貸出しに当たっては、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 館外貸出しの資料は、責任をもって保管するものとし、他の者に転貸しないこと。
- (2) 館外貸出しの資料は、貸出期限内に必ず返却すること。
- (3) 館外貸出しの資料は、本学の職員若しくは学生としての身分を失うとき、長期間にわたって休職若しくは休学するとき及び館長等の許可が取り消されたときは、速やかに返却すること。

(返却延滞者の措置)

第13条 館長等は、館外貸出期間を経過し、返却しない利用者に対して、延滞した日数館外貸出を停止する。

(資料の予約及び更新)

第14条 資料が貸出中の場合、当該資料の予約をすることができる。

- 2 返却時において引き続き当該資料の貸出しを希望する者は、前項に規定する予約がない場合、貸出期間を更新することができる。

(施設・設備の利用)

第15条 第3条第1号から第3号までに掲げる者は、教育研究等のため必要があるときは、次に掲げる施設又は設備を利用することができる。

- (1) 本館
 - ア セミナールーム
 - イ グループ学修室
 - ウ グローバル学修室
 - エ 資料室
 - オ 視聴覚室兼会議室
 - カ 共同研究室兼会議室
 - キ 新聞雑誌コーナー
 - ク 情報設備
- (2) 分館
 - ア グループ学修室
 - イ セミナー室
 - ウ 多目的室
 - エ AVコーナー
 - オ 情報設備

2 前項の規定により、施設・設備を利用するときは、所定の手続きを経なければならない。

(参考調査)

第16条 利用者は、教育研究等のため必要があるときは、参考となる学術情報の提供及び関係資料の調査を依頼することができる。

(他大学図書館等の利用)

第17条 本学職員及び学生は、教育研究等のため必要があるときは、本学以外の図書館等の利用を依頼することができる。

(相互貸借)

第18条 教育研究等のため必要があるときは、他大学図書館等との相互貸借を行う。ただし、第3条第4号に定める者に関しては、他機関への依頼は行わない。

(文献複写)

第19条 利用者は、教育研究等のため必要があるときは、宮崎大学附属図書館文献複写規程に定めるところにより、図書館所蔵資料の複写を申し込むことができる。

- 2 教育研究等のため必要があるときは、他大学図書館等への文献複写の依頼を受け付ける。ただし、第3条第4号に定める者に関しては、他機関への文献複写の依頼は行わない。

(利用者の遵守事項)

第20条 利用者は、図書館の利用に当たって、次の各号を遵守しなければならない。

- (1) 静粛を保つこと。
- (2) 資料及び備品等を汚損しないこと。
- (3) 館内で飲食・喫煙しないこと。

(4) 掲示又はこれに類する行為をしないこと。

(5) その他職員の指示に従うこと。

(利用規律)

第21条 この規程に違反し、又は職員の指示に従わない者に対しては、図書館の利用を停止又は禁止することができる。

(利用の制限)

第22条 試験期間中において閲覧室が非常に混雑している場合等、教育研究に支障をきたすおそれがある場合においては、館長等は、閲覧利用を制限することができる。

(弁償義務)

第23条 利用者は、利用中の図書を汚損又は亡失若しくは図書館の施設、設備及び備品に損害を与えたときは、これを弁償しなければならない。

(個人情報の漏えい防止)

第24条 資料に記録されている個人情報（生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。）については、国立大学法人宮崎大学個人情報保護規則及び国立大学法人宮崎大学個人情報管理規程の規定に準じて、その漏えい防止のための措置を講ずるものとする。

(目録及び規程の公表)

第25条 資料を利用者の閲覧に供するため、資料の目録及びこの規程を常時閲覧室に備え付けるものとする。

(雑則)

第26条 この規程の実施に関する必要な事項は、本館にあっては館長が、分館にあっては館長の承認を得て分館長が定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年1月25日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年3月11日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

18. 宮崎大学附属図書館医学分館時間外利用細則

〔平成16年4月1日
制 定〕

改正 平成23年3月25日

(目的)

第1条 この細則は、宮崎大学附属図書館医学分館利用細則第3条の規定に基づき、宮崎大学附属図書館医学分館（以下「分館」という。）の時間外利用について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この細則において「時間外利用」とは、宮崎大学附属図書館利用規程（以下「利用規程」という。）第4条に規定された開館時間以外又は第5条各号に規定された休館日において、自動入退館管理システムにより無人の分館を利用することをいう。

(利用者の範囲)

第3条 時間外利用ができる者は、次に掲げる者のうち、第5条の規定による許可を受けた者とする。

- (1) 職員
- (2) 医員（研修医を含む。）
- (3) 大学院生
- (4) 研究生
- (5) その他分館長の許可を受けた者

(時間外利用等の範囲)

第4条 時間外利用等の範囲は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 利用場所 閲覧室及び書庫
- (2) 利用形態 館内閲覧及び図書の貸出・返却

(時間外利用の手続き)

第5条 時間外利用を希望する者は、所定の附属図書館医学分館時間外利用許可申請書に記入の上、分館長に提出し、許可を受けなければならない。

(許可)

第6条 分館長は、附属図書館医学分館時間外利用許可申請書を審査し、時間外利用の許可に当たり、支障がないと判断したときは、当該申請者の身分証明書又は学生証に時間外利用に関するデータを登録の上、所定の附属図書館医学分館時間外利用許可証を交付するものとする。

(遵守事項)

第7条 時間外利用を許可された者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 身分証明書又は学生証を他人に使用させないこと。
- (2) 身分証明書又は学生証を紛失した場合は速やかに届け出ること。
- (3) 貸出し手続きなしに図書資料を館外へ持ち出さないこと。
- (4) 設備・備品等を破損又は滅失しないこと。
- (5) 火災予防に留意すること。
- (6) 館内では、喫煙・飲食をしないこと。

(許可の取消等)

第8条 分館長は、前条各号の一に違反した者もしくは時間外利用に当たり、不正行為のあった者に対し、時間外利用の取り消し又は以後の利用を許可しないことができる。

(入館制限)

第9条 分館長は、時間外利用を許可された者が利用規程第11条に違反している場合は、時間外利用等を制限することができる。

(時間外利用等の制限)

第10条 分館長が必要と認めた場合は、第4条の規定にかかわらず、時間外利用等を制限することができる。

附 則

この細則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成23年4月1日から施行する。

VIII. 関係法規等

1. 教育基本法

(平成十八年十二月二十二日法律第百二十号)

教育基本法（昭和二十二年法律第二十五号）の全部を改正する。

我々日本国民は、たゆまぬ努力によって築いてきた民主的で文化的な国家を更に発展させるとともに、世界の平和と人類の福祉の向上に貢献することを願うものである。

我々は、この理想を実現するため、個人の尊厳を重んじ、真理と正義を希求し、公共の精神を尊び、豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成を期するとともに、伝統を継承し、新しい文化の創造を目指す教育を推進する。

ここに、我々は、日本国憲法の精神にのっとり、我が国の未来を切り拓く教育の基本を確立し、その振興を図るため、この法律を制定する。

前文

第一章 教育の目的及び理念（第一条—第四条）

第二章 教育の実施に関する基本（第五条—第十五条）

第三章 教育行政（第十六条・第十七条）

第四章 法令の制定（第十八条）

附則

第一章 教育の目的及び理念

（教育の目的）

第一条 教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。

（教育の目標）

第二条 教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 一 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。
- 二 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。
- 三 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。
- 四 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 五 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

（生涯学習の理念）

第三条 国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。

（教育の機会均等）

第四条 すべて国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならないが、人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない。

- 2 国及び地方公共団体は、障害のある者が、その障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講じなければならない。
- 3 国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学が困難な者に対して、奨学の措置を講じなければならない。

第二章 教育の実施に関する基本

(義務教育)

第五条 国民は、その保護する子に、別に法律で定めるところにより、普通教育を受けさせる義務を負う。

- 2 義務教育として行われる普通教育は、各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎を培い、また、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うことを目的として行われるものとする。
- 3 国及び地方公共団体は、義務教育の機会を保障し、その水準を確保するため、適切な役割分担及び相互の協力の下、その実施に責任を負う。
- 4 国又は地方公共団体の設置する学校における義務教育については、授業料を徴収しない。

(学校教育)

第六条 法律に定める学校は、公の性質を有するものであって、国、地方公共団体及び法律に定める法人のみが、これを設置することができる。

- 2 前項の学校においては、教育の目標が達成されるよう、教育を受ける者の心身の発達に応じて、体系的な教育が組織的に行われなければならない。この場合において、教育を受ける者が、学校生活を営む上で必要な規律を重んずるとともに、自ら進んで学習に取り組む意欲を高めることを重視して行われなければならない。

(大学)

第七条 大学は、学術の中心として、高い教養と専門的能力を培うとともに、深く真理を探究して新たな知見を創造し、これらの成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。

- 2 大学については、自主性、自律性その他の大学における教育及び研究の特性が尊重されなければならない。

(私立学校)

第八条 私立学校の有する公の性質及び学校教育において果たす重要な役割にかんがみ、国及び地方公共団体は、その自主性を尊重しつつ、助成その他の適当な方法によって私立学校教育の振興に努めなければならない。

(教員)

第九条 法律に定める学校の教員は、自己の崇高な使命を深く自覚し、絶えず研究と修養に励み、その職責の遂行に努めなければならない。

- 2 前項の教員については、その使命と職責の重要性にかんがみ、その身分は尊重され、待遇の適正が期せられるとともに、養成と研修の充実が図られなければならない。

(家庭教育)

第十条 父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(幼児期の教育)

第十一条 幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることにかんがみ、国及び地方公共団体は、幼児の健やかな成長に資する良好な環境の整備その他適当な方法によって、その振興に努めなければならない。

(社会教育)

第十二条 個人の要望や社会の要請にこたえ、社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館その他の社会教育施設の設置、学校の施設の利用、学習の機会及び情報の提供その他の適当な方法によって社会教育の振興に努めなければならない。

(学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力)

第十三条 学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力を努めるものとする。

(政治教育)

第十四条 良識ある公民として必要な政治的教養は、教育上尊重されなければならない。

- 2 法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない。

(宗教教育)

第十五条 宗教に関する寛容の態度、宗教に関する一般的な教養及び宗教の社会生活における地位は、教育上尊重されなければならない。

- 2 国及び地方公共団体が設置する学校は、特定の宗教のための宗教教育その他宗教的活動をしてはならない。

第三章 教育行政

(教育行政)

第十六条 教育は、不当な支配に服することなく、この法律及び他の法律の定めるところにより行われるべきものであり、教育行政は、国と地方公共団体との適切な役割分担及び相互の協力の下、公正かつ適正に行われなければならない。

- 2 国は、全国的な教育の機会均等と教育水準の維持向上を図るため、教育に関する施策を総合的に策定し、実施しなければならない。
- 3 地方公共団体は、その地域における教育の振興を図るため、その実情に応じた教育に関する施策を策定し、実施しなければならない。
- 4 国及び地方公共団体は、教育が円滑かつ継続的に実施されるよう、必要な財政上の措置を講じなければならない。

(教育振興基本計画)

第十七条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

- 2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

第四章 法令の制定

第十八条 この法律に規定する諸条項を実施するため、必要な法令が制定されなければならない。

附 則 抄

(施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から施行する。

2. 学校教育法（抄）

（昭和二十二年三月三十一日法律第二十六号）

最終改正：平成二六年六月二七日法律第八八号

第九章 大学

第八十三条 大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする。

2 大学は、その目的を実現するための教育研究を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。

（第八十四条～第八十六条省略）

第八十七条 大学の修業年限は、四年とする。ただし、特別の専門事項を教授研究する学部及び前条の夜間において授業を行う学部については、その修業年限は、四年を超えるものとすることができる。

2 医学を履修する課程、歯学を履修する課程、薬学を履修する課程のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの又は獣医学を履修する課程については、前項本文の規定にかかわらず、その修業年限は、六年とする。

第八十八条 大学の学生以外の者として一の大学において一定の単位を修得した者が当該大学に入学する場合において、当該単位の修得により当該大学の教育課程の一部を履修したと認められるときは、文部科学大臣の定めるところにより、修得した単位数その他の事項を勘案して大学が定める期間を修業年限に通算することができる。ただし、その期間は、当該大学の修業年限の二分の一を超えてはならない。

（第八十九条省略）

第九十条 大学に入学することのできる者は、高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する大学は、文部科学大臣の定めるところにより、高等学校に文部科学大臣の定める年数以上在学した者（これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む。）であつて、当該大学の定める分野において特に優れた資質を有すると認めるものを、当該大学に入学させることができる。

一 当該分野に関する教育研究が行われている大学院が置かれていること。

二 当該分野における特に優れた資質を有する者の育成を図るのにふさわしい教育研究上の実績及び指導体制を有すること。

第九十一条 大学には、専攻科及び別科を置くことができる。

2 大学の専攻科は、大学を卒業した者又は文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者に対して、精深な程度において、特別の事項を教授し、その研究を指導することを目的とし、その修業年限は、一年以上とする。

3 大学の別科は、前条第一項に規定する入学資格を有する者に対して、簡易な程度において、特別の技能教育を施すことを目的とし、その修業年限は、一年以上とする。

（第九十二条～第九十六条省略）

第九十七条 大学には、大学院を置くことができる。

(第九十八条省略)

第九十九条 大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする。

2 大学院のうち、学術の理論及び応用を教授研究し、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とするものは、専門職大学院とする。

(第百条～第百三条省略)

第百四条 大学(第百八条第二項の大学(以下この条において「短期大学」という。)を除く。以下この条において同じ。)は、文部科学大臣の定めるところにより、大学を卒業した者に対し学士の学位を、大学院(専門職大学院を除く。)の課程を修了した者に対し修士又は博士の学位を、専門職大学院の課程を修了した者に対し文部科学大臣の定める学位を授与するものとする。

2 大学は、文部科学大臣の定めるところにより、前項の規定により博士の学位を授与された者と同等以上の学力があると認める者に対し、博士の学位を授与することができる。

3 短期大学は、文部科学大臣の定めるところにより、短期大学を卒業した者に対し短期大学士の学位を授与するものとする。

4 独立行政法人大学評価・学位授与機構は、文部科学大臣の定めるところにより、次の各号に掲げる者に対し、当該各号に定める学位を授与するものとする。

一 短期大学若しくは高等専門学校を卒業した者又はこれに準ずる者で、大学における一定の単位の修得又はこれに相当するものとして文部科学大臣の定める学習を行い、大学を卒業した者と同等以上の学力を有すると認める者 学士

二 学校以外の教育施設で学校教育に類する教育を行うもののうち当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるものに置かれる課程で、大学又は大学院に相当する教育を行うと認めるものを修了した者 学士、修士又は博士

5 学位に関する事項を定めるについては、文部科学大臣は、第九十四条の政令で定める審議会等に諮問しなければならない。

3. 教育職員免許法（抄）

（昭和二十四年五月三十一日法律第四百七十七号）

最終改正：平成二四年八月二二日法律第六七号

（最終改正までの未施行法令）

平成二十四年八月二十二日法律第六十七号（未施行）

（授与）

第五条 普通免許状は、別表第一、別表第二若しくは別表第二の二に定める基礎資格を有し、かつ、大学若しくは文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関において別表第一、別表第二若しくは別表第二の二に定める単位を修得した者又はその免許状を授与するため行う教育職員検定に合格した者に授与する。ただし、次の各号のいずれかに該当する者には、授与しない。

- 一 十八歳未満の者
- 二 高等学校を卒業しない者（通常の課程以外の課程におけるこれに相当するものを修了しない者を含む。）。ただし、文部科学大臣において高等学校を卒業した者と同等以上の資格を有すると認められた者を除く。
- 三 成年被後見人又は被保佐人
- 四 禁錮以上の刑に処せられた者
- 五 第十条第一項第二号又は第三号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から三年を経過しない者
- 六 第十一条第一項から第三項までの規定により免許状取上げの処分を受け、当該処分の日から三年を経過しない者
- 七 日本国憲法 施行の日以後において、日本国憲法 又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

（2、3、4、5項省略）

6 臨時免許状は、普通免許状を有する者を採用することができない場合に限り、第一項各号のいずれにも該当しない者で教育職員検定に合格したものに授与する。ただし、高等学校助教諭の臨時免許状は、次の各号のいずれかに該当する者以外の者には授与しない。

- 一 短期大学士の学位又は準学士の称号を有する者
- 二 文部科学大臣が前号に掲げる者と同等以上の資格を有すると認められた者
- 7 免許状は、都道府県の教育委員会（以下「授与権者」という。）が授与する。

（免許状の授与の手續等）

第五条の二 免許状の授与を受けようとする者は、申請書に授与権者が定める書類を添えて、授与権者に申し出るものとする。

- 2 特別支援学校の教員の免許状の授与に当たっては、当該免許状の授与を受けようとする者の別表第一の第三欄に定める特別支援教育に関する科目（次項において「特別支援教育科目」という。）の修得の状況又は教育職員検定の結果に応じて、文部科学省令で定めるところにより、一又は二以上の特別支援教育領域を定めるものとする。
- 3 特別支援学校の教員の免許状の授与を受けた者が、その授与を受けた後、当該免許状に定められている特別支援教育領域以外の特別支援教育領域（以下「新教育領域」という。）に関して特別支援教育科目を修得し、申請書に当該免許状を授与した授与権者が定める書類を添えて当該授与権者にその旨を申し出た場合、又は当該授与権者が行う教育職員検定に合格した場合には、当該授与権者は、前項に規定する文部科学省令で定めるところにより、当該免許状に当該新教育領域を追加して定めるものとする。

別表第一 (第五条、第五条の二関係)

第一欄		第二欄	第三欄			
免許状の種類	所要資格	基礎資格	大学において修得することを必要とする最低単位数			
			教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目	特別支援教育に関する科目
幼稚園教諭	専修免許状	修士の学位を有すること。	六	三五	三四	
	一種免許状	学士の学位を有すること。	六	三五	一〇	
	二種免許状	短期大学士の学位を有すること。	四	二七		
小学校教諭	専修免許状	修士の学位を有すること。	八	四一	三四	
	一種免許状	学士の学位を有すること。	八	四一	一〇	
	二種免許状	短期大学士の学位を有すること。	四	三一	二	
中学校教諭	専修免許状	修士の学位を有すること。	二〇	三一	三二	
	一種免許状	学士の学位を有すること。	二〇	三一	八	
	二種免許状	短期大学士の学位を有すること。	一〇	二一	四	
高等学校教諭	専修免許状	修士の学位を有すること。	二〇	二三	四〇	
	一種免許状	学士の学位を有すること。	二〇	二三	一六	
特別支援学校教諭	専修免許状	修士の学位を有すること及び小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状を有すること。				五〇
	一種免許状	学士の学位を有すること及び小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状を有すること。				二六
	二種免許状	小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状を有すること。				一六

備考

- 一 この表における単位の修得方法については、文部科学省令で定める（別表第二から別表第八までの場合においても同様とする。）。
- 二 第二欄の「修士の学位を有すること」には、大学（短期大学を除く。第六号及び第七号において同じ。）の専攻科又は文部科学大臣の指定するこれに相当する課程に一年以上在学し、三十単位以上修得した場合を含むものとする（別表第二及び別表第二の二の場合においても同様とする。）。
- 二の二 第二欄の「学士の学位を有すること」には、文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認めた場合を含むものとする（別表第二の場合においても同様とする。）。
- 二の三 第二欄の「短期大学士の学位を有すること」には、文部科学大臣の指定する教員養成機関を卒業した場合又は文部科学大臣が短期大学士の学位を有することと同等以上の資格を有すると認めた場合を含むものとする（別表第二の二の場合においても同様とする。）。
- 三 高等学校教諭以外の教諭の二種免許状の授与の所要資格に関しては、第三欄の「大学」には、文部科学大臣の指定する教員養成機関を含むものとする。
- 四 この表の規定により幼稚園、小学校、中学校若しくは高等学校の教諭の専修免許状若しくは一種免許状又は幼稚園、小学校若しくは中学校の教諭の二種免許状の授与を受けようとする者については、特に必要なものとして文部科学省令で定める科目の単位を大学又は文部科学大臣の指定する教員養成機関において修得していることを要するものとする（別表第二及び別表第二の二の場合においても同様とする。）。

- 五 第三欄に定める科目の単位は、次のいずれかに該当するものでなければならない（別表第二及び別表第二の二の場合においても同様とする。）。
- イ 文部科学大臣が第十六条の三第四項の政令で定める審議会等に諮問して免許状の授与の所要資格を得させるために相当と認める課程（以下「認定課程」という。）において修得したもの
- ロ 免許状の授与を受けようとする者が認定課程以外の大学の課程又は文部科学大臣が大学の課程に相当するものとして指定する課程において修得したもので、当該者の在学する認定課程を有する大学が免許状の授与の所要資格を得させるための教科に関する科目として相当であると認めるもの
- 六 前号の認定課程には、第三欄に定める科目の単位のうち、教職に関する科目又は特別支援教育に関する科目の単位を修得させるために大学が設置する修業年限を一年とする課程を含むものとする。
- 七 専修免許状に係る第三欄に定める科目の単位数のうち、その単位数からそれぞれの一種免許状に係る同欄に定める科目の各単位数をそれぞれ差し引いた単位数については、大学院の課程又は大学の専攻科の課程において修得するものとする（別表第二の二の場合においても同様とする。）。
- 八 一種免許状（高等学校教諭の一種免許状を除く。）に係る第三欄に定める科目の単位数は、短期大学の課程及び短期大学の専攻科で文部科学大臣が指定するものの課程において修得することができる。この場合において、その単位数からそれぞれの二種免許状に係る同欄に定める科目の各単位数をそれぞれ差し引いた単位数については、短期大学の専攻科の課程において修得するものとする。
- 九 中学校教諭の音楽及び美術の各教科についての免許状並びに高等学校教諭の数学、理科、音楽、美術、工芸、書道、農業、工業、商業、水産及び商船の各教科についての免許状については、当分の間、この表の中学校教諭の項及び高等学校教諭の項中教職に関する科目の欄に定める単位数（専修免許状に係る単位数については、第七号の規定を適用した後の単位数）のうちその半数までの単位は、当該免許状に係る教科に関する科目について修得することができる。

4. 教育職員免許法施行規則（抄）

（昭和二十九年十月二十七日文部省令第二十六号）

最終改正：平成二六年九月二六日文部科学省令第二八号

教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）の規定に基き、及びその規定を実施するため教育職員免許法施行規則（昭和二十四年文部省令第三十八号）の全部を改正する省令を次のように定める。

第一章 単位の修得方法等

第一条 教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号。以下「免許法」という。）別表第一から別表第八までにおける単位の修得方法等に関しては、この章の定めるところによる。

第一条の二 免許法 別表第一から別表第八までにおける単位の計算方法は、大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）第二十一条第二項 及び第三項（大学院設置基準（昭和四十九年文部省令第二十八号）第十五条 において準用する場合を含む。）、大学通信教育設置基準（昭和五十年文部省令第三十三号）第五条、短期大学設置基準（昭和五十年文部省令第二十一号）第七条第二項 及び第三項 並びに短期大学通信教育設置基準（昭和五十七年文部省令第三号）第五条 に定める基準によるものとする。

第一条の三 免許法 別表第一備考第二号の規定により専修免許状に係る基礎資格を取得する場合の単位の修得方法は、大学院における単位の修得方法の例によるものとする。

第二条 免許法 別表第一に規定する幼稚園教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教科に関する科目の単位の修得方法は、小学校の教科に関する科目について修得するものとし、国語、算数、生活、音楽、図画工作及び体育の教科に関する科目（これら科目に含まれる内容を合わせた内容に係る科目その他これら科目に準ずる内容の科目を含む。）のうち一以上の科目について修得するものとする。
2 学生が前項の科目の単位を修得するに当たっては、大学は、各科目についての学生の知識及び技能の修得状況に応じ適切な履修指導を行うよう努めなければならない。

第三条 免許法 別表第一に規定する小学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教科に関する科目の単位の修得方法は、国語（書写を含む。）、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭及び体育の教科に関する科目のうち一以上の科目について修得するものとする。
2 学生が前項の科目の単位を修得するに当たっては、大学は、各科目についての学生の知識及び技能の修得状況に応じ適切な履修指導を行うよう努めなければならない。

第四条 免許法 別表第一に規定する中学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教科に関する科目の単位の修得方法は、次の表の第一欄に掲げる免許教科の種類に応じ、第二欄に掲げる科目について、専修免許状又は一種免許状の授与を受ける場合にあつてはそれぞれ一単位以上計二十単位を、二種免許状の授与を受ける場合にあつてはそれぞれ一単位以上計十単位を修得するものとする。

第一欄	第二欄
免許教科	教科に関する科目
国語	国語学（音声言語及び文章表現に関するものを含む。）
	国文学（国文学史を含む。）
	漢文学
	書道（書写を中心とする。）
社会	日本史及び外国史
	地理学（地誌を含む。）
	「法律学、政治学」

	「社会学、経済学」
	「哲学、倫理学、宗教学」
数学	代数学
	幾何学
	解析学
	「確率論、統計学」
	コンピュータ
理科	物理学
	物理学実験（コンピュータ活用を含む。）
	化学
	化学実験（コンピュータ活用を含む。）
	生物学
	生物学実験（コンピュータ活用を含む。）
	地学
地学実験（コンピュータ活用を含む。）	
音楽	ソルフェージュ
	声楽（合唱及び日本の伝統的な歌唱を含む。）
	器楽（合奏及び伴奏並びに和楽器を含む。）
	指揮法
	音楽理論、作曲法（編曲法を含む。）及び音楽史（日本の伝統音楽及び諸民族の音楽を含む。）
美術	絵画（映像メディア表現を含む。）
	彫刻
	デザイン（映像メディア表現を含む。）
	工芸
	美術理論及び美術史（鑑賞並びに日本の伝統美術及びアジアの美術を含む。）
保健体育	体育実技
	「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学、体育史」及び運動学（運動方法学を含む。）
	生理学（運動生理学を含む。）
	衛生学及び公衆衛生学
	学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。）
保健	生理学及び栄養学
	衛生学及び公衆衛生学
	学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。）
技術	木材加工（製図及び実習を含む。）
	金属加工（製図及び実習を含む。）
	機械（実習を含む。）
	電気（実習を含む。）
	栽培（実習を含む。）
	情報とコンピュータ（実習を含む。）
家庭	家庭経営学（家族関係学及び家庭経済学を含む。）
	被服学（被服製作実習を含む。）
	食物学（栄養学、食品学及び調理実習を含む。）
	住居学
	保育学（実習を含む。）
職業	産業概説
	職業指導
	「農業、工業、商業、水産」

	「農業実習、工業実習、商業実習、水産実習、商船実習」
職業指導	職業指導
	職業指導の技術
	職業指導の運営管理
英語	英語学
	英米文学
	英語コミュニケーション
	異文化理解
宗教	宗教学
	宗教史
	「教理学、哲学」
備考	
一 第二欄に掲げる教科に関する科目は、一般的包括的な内容を含むものでなければならない。(次条の表の場合においても同様とする。)	
二 英語以外の外国語の教科に関する科目の単位の修得方法は、それぞれ英語の場合の例によるものとする。(次条の表の場合においても同様とする。)	
三 「 」内に表示された教科に関する科目の単位の修得は、当該教科に関する科目の一以上にわたって行うものとする。ただし、「農業、工業、商業、水産」の修得方法は、これらの科目のうち二以上の科目(商船をもつて水産と替えることができる。)についてそれぞれ二単位以上を修得するものとする。(次条、第九条、第十五条第四項、第十八条の二及び第六十四条第二項の場合においても同様とする。)	

第五条 免許法 別表第一に規定する高等学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教科に関する科目の単位の修得方法は、次の表の第一欄に掲げる免許教科の種類に応じ、第二欄に掲げる科目について、それぞれ一単位以上計二十単位を修得するものとする。

第一欄	第二欄
免許教科	教科に関する科目
国語	国語学(音声言語及び文章表現に関するものを含む。)
	国文学(国文学史を含む。)
	漢文学
地理歴史	日本史
	外国史
	人文地理学及び自然地理学
	地誌
公民	「法律学(国際法を含む。)、政治学(国際政治を含む。)」
	「社会学、経済学(国際経済を含む。)」
	「哲学、倫理学、宗教学、心理学」
数学	代数学
	幾何学
	解析学
	「確率論、統計学」
	コンピュータ
理科	物理学
	化学
	生物学
	地学
	「物理学実験(コンピュータ活用を含む。)、化学実験(コンピュータ活用を含む。)、生物学実験(コンピュータ活用を含む。)、地学実験(コンピュータ活用を含む。)」
音楽	ソルフェージュ

	声楽（合唱及び日本の伝統的な歌唱を含む。）
	器楽（合奏及び伴奏並びに和楽器を含む。）
	指揮法
	音楽理論、作曲法（編曲法を含む。）及び音楽史（日本の伝統音楽及び諸民族の音楽を含む。）
美術	絵画（映像メディア表現を含む。）
	彫刻
	デザイン（映像メディア表現を含む。）
	美術理論及び美術史（鑑賞並びに日本の伝統美術及びアジアの美術を含む。）
工芸	図法及び製図
	デザイン
	工芸制作（プロダクト制作を含む。）
	工芸理論、デザイン理論及び美術史（鑑賞並びに日本の伝統工芸及びアジアの工芸を含む。）
書道	書道（書写を含む。）
	書道史
	「書論、鑑賞」
	「国文学、漢文学」
保健体育	体育実技
	「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学、体育史」及び運動学（運動方法学を含む。）
	生理学（運動生理学を含む。）
	衛生学及び公衆衛生学
	学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。）
保健	「生理学、栄養学、微生物学、解剖学」
	衛生学及び公衆衛生学
	学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。）
看護	「生理学、生化学、病理学、微生物学、薬理学」
	看護学（成人看護学、老年看護学及び母子看護学を含む。）
	看護実習
家庭	家庭経営学（家族関係学及び家庭経済学を含む。）
	被服学（被服製作実習を含む。）
	食物学（栄養学、食品学及び調理実習を含む。）
	住居学（製図を含む。）
	保育学（実習及び家庭看護を含む。）
	家庭電気・機械及び情報処理
情報	情報社会及び情報倫理
	コンピュータ及び情報処理（実習を含む。）
	情報システム（実習を含む。）
	情報通信ネットワーク（実習を含む。）
	マルチメディア表現及び技術（実習を含む。）
	情報と職業
農業	農業の関係科目
	職業指導
工業	工業の関係科目
	職業指導
商業	商業の関係科目
	職業指導
水産	水産の関係科目

	職業指導
福祉	社会福祉学（職業指導を含む。） 高齢者福祉、児童福祉及び障害者福祉 社会福祉援助技術 介護理論及び介護技術 社会福祉総合実習（社会福祉援助実習及び社会福祉施設等における介護実習を含む。） 人体構造及び日常生活行動に関する理解 加齢及び障害に関する理解
商船	商船の関係科目 職業指導
職業指導	職業指導 職業指導の技術 職業指導の運営管理
英語	英語学 英米文学 英語コミュニケーション 異文化理解
宗教	宗教学 宗教史 「教理学、哲学」

第六条 免許法 別表第一に規定する幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教職に関する科目の単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。

第一欄	最低修得単位数														第五欄	第六欄				
	第二欄		第三欄		第四欄								第五欄				第六欄			
教職に関する科目	教職の意義等に関する科目		教育の基礎理論に関する科目		教育課程及び指導法に関する科目								生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目		教育実習	教職実践演習				
右項の各科目に含めることが必要な事項	教職の意義及び教職員の役割	教員の職務内容及び役割	進路選択に関する各機	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程（障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。）	教育に関する社会的、制度的、常識的事項	教育課程の編成の方法	各教科の指導法	道徳の指導法	特別活動の指導法	教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）	教育課程の編成の方法	保育方法及び機器及び教材の活用	教育方法及び機器及び教材の活用	生徒指導（カウンセリングの理論及び方法を含む。）の理論及び方法	教育相談（カウンセリングの理論及び方法を含む。）の理論及び方法	進路指導の理論及び方法	幼児理解の理論及び方法	教育相談（カウンセリングの理論及び方法を含む。）の理論及び方法	
幼稚園	専修免許状	二		六							一八						二		五	二
教諭	一種免許状	二		六							一八						二		五	二
	二種免許状	二		四							一二						二		五	二
	専修免許状	二		六											四				五	二
小学校	専修免許状	二		六											四				五	二
	一種免許状	二		六											四				五	二
	二種免許状	二		四											四				五	二
中学校	専修免許状	二		六（五）											四（二）				五（三）	二
	一種免許状	二		六（五）											四（二）				五（三）	二
	二種免許状	二		四（三）											四（二）				五（三）	二
高等学校	専修免許状	二		六（四）											四（二）				五（二）	二
	一種免許状	二		六（四）											四（二）				五（二）	二

一 教育課程及び指導法に関する科目は、幼稚園教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあつては、教育課程の意義及び編成の方法、保育内容の指導法並びに教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）を含むものとし、小学校又は中学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあつては、教育課程の意義及び編成の方法、各教科の指導法、道徳の指導法、特別活動の指導法並びに教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）を含むものとし、高等学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあつては、教育課程の意義及び編成の方法、各教科の指導法、特別活動の指導法並びに教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）を含むものとする。

二 教育課程及び指導法に関する科目は、学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第三十八条に規定する幼稚園教育要領、同令第五十二条に規定する小学校学習指導要領、同令第七十四条に規定する中学校学習指導要領又は同令第八十四条に規定する高等学校学習指導要領に掲げる事項に即し、包括的な内容を含むものでなければならない。

三 教育の基礎理論に関する科目に教育課程の意義及び編成の方法を含む場合にあつては、教育課程及び指導法に関する科目に教育課程の意義及び編成の方法を含むことを要しない。

四 各教科の指導法の単位の修得方法は、小学校教諭の専修免許状又は一種免許状の授与を受ける場合にあつては、国語（書写を含む。）、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭及び体育（以下この号において「国語等」という。）の教科の指導法についてそれぞれ二単位以上を、小学校教諭の二種免許状の授与を受ける場合にあつては、国語等のうち六以上の教科の指導法（音楽、図画工作又は体育の教科の指導法のうち二以上を含む。）についてそれぞれ二単位以上を、中学校又は高等学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあつては、それぞれ、受けようとする免許教科ごとに修得するものとする。

五 道徳の指導法の単位の修得方法は、小学校又は中学校の教諭の専修免許状又は一種免許状の授与を受ける場合にあつては二単位以上を、小学校又は中学校の教諭の二種免許状の授与を受ける場合にあつては一単位以上を修得するものとする。

六 生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目は、幼稚園教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあつては、幼児理解の理論及び方法並びに教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法を含むものとし、小学校、中学校又は高等学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあつては、生徒指導の理論及び方法、教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法並びに進路指導の理論及び方法を含むものとする。

七 教育実習は、授与を受けようとする普通免許状に係る学校並びに幼稚園教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあつては小学校及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園（以下「幼保連携型認定こども園」という。）、小学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあつては幼稚園、中学校及び幼保連携型認定こども園、中学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあつては小学校及び高等学校、高等学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあつては中学校の教育を中心とするものとする。この場合において、幼稚園又は小学校には、特別支援学校の幼稚部又は小学部を含み、中学校又は高等学校には、中等教育学校の前期課程又は後期課程及び特別支援学校の中学部又は高等部を含む。

八 教育実習の単位数には、教育実習に係る事前及び事後の指導（授与を受けようとする普通免許状に係る学校以外の学校、専修学校、社会教育に関する施設、社会福祉施設、児童自立支援施設及びボランティア団体における教育実習に準ずる経験を含むことができる。）の一単位を含むものとする。（第七条第一項、第十条及び第十条の四の表の場合においても同様とする。）

九 幼稚園又は小学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教育実習の単位は、幼稚園（特別支援学校の幼稚部及び附則第十八項第四号に規定する幼稚園に相当する旧令による学校を含む。）、小学校（特別支援学校の小学部及び附則第十八項第一号に規定する小学校に相当する旧令による学校を含む。）又は幼保連携型認定こども園において、教員として一年以上良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有する者については、経験年数一年について一単位の割合で、表に掲げる幼稚園又は小学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教職に関する科目（教育実習を除く。）の単位をもつて、これに替えることができる。

十 中学校又は高等学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教育実習の単位は、中学校（中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部並びに附則第十八項第二号に規定する中学校に相当する旧令による学校を含む。）又は高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部並びに附則第十八項第三号に規定する高等学校に相当する旧令による学校を含む。）において、教員として一年以上良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有する者については、経験年数一年について一単位の割合で、表に掲げる中学校又は高等学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教職に関する科目（教育実習を除く。）の単位をもつて、これに替えることができる。

十一 教職実践演習は、当該演習を履修する者の教科に関する科目及び教職に関する科目（教職実践演習を除く。）の履修状況を踏まえ、教員として必要な知識技能を修得したことを確認するものとする（第十条及び第十条の四の表の場合においても同様とする。）。)

十二 幼稚園、小学校又は中学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教職の意義等に関する科目、教育の基礎理論に関する科目、生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目、教育実習又は教職実践演習の単位は、教職の意義等に関する科目にあつては二単位まで、教育の基礎理論に関する科目にあつては六単位（二種免許状の授与を受ける場合にあつては四単位）まで、生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目にあつては二単位まで、教育実習にあつては三単位まで、教職実践演習にあつては二単位まで、他の学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合のそれぞれの科目の単位をもつてあてることができる。

十三 高等学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教職の意義等に関する科目、教育の基礎理論に関する科目、生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目、教育実習又は教職実践演習の単位は、教職の意義等に関する科目にあつては二単位まで、教育の基礎理論に関する科目にあつては六単位まで、生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目、教育実習並びに教職実践演習にあつてはそれぞれ二単位まで、幼稚園、小学校又は中学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合のそれぞれの科目の単位をもつてあてることができる。

十四 幼稚園又は小学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教育課程及び指導法に関する科目に係る教育課程の意義及び編成の方法並びに教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）の単位のうち、二単位（二種免許状の授与を受ける場合にあつては一単位）までは、幼稚園又は小学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の単位をもつてあてることができる。

十五 小学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教育課程及び指導法に関する科目に係る各教科の指導法の単位のうち、生活の教科の指導法の単位にあつては二単位まで、特別活動の指導法の単位にあつては一単位まで、幼稚園の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の保育内容の指導法の単位をもつてあてることができる。

十六 保育内容の指導法の単位のうち、半数までは、小学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合の各教科の指導法又は特別活動の指導法の単位をもつてあてることができる。

十七 括弧内の数字は、免許法別表第一備考第九号の規定の適用を受ける者の修得すべき単位数とする。

2 免許法 別表第一備考第六号に規定する教職に関する科目の単位を修得させるために大学が設置する修業年限を一年とする課程（以下「教職特別課程」という。）における教職に関する科目の単位の修得方法は、前項に定める修得方法の例によるものとする。

3 大学は、第一項に規定する各科目の開設に当たつては、各科目の内容の整合性及び連続性を確保するとともに、効果的な教育方法を確保するように努めなければならない。

第六条の二 免許法 別表第一に規定する幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の教諭の専修免許状の授与を受ける場合の教科又は教職に関する科目の単位の修得方法は、第二条から第五条までに規定する教科に関する科目（中学校及び高等学校にあつては、当該専修免許状の授与を受けようとする者が有し又は所要資格を得ている一種免許状の教科に応じた教科に関する科目）又は前条に規定する教職に関する科目のうち一以上の科目について単位を修得するものとする。

2 免許法 別表第一に規定する幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の教諭の一種免許状又は二種免許状の授与を受ける場合の教科又は教職に関する科目の単位の修得方法は、第二条から第五条までに規定する教科に関する科目（中学校及び高等学校にあつては、授与を受けようとする免許状の教科に応じた教科に関する科目）又は前条に規定する教職に関する科目若しくは大学が加えるこれに準ずる科目のうち一以上の科目について単位を修得するものとする。

第七条 免許法 別表第一に規定する特別支援学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合の特別支援教育に関する科目の単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。

特別支援教育に関する科目		最低修得単位数				
		第一欄	第二欄	第三欄		第四欄
免許状の種類	特別支援教育の基礎理論に関する科目	特別支援教育領域に関する科目		免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目		心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習
		心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	
特別支援学校教諭	専修免許状	二	十六	五		三
	一種免許状	二	十六	五		三
	二種免許状	二	八	三		三

備考
 一 第一欄に掲げる科目は、特別支援学校の教育に係る、心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想並びに心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育に係る社会的、制度的又は経営的事項を含むものとする。
 二 第二欄に掲げる科目の単位の修得方法は、特別支援教育領域のうち、一又は二以上の免許状教育領域（授与を受けようとする免許状に定められることとなる特別支援教育領域をいう。次項において同じ。）について、それぞれ次のイ又はロに定める単位を修得するものとする。

イ 視覚障害者又は聴覚障害者に関する教育の領域を定める免許状の授与を受けようとする場合にあつては、当該領域に関する心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目（以下「心理等に関する科目」という。）並びに当該領域に関する心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目（以下「教育課程等に関する科目」という。）について合わせて八単位（二種免許状の授与を受ける場合にあつては四単位）以上（当該心理等に関する科目に係る一単位以上及び当該教育課程等に関する科目に係る二単位（二種免許状の授与を受ける場合にあつては一単位）以上を含む。）

ロ 知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。以下同じ。）に関する教育の領域を定める免許状の授与を受けようとする場合にあつては、当該領域に関する心理等に関する科目及び当該領域に関する教育課程等に関する科目について合わせて四単位（二種免許状の授与を受ける場合にあつては二単位）以上（当該心理等に関する科目に係る一単位以上及び当該教育課程等に関する科目に係る二単位（二種免許状の授与を受ける場合にあつては一単位）以上を含む。）

三 第三欄に掲げる科目は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者及び病弱者に関する教育並びにその他障害により教育上特別の支援を必要とする者に対する教育に関する事項のうち、授与を受けようとする免許状に定められることとなる特別支援教育領域に関する事項以外の全ての事項を含むものとする。

四 第四欄に定める単位は、特別支援学校において、教員として一年以上良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有するものについては、経験年数一年について一単位の割合で、それぞれ第一欄から第三欄までに掲げる科目に関する単位をもつて、これに替えることができる。

（中略）

第六十六条の六 免許法 別表第一備考第四号に規定する文部科学省令で定める科目の単位は、日本国憲法 二単位、体育二単位、外国語コミュニケーション二単位及び情報機器の操作二単位とする。

5. 教育職員免許状について

(1) 教育職員免許状授与の所要資格を得させるための課程認定一覧

教育職員免許状授与の基礎となる単位は、文部科学大臣が教育職員養成審議会に諮問して免許状授与の所要資格を得させるための課程として、相当と認める課程において修得したものでなければならない。

ここにいう課程とは、現実には個々の大学、学部を示すのであるが、本学では現在次の免許教科が文部科学大臣より認定されている。

大学名	免許状の種類	免許教科
宮崎大学	幼稚園教諭1種普通免許状	
	小学校教諭1種普通免許状	
	中学校教諭1種普通免許状	国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術、家庭、英語
	高等学校教諭1種普通免許状	国語、地理歴史、公民、数学、理科、音楽、美術、保健体育、家庭、工業、農業、水産、英語
	特別支援学校教諭1種普通免許状	知的障害者、肢体不自由者、病弱者

従って、上記以外の免許状を取得しようとする場合、宮崎大学で修得した科目単位（教養科目・外国語科目・保健体育科目を除く）は通用しない。

なお、本学科目等履修生の場合もこの認定が適用される。

専修免許状授与の所要資格を得させるため適当な課程として文部科学大臣より認定されたものは、次のとおりである。

大学名	研究科名	免許教科
宮崎大学大学院	工学研究科	工業・理科
	農学研究科	農業・水産
	教育学研究科	別表参照

【別表】

専攻	研究科名	免許教科
教職実践開発専攻	幼稚園教諭専修免許状	
	小学校教諭専修免許状	
	中学校教諭専修免許状	国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術、家庭、英語
	高等学校教諭専修免許状	国語、地理歴史、公民、数学、理科、音楽、美術、保健体育、工業、家庭、英語
	特別支援学校教諭専修免許状	知的障害者、肢体不自由者、病弱者
学校教育支援専攻	幼稚園教諭専修免許状	
	小学校教諭専修免許状	
	中学校教諭専修免許状	国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術、家庭、英語
	高等学校教諭専修免許状	国語、地理歴史、公民、数学、理科、音楽、美術、保健体育、工業、家庭、英語
	特別支援学校教諭専修免許状	知的障害者、肢体不自由者、病弱者

(2) 教育職員免許法について

教育職員免許法、教育職員免許法施行令（政令）、教育職員免許法施行規則（文部科学省令）で規定している。しかし、具体的に免許法を適用して免許状を授与するのは各授与権者（都道府県教育委員会及び知事）であるので各県で多少その取扱いが違っている。

(イ) 免許法及びその適用範囲

適用を受ける者は、いわゆる教育職員だけであって、更に正確にいえば学校教育法第1条に定める小学校・中学校・高等学校・特別支援学校及び幼稚園の教諭・助教諭及び講師であり、国公私立及び常勤・非常勤を問わない。

(ロ) 免許状の授与

免許状の授与については、免許法別表第1に示す基礎資格と所定の単位を取得した者に授与されるのであるが、教育文化学部学校教育課程の学生は、この条件を満たすべく教育課程が編成されているから卒業条件を満たせば、必然的に各学校の担当免許状を取得できる。

(ハ) 免許法上の単位修得方法

教育職員免許法別表第1に規定する「大学における最低修得単位数」は教育職員免許法施行規則第1条から第7条に示す基準によって修得する。この単位数は免許状を取得するための最低必修単位数を示したものであって、これ以上の単位を修得することが望ましいのである。

6. 小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律

(平成九年六月十八日法律第九十号)

最終改正：平成一八年六月二一日法律第八〇号

(趣旨)

第一条 この法律は、義務教育に従事する教員が個人の尊厳及び社会連帯の理念に関する認識を深めることの重要性にかんがみ、教員としての資質の向上を図り、義務教育の一層の充実を期する観点から、小学校又は中学校の教諭の普通免許状の授与を受けようとする者に、障害者、高齢者等に対する介護、介助、これらの者との交流等の体験を行わせる措置を講ずるため、小学校及び中学校の教諭の普通免許状の授与について教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百七号）の特例等を定めるものとする。

(教育職員免許法の特例)

第二条 小学校及び中学校の教諭の普通免許状の授与についての教育職員免許法第五条第一項の規定の適用については、当分の間、同項中「修得した者」とあるのは、「修得した者（十八歳に達した後、七日を下らない範囲内において文部科学省令で定める期間、特別支援学校又は社会福祉施設その他の施設で文部科学大臣が厚生労働大臣と協議して定めるものにおいて、障害者、高齢者等に対する介護、介助、これらの者との交流等の体験を行った者に限る。）」とする。

2 前項の規定により読み替えられた教育職員免許法第五条第一項の規定による体験（以下「介護等の体験」という。）に関し必要な事項は、文部科学省令で定める。

3 介護等に関する専門的知識及び技術を有する者又は身体上の障害により介護等の体験を行うことが困難な者として文部科学省令で定めるものについての小学校及び中学校の教諭の普通免許状の授与については、第一項の規定は、適用しない。

(関係者の責務)

第三条 国、地方公共団体及びその他の関係機関は、介護等の体験が適切に行われるようにするために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 特別支援学校及び社会福祉施設その他の施設で文部科学大臣が厚生労働大臣と協議して定めるものの設置者は、介護等の体験に関し必要な協力を行うよう努めるものとする。

3 大学及び文部科学大臣の指定する教員養成機関は、その学生又は生徒が介護等の体験を円滑に行うことができるよう適切な配慮をするものとする。

(教員の採用時における介護等の体験の勘案)

第四条 小学校又は中学校の教員を採用しようとする者は、その選考に当たっては、この法律の趣旨にのっとり、教員になろうとする者が行った介護等の体験を勘案するよう努めるものとする。

附 則

1 この法律は、平成十年四月一日から施行する。

2 この法律の施行の日前に大学又は文部大臣の指定する教員養成機関に在学した者で、これらを卒業するまでに教育職員免許法別表第一に規定する小学校又は中学校の教諭の普通免許状に係る所要資格を得たものについては、第二条第一項の規定は、適用しない。

附 則（平成一一年一二月二二日法律第一六〇号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則（平成一八年六月二一日法律第八〇号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。